

324

372



始



3491



明治十一年大政官翻譯

日本西教史

下

時事彙存社翻刻發行

大正
3. 7. 20
内交

日本西教史下巻目次

第十一章

日本派出の教師長崎へ來ること及び官廷へ出ること——支那帝の使節及び其逃亡のこと——再度の使節を禮接するための設備——恐懼すべき大地震——太閤秀吉支那の使節を輕蔑せしこと并に朝鮮と再び戦端を開きしこと——有馬王の同胞女マキセス死去のこと——基利新宗徒を虐過せし原因——サン・フランソワの宗徒罪を得しこと——西班牙船長の所行——宗徒捕縛せられしこと——教師オルガンタンも捕縛の數に入りしこと——セジュウイ教師の宅を圍まれしこと——基利新宗徒皆殉教を決心せしこと——太閤殿下伏見の宮殿遺營の時諸教師誅戮に逢ふに付きペール・パチスト及びオルガンタン師の書翰——デユドー右近の死を決せし話——都尹の兩子及び其他の人々賞譽すべき熱心を現はせし話——基利新宗の婦人及び幼児軍の勇猛心——太閤秀吉死囚に在るセジュウイ教師の所行につき不審のこと——サン・フランソワ社教師六名耶蘇教社宗徒三名基利新宗徒十七名十字架に於て磔死を命ぜられしこと——囚徒を磔罪に處すべき旨長崎奉行に命令下りしこと——囚徒を刑り都大阪及び堺の市街に徇へそれより長崎へ送られしこと——ペール・コミセールよりコレージュ・レクターへ書を贈りしこと——セジュウイの教師兩名囚徒を問ひしこと——ペール・コミセール及びペール・ロドリゲス兩師の所行——囚徒二十六名刑場に引出され十字架に磔死せられしこと——フレール・チャツク・キサイの信心——フレール・ポール・ミキの勲勵なりしこと及び其出身所行并に十字架上に於て説教せしこと——フレール・ジャン・ド・ゴトリーの稀なる品行——幼児の信心なりしこと——ペール・コミセール及び其夥伴の死去

第十一章

太閤秀吉再び朝鮮と兵を構ふこと——ヒリピン島再度の使節——ペール・ゼジュウイに關したる號令——日本派遣の教師及び他の人々の死去——ゼジュウイ教徒十一名支那へ歸ること——教師二名ヒリピン島より日本に到りしこと——太閤病に罹りしこと——天下か其の子に譲りしこと——太閤自ら神とし祭られんことを欲せしこと——太閤死去のこと——國中擾亂を醸せしこと——ゼジュウイ徒長崎及び平戸に於て酷虐に逢ふこと——ゼジュウイ徒數千の偶像信者を改宗せしめしこと——太閤秀吉を神と崇めしこと——大村國主の夫人死去のこと——九名の諸侯徒黨して内府に背きしこと——丹後侯夫人の慘死——諸侯九名の軍内府の爲めに敗られしこと——シモに於て紛擾起りしこと——ゼジュウイ徒の危難——ドム・オーギユスタンの慘死及び其葬式——同人の嗣子害に遇ふこと——内府國郡を其黨の諸侯に分與せしこと——シモに於ける再度の紛擾——肥後に於て基利新宗徒を虐遇せしこと——内府公方の稱號を受けしこと並に宗徒の虐遇を始めしこと——日本に在る教會の景狀——日本の高貴なるドム・ジャン及びドム・シモンの殉教——ドム・シモンの母サント・ジャンヌ妻アイン・ドム・ジャンの妻マリイ其子ルーイの殉教——ドム・シモンの首を斬りたる人の改心せしこと

第十二章

日本の基督教の景況及び國內の情實——舊長崎奉行寺澤氏基督教徒を虐待せしこと——門閥の少年基督教徒を厚信せしこと——三人の孝子其母を養ふに厚きこと——公方日本の君主となる——日本基督教徒盛行の景況——西班牙人輕率倨傲のこと——長崎に於て修齋の尊崇を爲す——三名のジフイヤツク幽閉せらる——三名よりプロワンジャールに書を贈りしこと——ジョアシム及びメルシオル・ダミ

第十四章

基督教徒を虐遇せんとし及び公方教徒を追放せし報告——信教に因て追放せられし諸侯の信心堅固なりしこと——兄弟二人強暴の呼出しを受けしこと——基督教婦人の大勉強——フランス・ジャンの死——有馬世子基督教徒を虐遇せしこと——ゼジュウイ宗徒を國中より追放せしこと——有馬の宗徒就中小兒に嘉賞すべき決心ありしこと——殉教を希ひ衆教徒一處に結合せしこと——ガラソ・カビテースト——マス母妻及び其子と興に信教に因て死に就きしこと——有馬王既に教徒を殺して又其子二人を殺せし話——二公子の母ジュストの信心堅固なりしこと——基督教徒有馬及び江戸に於て虐遇せられしこと——宗徒八名有馬王のために火罪に處せられしこと——京都伏見大阪に在る教師みな追放せられしこと——京都に在る宗徒の大決心——基督教を禁する布令——廣島豊後博多の宗徒及び肥後の宗徒の厚信並に殉教のこと——有馬酷虐再起のこと——日本派遣の教師ペール・ルーイ・セルケラ死去のこと——長崎の基督教徒信心凝固のこと——基督教徒悉く流刑に處せられテウドー右近のとも其家族と共に罪に遭ふこと

右近どのマニールに至り其鎮座より敬待せられしこと 同氏の死去及び其葬式 右馬及び口の津の基督教徒酷虐を受けしこと 虐遇暫止のこと

第十五章

二五三

公方秀頼に兵を向けしこと及び大阪城の戦闘 秀頼の防禦及び圍を解きしこと 公方再び襲撃し其計偶申して忽ち其地を有せしこと 秀頼蹤跡を失す 公方の死去 日本に在る教門の景況 宗徒苛虐を蒙るの間教師の所行 タラスケ及び教師信者等殉教せしこと 一教師六十名の佛僧と議論のこと 信教のため惨虐を蒙りし信者の説話 信教の爲めに數回議論ありしこと ぜジュウイ・レナル・キムラ殉教のこと 長崎に於て基督宗徒十一名斬首せられしこと フレール・アムボリス・フェルナンデ(本文にアンフロワーズに作る)及び大村宰獄に於て虐遇せられしもの、死せし話 フレール・アムボリスの死せしことにつきペール・スピノラーの書状 兩貴人の殉教 宗徒五十二人(本文三十六人を舉ぐ)都に於て火刑に處せらる 右宗徒の善行 イギヤス・シキエモン火刑を命ぜらる 此虐遇の間教師の所行 マチヤスと名づくる一宗徒の奮勵 豊前國に於て宗徒五名十字架上に磔死せしこと 宗徒數名長崎に於て殉教せしこと 紳士レワン・ノダ・リヒヨウエ殉教のこと 國々に神恩の靈妙の現はれしこと 宗教を離れし父の酷責を受けし一兒の信心堅固なりしこと ジョアキム及び其妻アンヌ老夫婦殉教のこと 將軍基督教の禁令を再發せしこと オーギユスタン・ドミニツク兩社の教師及び信者一名焚殺せられ宗徒十二名斬首せられしこと

第十六章

四四五

師徒二十二名信者三十名宗教の事に因つて斷獄せらる 前數師徒の内一名は斬首其他は焚殺せられしこと ペール・スピノラー及びペール・セバステエン・キムラの小傳 アントワン・サガ及び兩少年の殉教 基督師徒八名及び信者六名大村に於て殉教せしこと 婦人の宗徒信心堅固のこと ぜジュウイ・ペール・カミー・コンスタンスの嘉賞すべき殉教 殉教者の傳説 一少年の奮發 ぜジュウイ・ペール・ポール・ナワール入牢せしこと ポール・ナワール豊後殿に面謁せしこと ポール・ナワール三名の宗徒と共に殉教せしこと 將軍の處置 宗徒の虐遇又起りしこと 宗徒五十名江戸に焚殺せらる ペール・イエロム・デザンジ及びぜジュウイ・フレール・シモン・イエムボの小傳 政宗の領國に於て虐遇を起せしこと ぜジュウイ・ペール・カラワイル入牢せしこと 同人及び衆徒の殉教 同人の小傳 フランソワ・ジョオジマ・シントロワの決死 同人の信心なりしこと及び其稀有の德行 ヒリピン島の鎮座より使節を將軍に遣りしこと 日本に在る外國人悉く追逐せられしこと 肥前平戸の婦人信教の爲め虐遇せられ死に至りしこと アレキシス全家殉教のこと ダミヤンの母イサボー及び妻ヘアトリス其四小兒其他有名人の殉教 宗教童子の善行 ペール・カラワイル及び其他師徒の殉教 ペール・カラワイルの略傳 レオン・ミサキ及び其三子の殉教

第十七章

五八九

日本國の景況及び日本に在る禮拜堂の景況 チャツク・コイシ、カイ・コリエン、ラルガンティン及び其妻火刑に處せらる 宗徒四十二人入牢を命ぜらる 高貴の女其親に殺さる 宗徒二十五名斬首せらる 教師九名火刑に處せらる 囚徒其守衛人を改宗せしめしこと ペール・ゼアン・パテイスト等の殉教及びぜジュウイ・バシエコ、ペール・ゼアン・パテイスト、ゾラ、ペール・バルタザル・ド・トレイ及び其伴侶の殉教せし者の略傳 ペール・ガスバルド・カストロ

第十八章

の小傳——ゼアン・ナイゼン暴貴に耐へず服従し後其の非を認む——宗徒を殺す爲めに其所在を探察せられしこと——一紳士信教の爲めに火刑に處せらる

六五三

信者に施す酷責を新たに計畫せしこと——少年宗徒の信心——島原口ノ津の宗徒を非常に虐遇せしこと——一官員を酷苦に陥れしこと——アリー及びアリマの宗徒を虐遇せしに其人數新たに加はりしこと——少年の奇行——七十二翁の善行——衆宗徒殿冬海底に沈められしこと——其他の宗徒をフゼン岳に誘ひ熱湯の中に沈めしこと——數名の婦人虐遇せられしこと——宗徒十名熱湯の刑に罹ること——レオナル・マスダ・テンゾウの殉教

第十九章

基督宗徒死刑を受くること——五歳の男兒及初生の女兒を刎首すると——シモン・ポールの殉教——數名の紳士其妻と共に耶蘇基督を信念し爲めに死に就きしこと——長崎に於て又信者を虐遇せしこと——信心堅固の人々の行狀——ゼジュウイ派のペール石田及びサン・オーギユス派の教師三名獄に下さるること——ペール石田四獄に由り上申したる書翰——若干の教師獄に下されしこと——ペール石田虐遇を受け終に死刑に處せらるること——ジャツク中島久兵衛及び母マリ―感すべき志操を懐き刑を受くること——ジャツクの妻アガト同刑を受けざるを以つて悲傷せしこと——アガトの三子外祖父レヲンと俱に死刑を受くること——基督信者七十三人大村に於て殿刑を受くること——高來の基督信者を拷問するに數種の方法を用ひしこと——暴主の施したる苦責の新法——童子等を未曾有の殘虐に處したること——五十人の基督信者島原に於て、酷刑を受くること——五人の背教者再び聖教に入り刑せらるること——

七〇五

第二十章

——上帝暴主豊後殿を罰すること

將軍の死去——宗徒の虐遇又加はる——ペール・ジャルモン其他の宗徒殉教せしこと——日本の宗徒火罪を受け又は渾中に倒懸せらる——ペール・ペノア・フェルナンデ及び其他の人々渾中に倒懸せらる——アコスタ―師及び其他人々の殉教——羅馬に使せし使節の一人ペール・ジュリヤン中浦渾中に倒懸せられ宗教保護の爲めに死を致せしこと——四名の教師同氏と共に殉教せしこと——教監の死去——教師ウイレラの書翰——將軍ペールの書に因て危懼を生ぜしこと——ペール・セバスタヤン・ウイレラ及び其伴侶五名の殉教——ペール・マルセル・フランソワ・マストリの死時奇妙を見せしこと——サン・フランソワ・ザウイエ―師の奇異——日本人ペール・カスイの德行——アリマ宗徒の謀叛——葡萄牙の使節四名長崎に於て斬首せられしこと——ペール・アントワン・リエバン及び伴侶四名の殉教——同氏及びペール・アルベル・メシンスキ・ポロノア、ペール・ジャツク・モラル、ペール・アントワン・カベチー、ペール・フランソワ・マルチスの略傳——ペール・マルニーよりペール・ロードへ贈る書翰

七七二

餘論

.....八五九

八五九

日本西教史下卷目次終

日本西教史 下卷

太政官翻譯係譯述

第十一章

日本西教史

太閤殿下天主教の施行を禁せし以前に於て、葡萄牙國王及び教會の諸教師より羅馬法王ピアス第九世へ、日本國に教法の大に弘まりしこと、竝に僧を度し或は聖教歸依の徒へ秘訣授與の爲め、一人の教會長を置くべき旨を奏しければ、法王乃ち教會の師父三名へ日本教會の總轄を命せらる。第一に命を受けし者をオヴィエード師と云ふ、此人は亞弗利加洲エチラビー國の教會主教官となり、多年辛苦して業を勤むと雖も更に其効なし、故に日本の教會長に轉任せしなり。然るに千五百六十六年二月一日師父書を法王を奉り、己れ一旦天帝より授けられし教會を離れ他所に移るは固より快とせざる所にして、且此地も萬事和熟し、固陋なる人民も終に聖教の徳に服する日有らんことの念願なきに非ず、今若し此地を去らば、多年辛苦を極め愚民を導きし勤勞の空に屬するのみならず、此身は必定回教宗徒の手に落ちて害を被る可しと哀訴して

恩免を請ひければ、法王も此主教官の聖徳あるを知り其請ふ所に従ふ。因て此人は遂にエチラ
ビーに留り、數多の艱難辛苦を受、千五百九十七年に卒せり。

法王はオヴィエード師の代をメルシヤール師に命ず。師は印度の臥亞に於て日本教會長に任
せられ、支那の京城に至り、日本に發向せんとせしとき不幸にして死す。因て法王又葡萄牙國の
教會主教官セバスタン・モレヲ師を日本の教會長に任ず。此人はリスボンに於て命を受け、其年
日本國に向ひ發せしが、乗る所の船亞弗利加洲の西岸なるモザンヴィックにて冬を越さんと暫
く滯留の間、旅中の勞と風土の異との爲めに病死す。此報羅馬に達せしにより、法王印度の主
教官ヘール・マルチネ師を日本の教會長に任ず。此人は臥亞に於て命を受く。法王はマルチネ師
の代任としてエボラの教法講師ルイ・ド・セルケラ師へ印度教會の主教官を命ず。此人もリスボン
に於て命を受け、千五百九十四年に印度へ發せり。

マルチネ師長の臥亞に於て日本へ渡り教會を巡視せんと便宜を求むる時に當り、アレキサン
ドルウリニヤン師長太閤殿下よりの印度總督へ贈る書翰を齎らし至れり。蓋殿下は總督の耶蘇
教師を使として遣はせし實否を尋ねんとし書を贈りしものなり。此に於てマルチネ師長は日
本に入り國王に謁する好便宜なりと思考し、總督も亦同意なりしに由り、乃ち殿下の歡心を得
んと數多の聘物を返翰に添へ師長に託せり。

マルチネ師長は千五百九十五年臥亞を發し、支那に於て耶蘇教師六名を伴ひ、明年八月十三
日航海し風波の難無く長崎に至れり。

此時主教官ゴメー師は數多の教師並に葡萄牙人と共に船中に來り、祝辭を述べたり。其翌日
師長は己れを寺觀へ送らんと禮服を着け旗を立て十字架を捧げ待ち設けたる教會の人に迎へら
れ、港内に入る。然るに耶蘇教嚴禁の時なれば教會衰微して、師長の來るに逢へども奉教人喜
悅の色を見はし恭敬の意を盡す能はず、只數多の奉教人來て師長を拜し、其職務たる授戒を請
ふ者終日間斷なし。師長は之を見て日本人の奉教に勇めることは曾てより聞及びたれども、甚
信じ難く思ひしに、今見る所聞く所に優るとて涙を流し喜びたり。

日本海の水師提督ドム・オーギユスタンは朝鮮より還りて支那の國使を伏見へ送り、而して後
速に來り師長に見へて降福を請ひ、又米と麥百苞を贈るを以て、師長は日本の耶蘇宗徒日々食
料の外餘資なきに困り、此れを以て旅行の費用に充てたり。此時其他の諸侯よりも同様の覲物
を供給せり。

師長は使節の事を行ひ其任を果さんと、通辯官ロドリゲ師を伏見に遣はし、己れの到着並
に印度總督の書翰と聘物とを齎せしことを太閤殿下へ告げければ、殿下之を聞き大に喜び其入
謁を許す。是に於てロドリゲ師は殿下の書を持ち歸り師長に呈しければ、師長は之れを得て

長崎を發す。是時已に長崎に於て四千人へ秘訣の授與を終り、途中も數多の奉教人群聚して其手を拜し、降福を求め、天主の頌徳歌を唱へ、此地より出で彼地へ送り、其狀恰も在昔猶太國の人民基督のジエリユサレム城に入るを迎へしが如し。

師長は耶蘇教師二名葡萄牙人數名を従へ、千五百九十六年伏見の宮中に入り、寒暄の應對、定例の儀式終りて後、太閤殿下へ印度國總督の書翰竝に聘物を呈しければ、殿下之を見て返翰の遅延せし仔細を問ふにより、師長詳に其由を述べ畢りしに、殿下も其理に服し、茶を進め厚く禮して暇を賜ひ、因て宮中を退き數日都に滞留す。此時日々秘訣授與を請はんと諸方より來る奉教人を慰諭し、朝聘の禮を畢りし後長崎へ歸りき。

太閤殿下は猶支那より和議を請はせ、武威を輝かして朝鮮の戰を止めんとの望あり、然れども**オーギユスタン**は自ら全世界の主と稱せる支那皇帝をして日本の主に和を請ひ、使を通せしむるは極めて難事なれば、之を爲す如何せんと深く謀り、終に和議を整ふる計略を畫せり。蓋此時適々朝鮮に在る老年の支那人沈游擊と云ふ者才智ある紳士にして、曾て支那の軍事に老練しければ、**オーギユスタン**之れと商議して曰く、我主朝鮮の諸城を經略し、遂に支那に攻め入んとの意あり、二國早く和議を整へざる可らず、然れども此和議を整ふるは支那皇帝より太閤殿下へ使を遣はす可し、然る時は殿下必待遇の禮を厚くして和議整ふ可し、和議一度び成るに至

れば、我兵盡く朝鮮を退かんと。

游擊此議を喜び忽ち承諾して本國へ奏しければ、内閣の大臣も之を然りとして紳士二人を使に充て、數多の從者を副へ、諸事游擊に謀りて其指揮に従ひ從事す可き旨を傳へ、**オーギユスタン**の城に遣はせり。**オーギユスタン**は此由を太閤殿下に上告しけるに、殿下は固より此事を望めども行はる可らずとなせし所なれば悦びに堪へず、且其性極めて傲慢なる君なれば、他まで其宮殿を美麗にして使者を見んと用意を命せられ、又**オーギユスタン**へは使者を城に留め置き厚く饗應す可き旨を傳へらる。

暫くして**オーギユスタン**は命を受け、長崎奉行と共に、事の詐りなき證據として游擊を伴ひ日本に歸り、之を都に留めて入謁の命を待たしむ。太閤殿下は**オーギユスタン**の智勇を賞し、涙を垂れて勳功を勞らひければ、列坐の諸公も、**オーギユスタン**は此の如く大功あれば遠からずして數多の國を賞賜せらる可しと羨みける。然れども人事は破れ易く、王侯の友誼は頼み難し。今其事を説き出す可し。

游擊始めて入謁し彩緞錦帛名馬駱駝等を獻せしに、太閤厚く之を禮し、初めは日本の故例を以て公廳に於て饗應し、次に私館に燕飲を設け、侍女をして黄金の杯盤を以て酒食を饗せしめけるに由り、游擊は其黄金を以て食案を作れるに驚き、世に此の如き美麗なるもの有るを知

らすと云へり。游撃は數度の響應を受けて後、己れは堺に退き二使の來るを待たんと請ふにより、日本名工の作にて金銀珠玉を鑲めたる甲冑二具、太刀、槍劍等を與へて暇を賜りける。

日本に於ては支那の國使を迎へんと専ら其準備を爲せしに、兩使は朝鮮に淹留せられ、渡海久く遅延すれども其事故を知る能はず、甚之に倦み、一人の使者は其困苦に堪へざるか、又疑ふ事の有るか、游撃にも談せずして夜半に城を遁れ出で、本國へ奔りければ、日本人を追ふと雖も、彼は善く道路を知るを以て、捕ゆること能はざりし。

使者の逃去りしことに就きて種々の説あり、或は囚虜の如く城内へ留め置きたるを以て憤りて去りし者なりと云ひ、又は少年紳士なれば恐怖したるなりと云ふ。其仔細を尋るに、支那の官人は概ね氏族極めて賤き者なれども、既に學力の殿試を受る時は百官有司に登用せらる。此れに由て累世名家の子の如く幼稚の時より氏族を重んじ、祖先の功を慕ひ、自然に武將の度量と家聲を墮さじとの志有る者稀なり。彼の紳士は富家の子にして、軍旅の事は書を以て見しのみなれば、城砦の内に在りて衛士に圍まれ、勇氣餘り有る怖る可き日本人の中に居て已に死せるの想をなし、又太閤殿下の使者を朝鮮に留むるは、支那の朝鮮を援けし罪に報ひん爲めなれば、必是の儘にて止む可らずと説き示したる人あり、因て首を捧げて逃るゝなり。

オーギュスタンは那古耶に於て此事の由を聞いて大に驚き、久しく心を盡したる和議も此變

事より破れんと、長崎奉行を以て之を伏見へ報じ、其身は餘る一人の使者をも走らせじと急に朝鮮へ渡り、太閤殿下の命と稱して使者に逢ひ、其赤心を示して安堵せしめ、支那皇帝へ彼の使者の故無くして逃げ去りしことを奏せしむ。支那皇帝は之を聞て彼の者を惡み獄に下し、職務に勝へざるの罪を以て家財を官に沒收し、重く一人の使者を賞し、命じて正使となし、其國事を重んせしを以て其父へ五千金を賜はりしとなり。

オーギュスタン之を聞き大に其心を安んせり。其時太閤殿下より使者を日本へ渡らしむ可き旨を報告せられければ、乃ち朝鮮を出發し、七月下旬那古耶に達す。使者の齎す所は國書玉璽聘帛等にして、相從ふ者は騎士百五十人、歩卒百五十人、其中八人は轎を擔ひ正使を載す。那古耶に止ること八日、海上の疲を休め、其れより堺府に至れり。

斯くて太閤殿下は頻りに支那の使者を迎ふる用意を命じ、疊千枚を敷るゝ程の宏大美麗なる會同館を建て、此疊は細く美しき草蓆にして、長さ四尺計り幅之に半ばし、金或は絹の縁をつけ、格子形を置きたり。木材は盡く良品を用ひ、其内に入れば只金色の光り耀然たるを見るのみ。城外には濠を隔て、長さ六丈、幅二丈五尺の舞臺を設け、床下に數多の柱を立て並べ、或は白木のものあり、或は溝彫したるあり、舞臺の柱は卷柱にして、欄干は最上の漆を以て塗り、之れを種々に彫畫し、或は梨子地の格子を精細に粧ひしものあり。舞臺の往來を便にせんと濠

を越して橋を架す、長さ僅かに拾間計りにして其價一萬五千金なりとぞ。鍍金したる瓦を以て屋を葺き、柱欄干整石等も金箔を以て覆はざるなし。其頃大阪に在て此莊嚴を目撃せし耶蘇教師も、此の如き結構は世に類なしと云へり。又太閤殿下十萬の工人を聚め、一隊は木を伐らせ、一隊は石を切らせ、一隊は家を作らせ、一隊は湊を浚はせ、晝夜督促し、諸侯の疲弊を省みず、居館造營のことを命じ、使者入觀の日は騎馬の人拾萬を備ふ可き旨を傳へ、自ら大阪に往き數多の兵を募りしと云ふ。

此大造營の間に天變地災屢々起り、第一は千五百九十六年七月二十日京都伏見の邊灰の降ること半日、樹木人家を覆へし、又堺大阪は赤色の砂降り、幾程もなく白毛を降し、其形老人の髮の如く、只其異なる所は髮より軟らかにして火中に投ずるとき惡臭なし、南方の諸國は此物の降らざる處なかりしとぞ。

同年八月中旬其形怒る可き彗星見はれ、西より東に互り十五日の間黒氣其周圍に懸けり。支那人は殊に天變を信する者なれば、此星變を見てウアサ々々と云へり、是は憂ふ可き事恐る可き事と云ふ意なり。此の如き人情は萬國の人民自然と同一にして、之れを事に徴するに符合するものなり。

災異の數多ある中に尤も恐る可き害を爲せしは地震なり。同年の八月三十日大阪に於ては午



後八時より始まり、九月四日の夜半一層甚しく、事急にして人々家を出る暇なく、瓦の下に埋まれし者多し。太閤殿下の宮殿は大夏高樓盡く壞れ、彼の千疊座敷竝に城櫓二箇所倒れたり。此櫓は七八層にして各譙樓あり、近郷を眺望す可く、一層毎に其内を美麗に金銀を以て飾り、此所より支那の使者に十五萬の兵を戦隊に列ねて示さんとし、此外會同館の前へ大石の垣を作られしが、是も地震のために崩れたり。

地震は半時間許にして止み、死せる者六百餘人、諸所の佛堂概ね頽破し、佛僧も佛像も共に瓦礫の下に敷かる。此地震の起るとき大地鳴動し、恰も大海の翻り、巨濤の岸に觸れて崩るゝが如くなりし。

大阪に居たる耶蘇教師此大變を記して云ふ、地震に先つ些時或る佛堂を過ぎれるに、一人の僧説法をなし、阿彌陀を祈請するものは死後に幸福を授けらるなど、巧言を以て聽衆を感せしめ、且彌陀は衆人の爲めに安全を願ふことを説き、常に彌陀を信すれば救拔せらるゝこと疑ひ無しと云ふ、其言終れば滿坐の者聲を發し阿彌陀佛を數回稱名す、然るに此時阿彌陀は必定坐睡せしならん、即夜佛堂倒れ彌陀の像碎け微塵となり、數多の佛僧壓死し、彼の説法人は傷を蒙れり、彌陀の死を救ひし者は此僧一人のみ、市民の恐怖は譬ふるに物なく、家の破壊を恐れて皆街上に立ち、半死半生の體なりきと。

又一の耶蘇教師京都の事を記せるには、九月五日の夜十一時一天能く晴れしに、遽に大地震起り、地下に雷の如き響聞え、處々家の崩るゝ音、梁柱に壓せらるゝ叫喚の聲囂々として、恰も大礮を放ちし後に其の響の鳴り渡るが如くなりしかば、冥府の諸王地下に戦ふならんと云ふ者あり、奉教の人々は教師の所用あれば之を爲さんと我家へ馳せ集るに、我等は地の震動すること強きを以て聲を發することを得ざる程なれど、諸聖頌徳文を唱へて庭上に跪き居たりしに、天帝の恵により幸ひに恙なきを得たりと。

京都に近き高名なる佛堂到れて、彼の大佛の像も壞れ、其外黄金佛の巧に作る者千二百體中に六百體は互に觸れて毀損せり、是は則ち鬼神の地下に戦へる證據なりと云へるとぞ。

其實は天帝變災を國中へ降し、此剛慢なるフアラオン王の暴威を打ち碎きしなり(フアラオン王の王なり曾て天帝を侮蔑しイスラエルの族を苦しめしかば天帝數多の凶變を降し之を罰せしことあり作者今此古事を引典とし太閤殿下をフアラオン王に比す)。又伏見は驕奢の地なり、因て此地に凶變を降せしは天帝其怒を示せしなり(昔し那亞の子孫相誦して塔の高き天に至るものを建て名を不朽にすして止む是れ)。此時美麗なる宮觀倒れて残るものなく、太閤殿下の平生起臥せし室は格別宏大美麗にあらざれども、之も暫く搖動せし後終に破壊し、侍妾七百人其下に壓死したり。殿下は地震の起るや急に幼兒を抱き走り出づるに、稍暫くして宮殿は瓦石土木を積重ねたる一堆の山となり、善美を盡せる武具家具財寶に至るまで其下に埋れ、此損失を算すれば三億萬金と云ふ。

此言は甚だ信じ難しと雖も、城郭の造營に莫大の金銀を費やせしことは問はずして知る可きなり。此諸造營の外に地理の形勝便宜により山を崩して別に山を築きしもの有り、之も或は潰れ、或は大地の裂けし所へ陥りたり。

城中に残りし者は庖厨のみ、太閤殿下姑く此所に入られしが、平地は地震の爲めに裂くるとあれば安心ならずと、黎明の頃或る山上へ避け、小柱を立て、蘆を以て覆ひ、内に薄板を周らし、其面に素朴なる紙を張りし小屋を作らせ、暫く其所に坐臥せられ、玄以法印其他の諸侯二人の外は謁見を許さざりしとぞ。又殿下山上より我城の荒たる状を望み、斯の如き宏大美麗の造營を爲せしを以て、天の惡む所と爲りしも亦理ありと云はれけるとぞ。然るに剛氣のフアラオン王其言を守らず、地震の後再び十萬の工人を聚め、此山上に於て新に伏見城を築かしめたり。

堺も此天變を免れず、此地は日本國中に於て最も淫佚奢侈の地なれば、震災も亦極めて甚しく、地の震ふこと三時ばかり、佛堂人家城壁の崩るゝ響實に恐懼す可く、士民悉く府外へ逃れ、夜中の景色慘憺として更に人の恐怖を増し、家材に壓されて號泣するの聲四野に滿ち、世界も地中に埋まるかと疑はる。此夜死せし者六百餘人、沈溺の從者廿人も其中にありと云ふ。

斯かる凶變に際すれば、無罪有罪の人を論せず共に死亡に陥ることあり、然るに此時上帝特別の恵ありしや、聖教を奉ずる人は皆禍難を免れたり。博多の地方に於ては海水溢れて陸に上

ること一里餘、家屋を漂はし、人畜牛馬の死すること甚多しと雖も、奉教の人は一人も命を落さず、家も失はざりしとぞ。又堺に於てもジャック・ヒンフリヨウケイと云ふ者久く天主教を信じ、三十年來其家を諸教師へ貸して天主堂とせり、此地震の起りし時に一家盡く教師の彌撒を勤むる所へ集り、經文を唱へて夜を明かし、其家は三層なれど、隣家は盡く壊るゝ中に立て些しも破損せざりし。

太閤殿下は變災に遭ふと雖も更に悔悟の心なく、暴慢放肆益長じ、宮殿を新に舊趾に造らせ、其落成に至るを以て、日を定めて支那の使者を入觀せしめたり。其事は我輩の關する所に非ず、且前篇に記せし葡萄牙人の入觀に比すれば、行列進物等も目を驚す程の事なし、因て略して之れを記さず。此入觀によりて和議全く整ひ、殿下は朝鮮國の罪を赦さんと約す。噫殿下驕慢の餘りに企望せし事も烏有に歸し、名聲を損し、國用を耗し、五萬の精兵を失ひし戰爭も是に於て終れり。

支那の國使入觀畢りて堺の旅館に退けり。既にして太閤殿下より日本國の高貴の僧四人を遣はし書翰を使者に贈り、厚く之を禮し、且懇切なる文を以て、何事たりとも請ふ所有れば決して辭す可らずと誓ひければ、使者之を見て大に悦び、此の如く厚遇を得たれば外に望なし、只管朝鮮の陣營を取毀ち、戍兵を退去せしめんことを請ふと書して返翰しける。

殿下は返翰を受け、手づから披き讀みけるが、陣營云々の件に至り忽ち大に怒り、相貌を變へ、恰も狂する如く唾を吐き、沫を出し、手足を動し、大に罵り、全身汗を流し、頭上煙を生ずるに至る。抑此忿怒する所以は、諂諛の徒は常に支那人は殿下を恐るゝこと鬼神の如く、朝鮮人は殿下の兵馬の音を一聞せば畏縮せしなど説きしに、今支那人の謂ふ所戰勝の人より敗績の者に謂ふ可き事を述ぶるを以てなり。加之先きの誓に背き使者の願を拒むか、或は朝鮮の侵地を棄るかの外策の出づ可き無きを以て、此の如く怒を發せしなり。

偕て殿下は我意に募り忿激の餘り、支那人へ過度の指令を爲せし驕飾粗忽の過を自ら省みず、オーギュスタンに欺かれたりと思ひ、百方之を誚責して殿中を退け、又オーギュスタンの親友にして共に和議の事に力を盡せし長崎奉行タラザナ寺澤氏も同く譴責を蒙りぬ。又曾てオーギュスタンが國王父子を捕へしと雖も其死を赦せしに、朝鮮人は其恩を謝するに聘帛をも備へず、從者もなき使を遣はしたりと震怒せられたり。

斯くて後、支那國の和議は破るべし、朝鮮人は決して赦すまじ、若し朝鮮より來る者あらば、堺の市に於て磔刑に行はん、又オーギュスタンは支那の使者を伴ひ再び朝鮮に渡り直に攻撃すべしと定む。抑オーギュスタンは前後の勤苦功勞莫大にして、數多の城を攻め取り、其君主の意望に副し、支那の和議を整へ、數多の賞詞を受け、大賞の約も有りしに、終に此事は中止するに

至れり。

太閤殿下の最もオーギュスタンを惡みしは、支那人に勸奨して和議の事を請はせたりと疑慮せし故なり。殿下は世に稀なる急性の人主なれば、理非の差別も思惟せず常に人を罵辱し、其人の最も不快とする事を以て苦しめんと爲す、然れどもオーギュスタンは殿下に於て必用の將なれば、其官を褫はれざりし。

朝鮮に於て職務を怠る罪を以て謹慎を命せられ、久しく出仕せざる虎之助がオーギュスタンと極めて睦しからざるを知り、故にオーギュスタンを苦めんと、此者を己れの宮中に召して其咎を免じ、以後は舊に倍し親寵せんと誓ひ、再び朝鮮へ往き、嘗て毀ちし城を再築す可き旨を命せられたり。偕て又支那朝鮮の人々をば塚の奉行に命じ、二日以内に歸去せざれば死罪に行ふ可き旨を傳へらる。然るに衆多の人の乗るべき大船の用意あらざれば、分れて數艘の船に乗り歸れり。尤も甚しきは竊かに命を下し、市中に於て嘲弄せしめ無禮を加へしなり。されば沈溺は塚の港まで徒歩して船に赴き、途中思慮するに、此の如く不當の耻辱を受けて歸る時は必大過ありと本國の人に思はる可し、さすれば死罪を免れ難しと察し、涙を垂れて憂悶せしと云ふ。

支那朝鮮の使既に歸路に就きたれば姑く之を記するを措き、爰に此年某月に死去せるマキセス夫人の最後の勤業を説き出さん。夫人は有馬王の同胞にして諫早侯に嫁し、己に寡婦となり

けるが、世の龜鑑ともなす可き徳行多くして、他の婦女に異なるは身分の高貴なるに在らず、舉止の尊重なるに在らず、謙退にして温和従順なるに在り。曾て夫人己れは事に臨で疑惑するの患ありと教師に語り、萬事其意見に従て事を行へりとぞ。夫人は平生女子の恐るゝ苦行を好み、カレーム祭中に日々經堂へ詣で、如何なる近寒も之を厭はず、彌撒の説經終らざれば堂を退かず、良人を失ひし後再嫁せざるの誓を立て、晝夜戒衣を身に纏ひ、責身杖を放さず、病に臥す前猶二度此杖を以て血の出るまで自ら打ち懲らせり。カレーム祭の斷食のみにては足らずとし、別に數日の斷食を爲し、常に些少の粥を啜るのみ。逝去の前のカレーム祭に晝夜安臥することなく、夜は居室の柱に倚て十二時まで休息し、其れより讀經を以て夜を明す。然るに天命免れ難く痘瘡を病み、十五日の病苦を歴て五體の皮盡く剝ぐるに至れども些しも憂悶のことなく、側に侍したる師父は最後の時至りぬと告げし時、洵に喜ぶ可し、天主の威徳により、死期に至り苦痛を覺へすと云ひ、心を鎮靜して耶穌並に聖母の名を唱へ、四十歳を一期とし善終せり。其頃聖經嚴禁なれば、太閤殿下の怒に觸れんことを憚り、送葬の式も極めて質素に執り行ひ、有馬の教會内へ收埋しける。

偕て太閤殿下の怒も稍霽れ、遠からずして諸事恢復の目途を生じ、聖教禁止の令は廢せざれども、耶穌教師其法令に服し恰も配流人の如く慎めるを見て、殿下も満足せられ、諸教師日本

國を巡廻して奉教人を維持し且増加するを強て咎めず、されば天主の祐助によるか、禁令の出
しより今年に至るまで洗禮を受し者六萬餘人なりと云ふ。此事はホレー師が其所屬長へ贈りし
書に記載せり。

又ホレー師の報告せられし中に、ドム・オーギュスタン其他の諸侯朝鮮より諸教師へ書を贈り、
颶風の時に帆數を盡くして之れを張り覆没の難を侵さんよりは、寧ろ帆數を減じて進むに如か
ざるの譬喩を以て、暫く潜かに事を行ふ可しと勤められしと云ふ。然るに諸教師は固より死を
決し、遠境に在て艱難を忍ばんよりは寧ろ死するに如かずと思へども、教會の覆滅を致し、過
激の誹謗を招かんを恐れ、致命の事は思ひ止りたり。

抑太閣殿下も老年なれば生命も長かる可らず、其亡き後は必政府の面目一變せんとの念願あ
り、又殿下の聖教を思ふの心初めに比すれば大に衰へ、曾て日本より追放せる教師の猶國內に
留ることを知れども、強て之を尤めず、印度の總督より返書を贈るまで教師の内十人は長崎に
留り教會を再建するを許し、毎歲一人づゝ入觀す可きことを命じ、オルガンタン師が京師に留
り餘年を送るを許し、教會長を厚禮し、諸侯の天主教を駁論するを止めらる。或る時、大地震
の災變は外國の教法を日本に入れしに由るなりと云ふ者ありしが、殿下云はれしに、昔天主教
の日本に入らざる時震災なかりしとならば、爾の謂ふ所道理ありと。是等の事故により、諸教

師も熱心を鎮め潜かに宣教をなせり。

然るに妖魔は多數の侯伯天主の威徳に服するを見て其光榮を妬み、我が教會へ大なる妨碍を
生せしめたり、茲に其原因を述べん。前に此書に記せしフランソワ社の教師京師に至り、和
語を學び、經堂を建て、公然と説教を行ひ、太閣殿下の成法に背き、祕訣を授與し、洗禮を執
行し、又耶蘇教社に於て長崎へ設けし救濟院は天主の光榮を増し、奉教人の利益を爲すこと多
きを見て之を學び、其家の側に一院を建て病者を入れ懇に介抱せり。昔日の教會平穩の時に此
事を行へば大なる效驗を生す可かりしに、時を知らざるに由り、己が身は言ふに及ばず、奉教
人の身にまで大災厄を醸せり。此等の人は近頃日本に來り、此國の事情に疎く、殿下の氣質を
知らざれば、其責怒に逢ふを省みず、又他の教師は久しく日本に在り、賢智にして深慮あり、
且親懇の人もあるを以て、穩密に宣教を勤め、數多の異教人を教化せり、されば此等の人々に
倣ひ事を行はれよと勸むる者有れども之れを肯がはず、心を決して人言を排斥せざるべからず
とし、終に人の諫を以て嫉妬の心を抱て異論する者と疑ふに至れり。

奉教人も此説教の法盛に過ぐるを見て之れを密にせられよと請へども、教師は皆生命を顧み
ず、殿下必大國の使命を奉ずる者を妄に害する事有る可からずとし、益志を固ふし、猶説教を
盛にして止まず。此に於て此社中の德行盡力により大に奉教人の志を固ふすれども、異教を奉

する諸侯は心に之れを快らすとなし、皆云く此徒は我等の言も殿下の命も聽かず、異日必大に悔ることあらんと。抑奮激の心は火の如し、其盛んなるの極に至れば必甚しき暴發あり、嗚呼恐れざる可けんや。

太閤殿下は四人の奉行を置けり、玄以法印は其一人にして京師の奉行なり。此の四奉行もフランソワ社の經堂に於て公然と説法讀經を行ふを傳聞し、屢々論して云く、此事若し殿下の耳に入る時は生命を危ふせんと。然るに諸教師は毫も之れを畏れず、却て其奮激を増し、殉教の難を受くるを望みければ、玄以法印之を開てバルトリ師並にコンザレー師を其邸へ召し、殿下の命に違背するを嚴しく責め、若し猶止まざるに於ては經堂へ出入する者と共に磔刑に行はんと威嚇しけれども、皆威權に屈し挫沮す可らずとなし、事を行ふこと初めの如し。

京師在留耶蘇教社の長オルガンタン師も諸奉行及び彼我の信者に至るまで皆フランソワ社教師のことにつき大に苦情あるを傳聞し、西班牙の産にしてモレイラン師と云ふ人をヘルバツチスト師の家に遣はし、諸君若し宣教の熱心を節して奉行の意見に従ひ、暫く法禁を守らざれば、其身は論を俟たず、奉教人に至るまで共に危難に逢はんと説示せしむ。此時バツチスト師の之に答へし書翰は記録に見る所なし、されど此諫をも聽入れず、益盛んに説教洗禮を行ひしこと必定なり。

玄以法印は奉教人を眷愛する人にして、其嚴命を施行するを遷延し、容易に太閤殿下へ以聞せざりしが、別に誣告するものありて事の破れとなれり。此者は異教人にして陽に懇親を示し、己が姦詐を掩はん爲め、フランソワ社の教師をヒリビンより呼迎へしなり。其姓を原田と云ふ。夙にマニルの總督と交り、略西班牙の國語に通じ、姦智に長けたる佞人なり。殿下に用ひられんことを欲し、其友橋田と云ふ者に因て其心に計りし事を述べ。橋田は原田と談合して後殿下へ聞して云へらく、主君若しヒリビンの總督へ贈る書を作り、之を齎らす使を原田と稱する者に命じ給はば、彼れ能く總督を歸服せしめ貢を納めしめんと。殿下は固より功名の人なれば忽ち此餌にかかり、ヒリビンの總督へ我を君と仰ぐ可し、然らざれば兵を遣はし之を誅伐せんと云ふ旨を載せたる傲慢無禮の書を作り、原田へ授けらる。原田は其時功を成し難しと思惟し、因て其姪某と云ふ者をして此書翰を齎らさしむ。總督之を見て大に畏れ、コボス師と云ふ者を日本に遣はせり。コボス師長崎へ達せし時、原田橋田の兩人之を迎へ、殿下の宮中へ伴ふて爲めに事を通せんと云ひければ、コボス師は總督の書翰を兩人へ託しけるに、兩人之を譯する爲して隨意に書改め偽書を作り、殿下へは總督より本國西班牙の王へ申遣はすの間、暫く猶豫を請ふ趣きなりと以聞せり。殿下は之を承諾せる趣を書せしめ、コボス師に附してヒリビンへ遣はし、原田を其功の恩賞として家臣の列に加へ、年毎に五百俵の俸祿を下し賜ふ。

原田は其思慮する所を遂げ、而て後マニルに赴き、自ら詐りて太閤殿下の使なりと稱し、委任状はコボス師の船にあるを以て、師父と共に颶風の爲めに失ひしと云ふに、マニルの總督は原田の姦計を察し稍々之を疑ひければ、原田其機を曉り、フランソワ社の教師は總督に對して威權ある者なれば、其家に往き説て云く、太閤殿下諸君の道德を傳へ聞き日本へ迎へんことを渴望す、されば諸君もし我國へ來らば、殿下爲めに經堂を建立することあらんと。諸教師之を總督に謀るに、總督は此言を信せざれども、始め太閤より書翰を受け、其後彼のコボス師が齋らせし殿下の書翰に何等の事を載せたるや、原田の云ふ所によれば分明ならざるに由り、事を破らんを畏れ、理事官ヘルバツチスト師に請ひ、社中の師父三人と共に日本へ渡り、進物を呈して殿下の欲する所を問はしむ。バツチスト師は博學にして深慮ある人なれば、固く其の使を辭せり。其故は法王グレゴワール第十三世曾て耶蘇教社其他の教師妄に日本に傳教するを禁せられしこと有ればなり。詔書の文左に掲ぐ、

法王グレゴワール第十三世思へらく、耶蘇基督教の日本國に宣布せられしは全く耶蘇教社の諸教師の勤勞によれる者なり、右の事故並に他の事故に因りて、如何なる官職の人を論せず、社を結ぶ者、社を結ばざる者、總て法王の免許を得ずして妄りに日本國に渡り、教を傳へ、經を講じ、秘訣を授け、教會の職務を行ふこと固く禁止せしむる者なり

此詔書は法王即位の十三年即ち千五百八十五年一月廿八日に下りしものにして、ルーイギユスマン師の記録にありしを、スポント氏其年表史の中に載せたり。

此後法王クレマン第八世之を定法として、其即位の六年即ち千五百九十七年三月十四日に下だせし詔書へ書加へらる。又西班牙の王も印度の總督へ此旨を固く守らしむ可しと命せられたり。スポント氏云ふ、此後クレマン第八世諸教師へ日本國に渡り同門の者の宣教を助くることを許されたれど、是はフランソワ社の教師日本へ至りし時より七年後のことにして、且同時にヒリピン及び印度に在る者は日本へ渡ることを禁せられたり。

ヘルバツチスト師は法令を守り、暫く日本に渡ることを止り、此議を社外の賢智なる教師に謀るに、皆云く、彼の法令には使者の事を禁せず、且つシクスト第五世フランソワ社の教師へ西印度諸州の傳教を許されしは、特旨を以て日本國へ宣教を許されしなり、如何となれば日本諸島は西國の部に在ればなりと。

事の理非は姑く舍き、諸教師は諸人の説に従ひ遂に海に航し、千五百九十三年長崎へ至り、耶蘇教社の厚き待遇を受け、其れより原田に伴はれて那古耶に往くに、原田は復た書翰を偽造し、太閤殿下へ以聞しけるは、マニルの總督は西班牙王より答書を得ば、速に使命を奉じ、聘帛を備へ、費を執て服従の誓書を獻す可し、然らざるも已に殿下を主君と仰ぎ命を聴くの心な

りと。時に諸教師は同社の無位僧にして些く日本語を知る者を伴ひければ、此者原田の諸人を欺きし事を察し、殿下と應接の譯官たりしとき頗る言語を發して原田の心を動かしむるに由り、爾後原田は諸教師をして己れ同座せざる時は殿下と事を議せしめず。然れども諸教師は京師に住して日本語を學ぶを以て、終に其姦計の露はれんことを恐れ、之れを殺さんか、或は放逐して此禍を免れんかと、殿下に讒して云く、彼等は命を受くるに非ず、自ら來り公然として天主教を講すと。是に於て殿下大に怒り、教師を殺さんとの心を生ず。是れ則天主教徒の桎梏に逢へる第一の原因なり。

其二是難風の爲めに日本へ漂流せし西班牙人の粗忽と驕飾より起れり、今顛末を説かん。千五百九十六年にサン・ヒリツプと名づくる一艘の大船、數多の貨物を積んで新西班牙へ赴かんとヒリビン島を發し、臥亞に向ひしとき、大風暴に起り、ヒリビン島の方へ吹返さる、其れより日本の海岸に漂ひければ、橋砕け帆破れ舵折れ水に浸されたる船を幸ふじて土佐の國なる浦戸の港へ入るゝに、船中にはオーギュスタン社の教師四人、ドミニツク社の教師一人、フランソワ一社の教師二人乗り居たり。

船長マチャス氏は破船修造の工人を得んと副官一人、下官一人、フランソワ一社の教師二人を土佐の國主の書記官と共に遣はし、太閤殿下並に四人の奉行へ聘物を呈し、修造の免許を請は

しめ、諸事在京の理事官バツチスト師の許に至り其意見を聞て計らふ可しと命せり。

然るに土佐の國主之れを奉行増田右衛門へ介しけるに由り、此人へ聘物を納れければ、増田諸人に約して曰く、願意速に許可ある様に計らんと。然れども其言は偽にして、同人殿下へ勸めけるには、彼の船は軍器兵卒教師等を載せ日本の海岸に於て破壊せり、故に此れを以て口實とし、船と貨物を沒收せられよと。

殿下も意外の獲物なれば國用の不足に充んとの念ありて忽ち之れを承引し、増田を遣はし船を奪はしむ。バツチスト師並に船より來れる人々は之れを知らず、増田の云ひたる事を信じ、日々免許の示令下るを待つに、豈に計らんや、船長は職掌に稱はざることあるに由り自ら出京して訊問を受く可しとの沙汰あり。且増田は諸事談合の爲め浦戸港に行きしことを聞及び、皆大に驚けり。

バツチスト師及西班牙人は殿下の所思と増田が旅行の主意を察し、直に玄以法印の邸に詣り、數通の證書を出して云ひけるは、之れを以て殿下より三年以前にヒリビンの西班牙人、日本國と互市を行ふ免許を賜はりたり、然るに今事故なくして我等の行李貨物等を奪はるゝは不正ならんと。玄以法印歎息して曰く、今に至り我が方へ來るも其益なし、然りと雖も證書ある上は不法の處分ある可らず、殿下何故に船を沒收せらるゝや、其仔細は某も知る能はざるなりと。

其四五日前京師へ至りし日本教會長は此人々の難を聞き、人をして謂はしめて曰、我等竝に同社中の者の力の及ぶ限りを盡して、諸君の爲めに殿下より出帆免許を請ひ受けんと云はしめられたれど、**バツチスト**師は通商免狀と玄以法印の言を待み、且難船せし者を疑ふ可き理なきを以て、其惡意なきを察せられんとして、教會長の懇志を謝絶せしに、日あらずして増田氏は殿下の命を以て船を沒收せりと浦戸港より報知ありしかば、大に失望せり。

是に於て人々教會長の旅館に來り救助を乞ひければ、教會長之を承引し、自ら出でんとせしが、通辯の者無ければ應接を爲し難きに由り、**フランソワ**社の教師一人に**ロドリゲ**師を副へて玄以法印の邸へ遣はし、寛仁の處置を請はしむれども、玄以法印は已に殿下の志を知るを以て、今は救ふ可き方略なき場合に至り、増田氏は貨物沒收の命令を受けし人なれば、若し此人に請は、萬一難を免かるゝこともあらんかと答ふるのみ。又船長は沒收の事甚だ不正なりと増田と共に入謁して殿下へ論せしかども、遂に志を遂げ得ずして、船並に貨物迄も沒收せられ、一般の人皆進退谷まり如何ともす可らず。京師在留の耶蘇教社の長官**オルガン**師之れを憐み、此人々の大阪に寓する間懇に之れを扶助し、又浦戸港に歸るとき、主教官**ゴメ**師之れに糧食金銀を給し、力の及ぶ限りを盡し、其後**ヒリビン**島へ還らんとして長崎に來りし病者を教會に留めて、之れを療養せしめり。教會長並に社中よりは船長へ**マニール**へ歸船の費用を給し、

且つ長崎在留中も其費用を教會より恵みたり。

蓋當今に至るまで日本に於て宣教禁止の害を醸せしは、此船長の驕慢粗忽より生ぜり、茲に其仔細を述ん。初め増田右衛門浦戸港に往て太閤殿下の命を施行するに當り、船長は沒收の事を止めんとして、西班牙人は日本と互市を行ふの權を授けられしを述べ、百方之を拒みければ、増田は狡猾の人なれば暫く應答せし後、談を他事に移して云く、西班牙人と葡萄牙人は國風同一なるや、又白露、**ヒリビン**、東印度、西班牙を領する王は一人なりやと。船長答へて云く、西班牙と葡萄牙人は貿易子母を權る者なり、又東西の印度(西印度は亞墨利加洲を云ひ東印度は乃ち天竺地方を云ふなり)を領する王は一人なりと。且日本人へ其國王の強大なるを示さん爲め、地圖を出し、之れに服従する諸國を一々に指點す。

増田は西班牙王に屬する土地の廣大なるを見て大に驚き、又問ひて曰く、如何なる計略を以て此諸國を征服せしやと。其時船長は甚だ虚誕狂愚の答を爲せり。其語は船長の云ふ可き言に非ずして甚だ信じ難けれども、日本紀行に載せざる者なし、因て此に記載す。云く、我國王は數多の宣教師を諸國に派出し聖教を説かしめ、異教を奉する者を多く化せし後、兵を遣はし、奉教人と合併して其國主を討滅して土地を奪ふなりと。

増田及び此座に列せし土佐の國主は此語を殿下に報じければ、殿下は忽ち奉教人の根を絶ち、

其位を安んせんと欲せり。抑殿下の此心あるは今に始まるに非ず、シモの國主は概ね天主教を奉ずるに由り背反計り難く、且此九國に無數の奉教人滋蔓すれば、如何なる變を生ずるも圖る可らず、されば那古耶に出陣の時、九州の人々に兵器を取らしめず、且有名の諸侯を朝鮮に遣はせしは、之れを彼地へ移すか、或は疲弊して死せしめんと計りしなり。其後奉教の諸侯外國へ渡りたれば大に心を安んじ、且耶蘇教師も潜隠して命令を奉ずる如くなるを以て、更に禁止の令を嚴にせず。然るに今彼の船將の粗忽により、再び殿下に疑念を起さしめ、益禁止の令を嚴にすること此の如きに至りしなり。前に説ける諂臣ヤクインと云ふ侍醫此機に乗じ誣言して曰、天主教徒は命に背て日本に住し、公然と説教を行へり、されば彼等は我が君に反し、説教を名として密謀を企つる者たること明白なりと。殿下云く、我之を殺せしめ、益禁止の令を盡く夷滅して其謀を止めんのみと。

千五百九十六年十二月九日の夜殿下大阪の奉行に命じフランソワ社及び耶蘇教社教師の家を監守せしむ、是は日本に於て有位の人を監守する方法なり。偕て又同時に脚夫を治部少輔へ遣はし、京師に於ても同一の處置を行ひ、フランソワ社の教會へ出入する者の名簿を作らしむ。

此夜大阪の耶蘇教社の教師の家にはポールミキと云ふ無位教師一名及びジャン、ジャックと

云ふ二少年と併せて三人在るのみ、此二少年は始て來り入社を請ふの時なり。フランソワ社、レー師及びペールモレイラン師は宣教の勤を終れば常に大阪へ歸れども、此日長崎へ發程する教會長を送る爲め、數日前より堺に往て家に在らず。然るに途中に於て京大阪の教師等囚へられし由を聞き、オルガンタン師の外同宿の師父三名ルイー、ポールアマクサ、ウハンサン等三名と共に死に就んと京師へ赴けり。此時ウハンサンは奈良の市に在りしが、事の起りしを聞き、共に殉教の列に加はらんと馳せ歸れり。

ミキ並に外二名大阪に於て已に監護を受けしに、幾程もなくオルガンタン師他所より歸り來るに、席上に數多の奉教人集り居り、師父を見て皆曰く、若し探索の官吏來らば、師父は已に教會長に従て長崎へ赴けりと答ふべし、速に諸師父と共に此所を去られよと。オルガンタン師は之れを肯がはずして云く、某は教法の爲めに死する者の首となることは尤望む所なり、他人は各々其好む所に從ふ可し、某は我が年齢職掌に適はざることとは決して爲さざるなり、抑此地方に天主教を立てんと力を盡して勤勉せしこと已に廿年餘、今や教法を守て死場に臨むの時に至り遁逃するは卑怯と謂ふ可し、且此の如き不忠の罪を犯して豈に能く天主に容れられんや、某豈に天主及び附屬の教會に對する本分を知らざらんや、明朝は京師に赴むき磔刑に行はれんとす、某久しく日本に於て宣教の職を勤めたれば、今生血を此地に印し、是まで説きたる教法の

確實なるを證し、且基督の爲めに死する者の儀表となり、奉教を勵まさんと。

ロドリゲ師は殿下の命を以て通辯を司る人なれども、オルガンタン師の決心を見て、何れの處までも附従し死を共にせんと、其翌ポールアマクサ其他の人々と相伴ひ家を出て、京師を距る三里にして、先づポールを遣はし京師の景況を探らしむるに、ポールは歸り告て云く、殿下はフランソワ社の教師を罪する心なり、又教會に親しき人々の謂ふに、オルガンタン師は殿下の意を知るを得るまで動く可からずと、此報告を得てオルガンタン師は條理有りとなし、大阪に留まれり。

此日ハシカハ氏の子ウヒヨウヨ、フランソワ社の教會并にデシヨセー師の家に往來する奉教人の名簿を作る可き命を受け京師に來りしに、ジュードー右近殿の在京せるを見て、第一に其名を署し、又フランソワ社の教師の家にのみ守卒ありて、耶蘇教社の家に守卒あらざりしを以て、治部少輔の邸に往き、日本へ天主教を弘めしは彼の耶蘇教社なれば尤も重罪の徒なるに、何故彼等の家に守卒を置かざるかと尋ね、且名簿を示し、之を死刑に處する意なりと述べ。

治部少輔は四奉行の一人なるに今此少年は一言も相謀ることなく、擅に名簿を作りしを以て大に怒り答て曰、汝は我君の意を熟知せざるなり、奉教人を盡く殺さんとせば數萬人の命を絶たざる可らず、殿下は公然として命に抗する激徒を殺さんとするなり、且汝は奉教人と否らざ

ると何を以て分別せらるゝや、汝余を疑へば余も亦汝を疑はざるを得ず、余が管する地方に來り、余に謀らすして何ぞ此の如き探索をなすや、其名簿の中に右近の名あり、右近の天主教を奉ずるは衆の知る所にして、十年前已に奉教の爲めに其命を危ふせり、然れども其後再び殿下の眷遇を蒙るを知らざるや、汝年少の過ちに出づると云はんのみ、且耶蘇教社の家に殿下の爲めに通辯を爲す人あり、故に余は彼の家を監守せしめざるなり、余豈職務を守り君命を奉ずるを知らざらんや、然れば則汝京師に於て爲す可きことある可らず。

此に於てウヒヨウヨは憤然として怒り去る。其後治部少輔は事實を熟察し、耶蘇教社の家をも監護せしめ、嫌疑を避るに如かずとし、乃ち屬吏某の子を遣り其家を問はしむるに、一人の奉教者教兄某と共に出迎へ、慇懃に之を禮し、己れ此家を管する者なりと答ふ。官吏云く、余の叔父某治部少輔の命を受け、余に此家の監護を任せり、然れども足下竝に同社の教師は老實にして正直なる人たるを知れり、故に此家の監護は隣家に託して足れりと謂ひ、乃ち二人の姓名を署して去る。

時に此家に住する教師五人あり、然るに天主の所爲にや、此日家に在るもの僅に一人にして、其餘の一人は奉教の貴紳近隣に會して懺悔を爲すに因り、其疑惑の件を質し或は殉教の榮を得る方法を問ふを以て、其所に出席し、他の三人は四方の奉教人を訪ひ慰めんと近郷に往きしな

30
1900
110
①

り。此四人の者歸り來り其家の監護を受けしを知り、自ら奉行の家に詣り名を署すべきや如何とオルガンタン師に問ふに、師父之に答へて云く、殿下が奉教人を格責せしむるの事由を知るまで、暫く之を待つに如かず、或は教法に關する事なりせば、一社同行して審判を受く可し、若しヒリビンの船に關する事か、又他の事故ならば、其時共に爲す可き事を思惟す可しと。皆此議に服して止れり。

フランソワ社の教師はボルチオンキュル(寺觀の名)の僧院に在る者五人、即ち理事官ヘール・パツチスト師父、フランソワールフラン師父、ゴンサレー・ガルジア教兄、フランソワード・サンミツシエル教兄、ヒリツブド・カイズ教兄なり。此等の名は天上に記されたれば、地上に於ても識らざる可らざる者なり。此中ヒリツブド・カイズ教兄はサン・ヒリツビー又船に乗り來て、大阪のベトリアン教院に留りし者にして、此時京師に於て此列に入るなり。而して大阪に於て監護を受けし者はマルタン・ド・ルイーヌ教兄及び諸教師に給仕せる一少年のみ。

千五百九十六年十二月十一日太閤殿下伏見に在て宮殿を造營されし時なりしが、治部少輔を召され、諸教師を斬殺す可き旨を命せらる。此に於て諸社の教師は總て此命の内在りと思想して、皆心を殉教に決せり。是より此書の終に至るまで、創立教會の殉教熱心を以て回復し、又日本人往々此難に堪ゆる者あるを説き出す可し。此事蹟を記する前に理事官パツチスト師が

其社の教師某に與へし書、並にオルガンタン師が社長に贈りし書を録すべし。パツチスト師の書に曰く、

十日以來我等は一隊の士卒に圍まれ、奉教の諸人も死刑を命せられ、其名簿已に定まれり、始めて士卒の我家を圍みし日は終夜諸人罪障を懺悔し、經文を誦讀し、フランソワール教兄と予は終夜懺悔を受けたり、是れは奉教人多くは我等は必明日死に處せらる可しと云ふに因るなり、又予は諸教兄並に奉教人五十名へ死期の式を以て聖體を授與し、然る後各刑場に携ふべき十字架を製す、此日晚飯前に日本人多數入り來り、家中を殘る所なく搜索し、次に治部少輔の屬吏來り、説教講義の人々レラン、ポール、ボナパンチエール、トマス、ガフリエル等を捕縛し去れり

奉教諸人耶蘇基督の爲めに死を致さんと奮發するは實に感ずるに餘りあり、又諸方より其死刑を命せらるゝと聞き、來り屬する者益多く、隣家の人々は平常に倍し許多の嘔物を贈れり、此後如何の處置あるや知る可らず、或は歐洲に遷はるべしと云ひ、或は死刑に處せらるべしと云ふ、然るに信者は人生必死するの日あれば、唯上帝の爲めに命を致すを榮となし、頻りに之を上帝に祈請し、又請て曰く君祈請を助けて此榮を得せしめよと

オルガンタン師の日本耶蘇教社長ヘール・ゴメー師に贈りし書に曰く、

茲に極めて喜ぶべき事あり、日本在留の教會大師、社長大師、諸師父、諸教兄に報す、昨夜
チュアン氏の未亡人へ其姪の殿下の館に在る者より報せし書を得たり、曰く、先刻殿下治部
 少輔へ盡く京坂の教師を殺す可しと命せられしと、此時**ポール**教兄市より歸り家に入り、欣
 然呼て云く、諸父諸兄、今や我等の爲めに命を殞せし耶蘇基督の爲に死を致すの望を得たり
 と、是に於て各喜び勇み殉教に決心し、長衫外套白衣袈裟の用意を爲し、天主の臣隸、教社
 の嫡子、聖教の宣布人たる分を以て刑場に出んとす、今我等の熱心の盛なるは筆頭に盡し難
 し、此の如くならしむるは全く聖神の加護並に教會大師が此教區の爲め常に行はしめし祈請
 と、我等の艱難辛苦を目撃せる社長大師が讀經の功德によるものなり

偕て又我等の歡喜を増せしは、貴賤の別なく勇氣餘ある奉教人明日は財寶妻子親族朋友生命
 を失ふを畏れ悲むの色無く、只管上帝の爲めに死を致し、我等と共に刑場に赴かんと欲する
 なり、唯恐る、此の如き大功名は我等の分に過ぐると上帝に思はれんとのみ、爰に剛勇衆に
 超絶し決心の固きを極むるは右近殿とす、京師の奉行玄以法師の二子も亦勇氣拔羣なり、其年
 少なる者を**コンスタン**と稱し、我等の死刑に定まりし時より暫くも側を去らず、其他奉教の貴
 族頻りに使者を遣し、就死の時至らば我等を師父として奉仕し、共に上帝の前に出る覺悟なり
 と云ふ、抑新たに教法に歸せる者此の如き勇氣あるは、近頃教會大師より秘訣を授かりしに

因るは論を待たず、今盡く自餘の殉教を望む者を載せば事長きに過ぐ、然れども**ジャック**、
ジャンと稱する二人の事蹟は説かざる可らず、此二人も死刑の列に加はり、**ミキ**教兄を以て
 頻りに入社を請ふ、某之を慰諭し、若し共に死するを得ば無上の幸とす、若し死するを得ざ
 るときは力を盡して社長大師へ申請し、其望を遂げしめんと答へ置けり、某は天上の生活を
 得るため此世の終りを善くせしめんことを上帝に祈請し、偏へに納受あらんことを願ふ
 京師を距る一日程にして一都會あり、奈良と云ふ。已に前にも云へる如く佛教の中原にして、
 無數の寺院薨を並べ、僧徒の數士民に倍す。耶蘇教社の主教官此地へ同社の教師**ヴァンサン**を
 遣はせり。此人は未だ僧官を得ざれども説教を善くし、能辯機智を以て有名なる學寮の佛僧を説
 伏せ、其討論の際、同社の人より殉教の譽を共にするの念あらば急ぎ來る可しと報知せり。是
 に由り**ヴァンサン**は翌日發途の用意を爲せしに、寓居の主人深く憐み、遁るべき方法あるを自ら
 死に赴くは宜きに非ずとし、固く之を止めたり。

ヴァンサンは主人の己を愛する情思の切なるを謝して云ふ、抑余が平生宣ぶる所の聖教の爲
 めに死するは、死するに非ずして別に生活の資を獲るなり、故に聖教守護の爲めに死するを得
 ば之れに勝れる幸なし、且久しく人民を教化するの職に在りて、言行相反するの所爲ある可ら
 ず、假令何處に匿るとも國王必搜索し、説教者の首罪として誅殺せんと。主人は其決意の固き

を見て、馬と従者を貸し之を送らしむ。ヴァンサンは京師に到り人馬を返へし、直に同社教師の家に往き、守卒の前を過ぎ内に入らんとす。時に隣家の親友數名あり、之を見て走り出で、強て止め、オルガンタン師の住する家に伴ふに、ヴァンサンは其の志を遂げず名譽を失ふを以て大に愁傷す。然りと雖も良師と同居するを喜び、且今日失ふ所の名譽も後日再び得ることあらんと自ら慰解せり。

ジュードー右近の固く教法を守り、耶蘇基督に背くを欲せずして貶謫せられしとは、千五百八十六年太閤殿下の初めて奉教人を格責せし時に記せり。今日も亦前年に異ならず。オルガンタン師より奉教人は盡く誅戮せらるゝの命下りし由を傳ふる者ありと報じければ、右近は歡喜踊躍して直に來り諸師を見て死を共にせんと誓ひ、互に相慰獎して後馬に乗り伏見に赴き、加賀の國主筑前殿に暇を告げ、曾て貶謫中食料を贈り親切に扶助ありし謝禮として價四五百金の茶碗二箇を贈りければ、筑前殿右近が死を決するを見て大に其勇悍を稱して云く、請ふ君勿卒事を過つ勿れ、殿下彼の命令を下せしとき余も亦其席に在り、殿下はヒリピンより來り、殿下を侮り命に抗する諸師を誅せんと思ふのみ、耶蘇教社の師父等が彼の罪案中に列せざるは正しく之を聞けり、然れば君に嫌疑なきは固く保する所なり、必安心すべしと。右近答へて云く、足下余を慰安せんと斯くの如きの言を吐くは、予に於て快とせざる所なり、余は只聖教の爲め

に死するを一生の最大歡樂と爲す、足下懇ろに余の身を保護せるも、予は誅死の用意を爲さんのみ、願くは予が足下の安全を祈て死することを信す可しと、語り終り暇を告げ京師に歸れり。

右近の熱心固より感す可しと雖も、玄以法印の二子も亦之れに劣らず。長子をポール左近と云ふ、年二十一、父の職を襲ふ可き人にして、太閤殿下より俸祿を加賜し、丹後國某城の主なり。諸師父より教會長に至るまで盡く捕へられしとの巷説を聞き、臣下二人を發して京師大阪に至り事の實否を探らしめ、其身は家に在て、頻りに殉教の志を遂ぐる事を謀れり。

左近は先づ義父某(某州の大守)に面會するを名とし大阪に往き捕縛を受けんと思慮せしが、己れの形體を變ずるに非れば奉教者となす者有る可らずとし、髪を剃り侍臣の奉教者八名と共に僧侶に打扮せんと定む。又熟思するに、八人の臣下皆天主教に忠にして我が所爲に倣はんと願ふ者なれども、其中一人は二十日前に洗禮を受ければ宗教に入るの日淺く、其信心の堅固測り難しとし之を呼近づけ、爾は未だ深く殉教の譽を知らざれば、必法教の爲めに死する勇氣有る可らず、退て家に歸るを許すと云ふに、彼者答て曰く、命の如く臣實に天主教を奉ずるの日淺し、然れども天主の恩恵を以て靈魂の幸福を重んずることは稍了解せり、若し殉教は天堂に上る捷徑なりとあらば、生命を輕んずること猶地上の塵埃の如くならんと。左近之を聞て大に喜び、家族に扶助せよと百三十金を與へ、其れより一室に入り天主の前に拜伏し、其光榮を發揚し、信心

の爲めに死するの加護を垂れよと祈請し、讀經終て父母並に乳母へ一通の書を遣せり。其文に云く、今度同社の諸師教法の爲めに誅せらるゝに由り、予も奉教の人なれば共に死せんと欲す、固とより思慮なくして此の如き志を起すに非ず、百方熟思せしなれば、予が死後追福を修せんと欲せば、唯天主教に歸依すべし、然れば予が所爲の公正なるを會得し、耶蘇基督の爲めに死するは幾多の幸福快樂を知る可きなりと。其後左近は家を出で路を急ぎ、京師に住する**オルガ**ンタン師に見え、生涯の罪障を懺悔し、固く意を決して死を待てり。

次子**コンスタンタン**も亦勇剛激烈衆に擢て、從兄**ミツシエル**と云ふ者と同く天主教を奉じ、同く太閤殿下の姪某君の扈從を勤めけるが、艱害の事の起りし日京師に在りて、共に耶蘇教社に留れり。初め**コンスタンタン**は**ミツシエル**と共に丹波或は伏見へ赴かんと志ざせしが、此の艱害あるの風説を聞き欣然として大呼し、我等殉教の難を受くる好機會に遭遇せり、切に天主に請て此譽を取らんと、遂に京師に留りしなり。斯に又貴人數名あり、或る小家に匿れて出訴の時を待ちけるに、**オルガ**ンタン師は一人の師父を遣はし、此等の人々の志を奨勵せり。是に於て皆益殉教の念を固ふし、只管法場に送らるゝの時を待ちけり。

此時風説も種々にして一定せず、罪按未だ奉教人の事を載せずと云ふ者あり、然るに**玄**法印を惡む者之を苦めんと欲し、太閤殿下へ其子二人天主教を奉ずと訴ふるも量り難ければ、**コ**

ンスタンタンは其期に至り父に怨まれんを恐れ、今日まで隠したれども、其奉教人たること、並に**オルガ**ンタン師と共に死する志なることを説明せんと、伏見に往て父を訪ふに、適く法印の上館せんと欲し其邸を出るに會し、幸に従者あらざれば請て路傍へ伴ひ、已に神佛の教を捨て天主教に歸せしことを語りければ、法印は深く**コンスタンタン**を愛するを以て之を聞て甚驚き、直に歩を轉じて私邸に伴ひ歸り、其志を翻改せしめんと説諭して曰く、余は今日に至る迄汝の基督教を奉ずることを知らず、然れども汝其教を奉じて**オルガ**ンタンと安危を共にせんとならば、汝の身は安穩なるべし、其故は夫の師父の名は罪案中に列せざればなり、然るに彼れ若し今より説教洗禮の業を廢せざれば、後日他の者の如く死罪に行はれん、且又萬一殿下より盡く奉教人を誅す可しとの命令下る有らば、我子と雖も赦す能はず、古より其子若し君に反けば父も之を殺すの例尠なからずと。

コンスタンタンは此言を聞くと雖も毫も之を恐れずして答て曰く、兒の父君に奉教人たるを明かせしは死を免れんとするに非ず、事に臨んで大人或は周章狼狽せられんことを思ふに由るのみ、若し兒私事の爲めに大人の心を傷ふことあらば、兒も亦深く之を悲む、抑君命に従ふと、人に生命を賦し之を保護する天主の命に従ふは、人間第一の事たることは、大人も熟知せられし所なり、兒は大人の手に死するも、或は他人の手に死するも之を厭はず、若し大人兒の生命を

奪はゞ則ち曾て與へられし生命を奪ひ、別に最上なる生命を授けらるゝなり、されば兒に幸福を授くる者は終始共に大人なり、若し又兒を殺す者他人ならば、大人をして自ら其子を殺すの罪を免れしめ、且悲痛の事なかるべし、上帝も照覽あれ、此の靈魂の幸福に關係なき事は何等の事なりとも大人の命に背く可らず、兒は常に厚く大人の寵愛を蒙るを以て、人を救拔するの威力なき人主の命に従ひ、兒を地獄の艱苦に陥らしむることは必有る可らずと。

玄以法印は甚だ此言に感じ、涕淚襟を濕しけるが、漸くにして心を勵し、汝靈時此所に待つ可し、後刻再び汝を見んと、邸を出て直に太閤の宮に赴き、奉教人の處置如何あらんと同僚に尋問すれども、殿下未だ其意を明白に陳述せざるを以て、更に之れを知る能はず。私邸に歸り其夫人を別室に招き、**コンスタンタン**の語りし事を告げ、若し太閤悉く奉教人を誅す可しと命を下さるれば、我れ手自ら之れを殺さんと思ふなり、汝も心を勵し、親子の愛情に溺るゝ勿れと、口は其言を稱すれども、悲歎に堪へず、聲を發して大息流涕し、親ら其子を殺すに至るは親子の情を知らざる者なりと悲哀を極めたり。

コンスタンタンは其家に於て父と辯論するの際、從兄**ミツシエル**京師に在て之れを待てども消息を得ず、其狀を見んと伏見へ赴き、玄以法印の邸に来る時、法印の夫人出迎へ、**ミツシエル**が其子と誓を結びしことを知らざれば一室に伴ひ、先づ我が子の天主教を奉じ父母の悲歎を

省みざるを怨恨し、流涕して曰く、多年辛苦して養育し、公館中に於て才敏行正の譽を得たる二子を失はゞ、我が情緒如何ぞや、其子の死を見て獨り生を保す可きや、況して其父自から其子を殺すを見るに堪ゆべきやと、悲哀號泣し、伏して悶絶するに至る。**ミツシエル**は之れを聽き甚だ困苦し、叔母の悲泣を見るに忍びず、共に袂を濕しけるが、暫らくありて叔母の心稍定るを視て、始て言を發して曰く、叔母深く悲歎するなかれ、兩郎君共に誅死人の列に加はらずと。夫人は大息して曰、吾夫の言も亦同じ、されば吾が望も未だ絶えざるなりと、氣色大に定まりければ、**ミツシエル**再び夫人に向て曰、誓て無き事なれども、萬一**コンスタンタン**君教法の爲めに死するとも痛く悲む可き事にあらず、造化の主を欽慕して死を致すは惡事を犯して誅戮に遭ふと異なりと。夫人は之れを聞て領き、實に君の言の如し、現世を賤み來世を貴むは少年の者に於て殊勝なれども、祖先より祀り來りし神佛を捨て、異域の教法を守るは如何と問ひければ、**ミツシエル**乃ち答て曰く、天主教は人の靈魂を救拔すれども、日本の教は萬劫地獄の中に陥らしむと。夫人は頭を搖し、君の言甚だ信じ難し、假令然るも、吾れは只**コンスタンタン**の長く此世に在るを望むのみ、彼れ其兄と共に丹波に歸り、事の鎮まるを待つべしと諭告あるを希ふ、彼れ若し**オルガンタン**と共に死するを望むなれば、吾は是れより心を盡くして**オルガンタン**の生命を全ふすることを計らんと云へり。

コンスタンタンは是等の事に關せずミツシエルと共に京師に往き、オルガタン師へ罪障を懺悔し、死期の祕訣を受け、只其死を待つこと數日なるに、其望を遂ぐる能はず、終に丹波に歸り、耶蘇教社の主教官へ書を寄すれども、又其念願を遂ぐるを得ず、遺憾を極め、異日事あらば殉教者の列に加はることを我兄弟の爲めに天主へ祈請するを深く委託しけり。

コンスタンタン、ミツシエル二人と同居せし紳士は祕訣を受くる爲め四十里餘の路程を経て京師に來りし者なるが、殉教の事あるに會し死を致さんと欲するも志の達し難きを見て、遂に各本國に歸らんと發程するに臨み、京師の奉教人に託して云く、異日若し教法の爲めに死を致すの機會あらば、速に人を馳せて報知し、殉教の榮を得せしめよと。

茲に猶記す可き者あり、小笠原アンドレーと其父の事なり(耶蘇制割記に曰小笠原權之丞參州羽豆村に禁の制法を否み終に大辟死罪に當てらる云々とあり是は同姓異人なるやを知らず記して以て參考に備ふ)アンドレーは豊後の名家にして、其徳義の高きは家聲に勝れ、曩にシヨラムの殉教せしとき、其頸に掛けたる十字架を夜に乗じて奪ひ取り、三年の後之を有馬へ持往きしは此人なり。豊後國主の亡滅せしより大阪に至り、頃日奉教人誅殺の名簿を作ると聞き、直に往て師父に謁し、某は名を奉教人に列すること尤も久し、されば第一に名を署せざる可らずと云ひ、且其父をして殉教の道を知らしむ。父は時に年八十、天主教を奉ずること僅に半年なり。

アンドレーは父に向て曰、大人は聖教を奉ずるの日淺ければ、未だ殉教の何事たるを知らざる可しと。父は知らずと答ふ。乃ち告て曰く、天主より奉教人へ授けらるゝ大恩の一は、其教法を守護して死する機會を授けらるゝなり、此光榮を得んと思ふ者は、傲慢の心を消し、忿怒の氣を抑へ、兵器を捨て、手を束ね跪座して死に就かざる可らずと。

父は殉教の榮譽たる所以を聞き、大に喜びしかど、手を束ねて死す可しとの一言を聞き、固より武事に鍊磨し名聲を貴む人なれば、勃然として怒り、咄是れ何の事ぞ、我にして卑怯未練に人に害せられんや、豈に異教の宗徒が諸師の生命を戕ふを座視す可けんやと云ひ、常に小刀を帶れども、此時起て大刀を提げ來り、武夫の氣象を著はし、若し捕卒師父に逼れば、我力の及ぶ程奮戦すれば必七八人を斬殺すべし、自餘の者は追逐し、此手と力あらん限り戦ふて後死せんのみ、然らざれば殉教人たるを好まずと罵りたり。

アンドレーは其父未だ教法の深旨に通せざるを見て、捕卒來る時は必數多の人を害せんを恐れ、容を改め言を和らげ述て曰く、我小笠原氏は武名天下に高く、祖先より世々文武の道を以て名家の子弟へ兵法馬術其外貴介の學ぶ可き技藝を教授し、殊に大人は剛勇にして敢て敵する者無きに至れり、されば今日手を束ねて死に就くも、誰れか之を卑怯と謂んや、然りと雖も妄りに戦ふを好まざれば、幼兒を携へ僻村に隠れ、之れを生育して小笠原氏の家名血統を繼續せし

めらる可しと。父は此言を聞き忽ち大に怒り、斯の如き事を其父に奨勸するは無禮の甚きなり、予は敵を逃避する等の事有るを知らず、汝若し敵を怯るれば速に逃匿すべし、假令年老なればとて予は決して卑怯の事を爲さず、此所に止り敵を待て、多く其首を斬り、然る後に死せんのみと、固く執て肯せず。是に於てアンドレーは已むを得ず只管天主に祈り、其父をして甘んじて殉教せしめんことを請ふのみ。又アンドレーの妻は近日十字架へ拘せらるる時著くる所の衣服を裁縫し、婢僕は念珠、十字架、遺物匣等を作り、殉教日の備を爲すに、其父到り其仔細を問ふに由り、皆耶穌基督の爲めに死するの用なりと答へ欣然たる態を見て、此に至り忽ち大に感じ、斷然舊習を棄て、雙刀を投げ出し、念珠を携へ、諸人と共に死なんと希ふ。アンドレーは歡ぶこと限り無く、天主の靈驗奇特の著しきを感佩せり。

奉教人誅殺せらるゝとの風説傳播せしとき、只剛勇丈夫の其氣を見はせしのみならず、溫柔輒弱の婦女も亦同じく堅固の志を示せり。丹後侯の夫人グラスが洗禮を受くるにつきての所爲は已に前に記せるが如し。此の夫人は諸師の死刑に處せられ、奉教人も共に磔刑に行はるゝと聞き、質素の容姿を以て十字架に上らんと、侍女と共に衣服を裁縫し、殉教の列に加はるを得せしめよと天主へ祈請し、又人に命じて云く、師父の刑せらるゝ日を知るを得ば、直に來り之れを告ぐべし、深夜と雖も侍女を従へ徒跣して法場に赴かんと。

京師に於て數多の高貴なる婦人殉教の志願を起し、刑部官吏の追捕の勞を省かん爲め、耶穌教社の師父の家に近きマリーと稱する婦人の家に集り、皆白衣を著して死刑の命の下るを待ち、又官位極めて高き婦人あり、自宅に在れば官吏も來り捕ふるを憚らんと恐れ、竊にマリーの家に寄寓せり。是等の衆婦人共に殉教の幸福を語るの際、一人有り、謂て曰、妾は教法の爲めに死するを甘すれども、天性弱質なれば、劍戟の光目前に耀くに至れば歩み得ざるも測り難し、もし然ることあるときは、力を極めて妾が身を牽き獄卒の前へ出し、殉教の光榮を共にせしめよと。

偕て又深窓に生長せる婦人の志操感す可しと雖も、童子少女の志も之に劣らず。京師に一人の奉教者あり、其子をトマスと云ふ、年十六、京師を距る三日程にして某の地に住する師父の家につき學びたり。其父奉教人誅殺の事を聞き、トマスへ書を贈り遺言して曰く、近日耶穌基督に一命を奉るにより、金銀財寶盡く汝に譲る可しと。トマスは殉教の事を聞き欣然として京師に歸り、父に面して曰く、地上に遺す所の財寶を譲り、天上に獲る所の幸福を共にせざるは道理と謂ふべからず、兒は大人に従て死せんのみ、凡そ人の子たる者父の死に就くを見て共に死なざれば、世に無耻の者と稱す可し、況て兒は大人の教法の爲めに死するを見て従はざれば神人共に惡み賤むべしと。

ルイーと稱する童子あり、此時僅に十歳、フランソワ社の教師より洗禮を受け、師父の家に養はる。官吏も其幼少なるを憐み、爲めに名を署せず、ルイー之を見て大に悲泣しければ、官吏已を得ず其名を署して慰解しけり。此童子が信心拔群にして、殉教に勇なるとは別記すべし。一少女あり、亦十歳、其志操ルイーと同じ。其叔母マリー(前に記せし婦人なり)の家に教育せらる。マリーは奉教人誅殺の令下りしと聞き、少女を呼で曰く、吾等は不日に刑に處せらる可し、汝連坐せられざる爲め汝の父の許に還る可し、未だ此難に堪ゆ可き年齢に非すと。少女は此言を聞き伏泣して曰く、此家を去り京師を離るゝは願ふ所に非ず、若し奉教人は總て殺さるべしとならば、吾も奉教人なれば叔母君と共に死なざるべからず、余は年猶幼なれども、叔母君と同居して同死するは決して恐るゝ所にあらずと。

偕てフランソワ社及び耶蘇教社の諸師は監護を受くるより日夜法場に引出さるゝを待ち居けるに、其時數名の侯伯は聖教信者にあらずれども、高山ジュウドー、小西オーギュスタン、コンテラ・シモンが耶蘇教師を師父とし尊むを以て、教徒を救はゞ彼人々の喜悅を得べしとなし、小寺一日太閤殿下が伏見の居館造營の工人を巡視せらるゝ時、其側に在て氣色を伺ひ、徐かに述べて曰く、耶蘇教師日本に來りしより四十年、未だ曾て反を謀り亂を作せしことあらず、其教ゆる所は天下の和平と臣民服従の道なり、其勤むる所は國の争を解き、民の憂を慰め、人の窮を

救ひ、上を敬ひ、下を懷け、病者を訪問して力を盡し救助するのみ、決して人を戕ふ者に非ず、天下の萬民を慈惠する者なりと。殿下は諸侯の言を熟聽し、之を然りとす。此時玄以法印入謁し諸師を救ひ併せて已れの二子を全ふせんと、諸人の既に陳述せし所詐言に非るを誓ひ、且諸師は九州に在るものも畿内に在るものも皆能く速に殿下の示令を遵奉し、及び老病の故を以て在京を許されしオルガタンは配流人の如く謹慎し、衣服を變へ、再び市中を徘徊せず抔と、種々に彌縫しければ、殿下の心をして全く和らぎ、布令を改め、フランソワ社の諸師をヒリピンへ逐ひ歸して、全く事を終らんと思慮せしむるに至れり。然るに獨りフランソワ社諸師をして其熱心を遂げしめ、耶蘇教社を留めて後日に備へ、日本國をして一時に教鐸靈牧を失はざらしめしは、蓋天の致す所なり。

太閤殿下が耶蘇教社の諸師を許せし事由は既に記する如し。猶左の四條あり、其事は太閤の宮殿に勤仕する人より長崎奉行寺澤氏へ告げ送りし書に載せたり。其旨は、殿下もし信心を導き洗禮を授け基督法界へ人民を歸化せし教師を殺さば、シモに於て衆多の奉教人數を盡くして背反せんと察せり、是其一條なり。殿下は通商の利益ある葡萄牙人と交を絶つを欲せず、然るに耶蘇教社の師父秘訣を授くるなくんば、彼國の商賈再び日本に來る可らず、是其二條なり。殿下は彼の教會長が數多の聘帛を備へ、印度の總督の返翰を持來りしを喜ぶ、是其三條なり。諸師

能く謹慎して常に殿下の命を遵奉す、是其四條なり。同社の諸師が性命を全ふせる所以、大略斯の如し。

諸師を愛顧する奉行治部少輔は太閤殿下の意志を聞き、急に登城し、入謁の禮畢り述べて曰く、殿下昨日臣に天主教師を誅す可き旨を命せらる、然るに是れは何れの教師なるや、若し葡萄牙船にて來りし者も示令の中に加はるや、此の件猶ほ詳細の命を乞ふなり。

殿下は其時答へて曰く、ヒリビンより來りし者の誅戮を命せしのみ、此惡僧等已に墨士哥、ヒリビンを以て西班牙王の版圖に歸せしめたる後、又我國を圖らんと渡來せしこと發顯せり、我れの世に在るに當て、豈に余を嘲弄せし者に報ひざらんや、余若し此教法を善しとせば、十年以來我命に服従するロドリゲー並に其社の教師へ宣教の允可を授くべし、豈に此の新たに來り命に抗し令を犯すの徒に授けんや、汝又此事を論する勿れ、速に往て一艘の快舟を命じ、之をロドリゲーの家に遣はし、人をして傳へしめよ、請ふ師父心を安じて疑ふこと勿れ、且我印度より來りし教會長並に隨行の者を害するの意あらずと。

治部少輔は即時に一名の奉教者を遣はし、此等の事をオルガンタン師へ告げ、且其家を監する守卒を退かしめ、又某奉教者に命じて長崎に往き、教會長並にロドリゲー師へ殿下の意を傳へしむ。諸師之を聞き、猶此の面目を存し日本の教會に従事するを歡べども、幾多の艱難辛苦

に堪へ遠境僻陬に來り殉教の光榮を求めしに之れを失ふを悲み、悲歎相半して茫然たり。偕て治部少輔は京師の師父の家の番卒を撤し、又一人の吏を遣はし、京師市街の戸々に入てフランソワ社の教會に出入する人ありやを問はしむ。人々之を誅戮せらるゝ爲めなりと思ひ、皆其の姓名を傳へ、些しく書を知る者は自ら姓名を署せり。治部少輔其數の夥しきを驚き、其中教師の家に住する者十二人の名と教師の名を登記せるのみ。

諸侯伯は殿下の耶蘇教社へ恩免の命ありしを見て、フランソワ社も同じく寛典を蒙り、日本國追放の罰を以て事を終らんと思ひける。然るに天主教の讎敵たるヤクインは殿下を唆かせしかば、殿下忽ち治部少輔を召して大阪の囚人を京師へ護送し、車に載せて街衢に徇へ、先づ劊刑の刑に行ふ可しと命せらる。

治部少輔は私邸に歸り屬吏に命じ、フランソワ社の教師六人並に名簿に記せる奉教人を京師へ護送し、大阪の者も到着せば、共に刑に處せんと其準備を爲さしむ。偕て捕卒等フランソワ社の教會に到り、名簿に記せる人を捕縛するに、十二人の内マチヤスと稱する者は教師の家事を管する人にして、所用の事あり他出せり、因て姓名を呼べども出で來らず、捕卒大聲を發し、マチヤスは何處に居るや、疾く出づべしと云ふ。時に同名の奉教人門前に立ちしが、我名を呼ぶを聞き、急に走て捕卒の前に出で、マチヤスは此に在り、余は呼ばるゝ所の者に非ざれ

ども、亦マチャスと稱し奉教の一人なりと。捕卒曰く、多言する勿れ、我等は簿帳と人員と合すれば事足れりと、遂に之れを捕へて去る。此事は彼のマチャス聖師の事蹟と符合せり。リュック聖師基督の十二徒弟の事を記せる中に、命運遂にマチャスに歸し、十二人の列に加へらると云ふ語あり（按ずるに基督の徒弟十二人の中チユダスと稱する者反して基督を）と云ふ語あり（賣る後世チユダスの代りにマチャス聖師を加へて十二人に充つ）。

耶蘇教社に於てはミキ・ポール、キサイジャク、ゴトージャンと云ふ三人天主の特旨を以て殉教の幸福を得たり。三人は示令の中に其名を載せざる者なれば、京師の奉教人と同じく監護を脱す可きを、治部少輔は殿下よりフランソワ社之處置寛に過ぎたりと責められしに由り、三人を捕へて責を塞ぎしなりと云ふ。或は陽にフランソワ社へ懇親の意を示し、シガタ氏（橋田の）の反覆の形迹を晦まし、フランソワ社の諸師のみ誅せらるゝを悲む意を表せんが爲め、耶蘇教社の者をして連累せしめたるなりとも云ふ。

千五百九十七年一月一日囚人盡く大阪より京師へ送られしにより、オルガンタン師は治部少輔に書を贈りて曰く、同社の三人が囚はれしは殿下の意に違へり、願くは之を放免ありたしと。治部少輔答へて曰く、此事甚だ痛むべしと雖も、予が獨裁にて決す可らず、若し之を奏するときは却て殿下の怒を招き、貴社に禍あらん、如何とならば殿下は曩に師父の京師に住し、ロドリゲ師の大阪に留るを許せしのみ、然るを今彼三人はフランソワ社に非すと論するときは、

貴社は違命の咎を受けん、因て今二三の社員を捨て、一社を全ふするに如かずと。オルガンタン師は其理に服して、三人を救ふの念を絶ちけり。

殿下已に令を傳へて後、長崎奉行寺澤某の弟にして且其次官たる那古耶奉行ハザフル氏へ使者を遣はし、近日ヒリビンの教師並に奉教人若干名を其地へ差遣するに由り、悉く磔刑に行ふ可しとの旨を傳へしむ。治部少輔よりも同時に書を贈り、殿下の耶蘇教社に對して害意なきこと、並に同社の諸師は説教集會洗禮等の事を行ふことなくば、長崎港へ在留を許さると報告す。

ハザフル氏は殿下並に治部少輔の書を受けて、耶蘇教社師父の家に行き殿下の命を傳へ、然る後街吏に命じ、日本人の教會に出入するを禁せしめ、又長崎に在留するフランソワ社の教師四名は港内に停泊する葡萄牙船に乗りて速に支那或は印度へ歸り、再び日本の地を踏む可らずと命じ、次に何等の主意あるも再び彼れ等を日本に伴ふ者は斬罪に處す可しと、街吏より布達せしめたり。

耶蘇教社の主教官は此命の教法に牴觸するを見て服従せず、檄を諸師へ傳へ、天主の光榮を揚げ人民の幸福を謀る爲めに命を致し、且舊來の奉教人を保存し、猶新たに異教人を歸化することに力を盡さんと欲せり。然れども太閤殿下の怒を招き、教會の覆滅を致さるに心を用ひける、是れは有馬大村二國主の言によるなり。二國主は其領内に在る聖教學寮及び小學校を他に

移すを欲せず、當時學寮には名家の子百人あり、小學校の生徒は三十人なり、二國主は頻りに主教官へ時世に従ひ密に宣教を行ふを請ひければ、師父も其意に従ひ、事を天命に任せたり。借て二十四名の囚人京都へ到着せしにより、治部少輔は大阪に往き、再び囚人の處置を太閤殿下に問ひければ、殿下は已に定めたる罪案に相違なきを答へられ、其翌日(二日)治部少輔は屬吏へ罪人等を絶えず措責す可き旨を命ず。初め殿下は囚徒を剗刑の刑に處す可しと命せしなれども、治部少輔は之を欲せず、左の耳端を截らしのみ。是れ殿下の別命なるか、或は獨斷を以て其意を遂へしか、分明ならず。

囚徒は死罪の定まりしを知て喜ぶこと限りなく、深く上帝の恩顧を謝しけり。ミキポールは元と有馬の聖教學寮に學び、説教の妙を得、此時年三十三、教主と同年にして命を致すの幸を授けられし恩を上帝に謝し、只管教主の如く金曜日の夕に當り死することを望み、監護を受けし間も守卒に聖教の奧義、教主の苦難、殉教の光榮を説くに由り、之に感じて奉教人たらんと誓ひし者二人あり。又近頃キールより洗禮を受けたる騎士五人、諸人の如く捕へられ誅戮に逢ふをも懼れず、公然として其身の奉教人なることを稱したり。

一月三日二十四名の囚徒は獄舎より引出され、兩手を背後に縛せられ、京師上坊某街に於て悉く耳端を截らる。奉教人は獄下の截り棄たる遺肉を拾ひ珍重しけり。大阪奉行の書記ヴィク

トルと云ふ者、耶蘇教社三人の遺肉を收めてオルガンタン師へ送りければ、師父は之を手にし、て涙を灑ぎ、且悲み且歎び、之を天主に供して云く、吁嗟我教主神聖、是れ日本教會に得たる第一回の結果なり、是れ臣等が神前に行ふ第一回の事業なり、願くは今日三人の生死ともに勤勞し、地上に灑ぐ所の生血より、此國中へ數多の崇信者を發生せしめよと云ひ、其他悲痛哀傷の語を述べければ、聞く者涕淚襟を沾しけり。

此第一の處刑終りて、日本の舊法に従ひ囚徒を三名つゝ一車に載せ、之を輓て大道を巡り、一人の官吏其前に立ち、左の罪案を書きたる札を槍鋒に結び擔ひ行く、此者等はヒリビンの使者と詐り日本へ來り、免許も受けず國內に留り、禁制を犯し天主教を傳ふ、因て長崎に於て磔刑に處する者なり

之を觀る者路上に充滿し、警固の士卒進む能はず、常には行路の人囚徒を罵言譏諷すれども、無罪の囚徒幼稚の者に至るまで憂色無く欣然として死に赴くを見て、皆哀痛の情を起し、感涙を灑ぎたり。

殉教者の首長にして道德尤とも高きペールバツチスト師は街衢に於て高聲に説教し、或は西班牙語を以てし、或は未熟の和語を以てす、是れ同行の者を勵まし、且路上に集る奉教人を慰むるためなり。囚徒の中にて幼稚の者三人あり、其長せる者は年十五に滿たず、幼なる者は僅

に十二歳、此三名の殉教童子は顔色温和にして恰も天人の如く、耳を截られ手を背にし、聖主
 經聖母經其他の經文を日本語にて歌ひ過ぐるの狀態極めて憐むべく、見る者皆涙を流し、衛卒
 も袂を濡せり。數多の奉教人此諸聖と光榮を共にせんと欲し、強て衛卒に請て囚人の列に入ら
 んとすれど、名簿に列する者の外は一人も加へ難しと答へけるに、然らば我等も諸囚人と同じ
 く奉教人なれば、車の端へ載すべしと云へども、之を許さざるに由り、已むを得ず徒歩して車
 の後に隨行せり。

既に街衢を巡り終り、獄舎の前に至りしに、衛卒囚徒を車より下らしむ。此時ポール師兄其
 他二人はフランワー社の諸師の前に進み、一見舊識の如く相抱持し、諸師に連坐し上帝より艱
 苦死亡を共にするの幸福を得る歡を述べければ、衛卒は此應對を見て大に驚き、相語て曰く、
 此輩の所爲何ぞ甚だ異なるや、未だ曾て憂苦の際に在て此の如く喜色ある者を見ず、浮屠氏は
 斯の如き教あるを聞かず、釋徒は斯る苦責を受くれば必定忿怒の色を顯はさんと。

一月四日囚徒を羸馬に乗せ大阪へ送り、其れより伏見へ送り其市街を巡るに、兩府の士民三
 人の童子が頬は血に染み、雙手を背に縛せらるゝを見て、皆其冤を憐み、殘酷の事なりと稱せ
 り。此時オルガンタン師並に同社の人も誅せらるゝとの風説京師に聞へければ、師父と死を共
 にする志ある者各動搖し、市中爲めに洶然たり。因て治部少輔は騒亂の起らんことを恐れ、小

吏を遣り、獄舎に繋ぎし者の外一切誅戮を加へずと毎戸に告げて鎮靜せしめたり。
 殉教人已に京阪堺の三府を巡りし後、太閤殿下は之を那古耶へ送り、長崎へ遣はす可き旨を
 傳へり。偕て海路は近くして容易なれども、殿下は之を陸路より送り、厭まで疲困せしめ、且
 通路地方の人民を恐れしめ、天主教に歸するを禁せしめんと欲す。

千五百九十七年一月九日諸囚堺府を發するに當り、警固の士卒夥多附從し、一人其前行に立
 ち、罪案を大書したる木札を槍に結び之を擔ふ、其文概ね前に同じ、只異なる所は向後天主教を
 奉ずる者は死刑に處せんとの文を増せしのみ。時嚴冬の節に當り、薄き衣服を著て旅行を爲すの
 艱苦は實に見るに忍びざる所なり。異教を奉ずる人も諸囚の凍餒せんことを憐み衣服を給する
 者あり、官吏も之を咎めず。此等の些細なる惠施の外にオルガンタン師も諸囚の艱苦を察し、
 ビエルと云ふ奉教人へ若干金を授け、同社の三人其他の人の所用に従て支給せしむ。又フラン
 ソワーと稱する箱匠あり、フランソワー社の諸師を憐み、ビエルと共に諸囚の扶助を爲したり。

此二人同じく殉教の志願の篤きを衛卒等は察して、奉教人なるやを問ふに、二人は然りと答ふ。
 衛卒因て捕縛して法官に渡し、二人は終に諸囚と共に長崎へ送られ、磔刑に行はれたり。

二月一日高田を發し、那古耶を距る三里カラベと云ふ所へ到着す。此所の奉行ハザブル氏出
 張して囚徒を待ち、親友ミキポールを見て覺へず涙を流せり。ポール之を見て曰く、君は何の

故を以て悲傷するや、余は今天主の爲めに命を致し、且人間の爲めに天堂の道を教へしを以て誅せらる、實に無二の幸福なり、抑々君の涕泣するは余を欽羨するによるものか、今余の生死幸に君の手にあり、願くは死する前に懺悔を行ひ秘訣を受る時間を假し、幸に耶蘇基督が衆生の爲めに命を捨てし忌日たる金曜日を以て處刑の日と定められんを請ふと。其他の人々も頻りに之を懇願せしかば、ハザアル氏も承諾の由を述べける。

然るにハザアル氏は殿下より囚徒を直に長崎へ送るべしとの示令を受けしを以て、即ち使を彼地へ馳せて、五拾本の十字架を準備す可しと報ず。長崎に於ては十字架の數囚徒の數に倍するを以て、日本人も葡萄牙人も共に驚異し、奉教者は上帝より此地へも殉教の光榮を授けらるなりと思惟し、皆其準備をなしける。爰に或る大家の小兒僅に五歳なるが諸人の恟々たるを見て、耶蘇教社の其の師に問ふて曰く、異教の徒太閤殿下の命を受け來り、奉教人を磔刑に處するとは實説なりや。師父曰く、然り、若し人來りて爾は奉教人なりやと問はば、如何に答るや。兒曰く、奉教人なりと答へん。然らば磔刑に處せんと云はば何如。曰く死する覺悟をなさんのみ。覺悟の様は如何なるや。此時小兒は小腕を張り、已に死を決する様にて答て曰く、聲のあらん限りは耶蘇垂惠耶蘇垂惠と叫ばんと。師父之を見て其坐に堪へず、一室に入て大に涕泣せりとぞ。

又彼のルーイがハザアル氏へ答へし語も同く勇と謂べし。同氏は囚徒護送の途中に於てルーイを憐み己れの側へ呼び、今汝の生死は我手にあり、若し我意に従はば一命を助けんと云ふに、ルーイ答て曰く、兒は擅に事を決する能はず、只何事もパッチスト師の命に従ふのみ、されど公もし兒が奉教人たるを許さば尊意に従はんと。ハザアル氏曰く、其事は決して許し難し、宜く天主教に背くべしと。ルーイ答へて曰く、天主教に背て生るは望む所にあらず、如何とならば一時の生活の爲めに長久の幸福生活を失ふ故なりと。ハザアル氏其志の固きを感歎せり。已に長崎へ近づきし時、ペール・パッチスト師一通の書翰を耶蘇教社の副校長へ贈て旅況を告ぐ。其文に曰く、

僕等今度長崎に於て磔刑に處せらる可き旨を命せられ、共に京師を發せる者廿四名、内三名は貴社の師にして、六名は弊社の者なり、其他は日本の奉教説教者若干人あり、皆喜で教法の爲め死を致す、伏て請ふ尊師僕等の爲に法官に請ふて、處刑の二日前に尊教會師父の大秘訣と降福の祝辭を受くるを得せしめ、且諸師に見ゆるを得せしめ、其祈請に因て僕等の熱心を盛ならしめんを望む、僕等諸囚に代て陳述す、千五百九十七年一月十九日豊後國カラブより

ボール師兄も亦右と同一の主意を書して副校長へ贈りければ、二通の書を主教官へ呈し、主教官は乃ちロドリゲス師、パッシウ師二名を使として、長崎を距る九里にして大村の地方なる

ト又キと云ふ所へ遣はし、囚徒の通行を待ち、爲めに彌撒經を誦し、且衛士に請て秘訣を授けしめんとす、蓋此所へ出で、此事を行ふは長崎よりも便宜なればなり。兩師は即日(二月)ト又キに到り、ハザアル氏に謁せんと欲せしが、已に路を異にして發し、且喫飯時刻の外囚徒を此所に留む可らずと令して去りけるを以て、二師は秘訣授與を行ふ能はず。

ロドリゲ師は切に衛士に請て僅に面話の許可を受け、先づペールパツチスト師に會し、教會長并に長崎在留の諸氏に代て來訪せるを述べければ、ペール師は其來訪の辱きを謝し、感喜の涙を灑げり。ロドリゲ師又フランソワ社の諸師に會し、其次に同社の三師兄を見て之を獎勵するに、三師兄は大に歡び、ポールとロドリゲ師は相抱持して一言の應答もなく只涙を流せり。霎時にしてポール述べて曰く、余は生前に秘訣を受け、且金曜日の夕刻に死するを望むのみと。ロドリゲ師曰く、此所に於ては彌撒經を誦する時間をも得難し、長崎に到らばハザアル師に請て、其望みを遂ぐるに力を盡さんと。

是に於てロドリゲ師は悉く囚徒を慰撫し、パツチスト師へ暇を告げしに、パツチスト師厚く禮して曰く、事急にして再會を期する能はず、今余不肖なりと雖も社長たるに因り、諸人に代て貴社の主教官及び諸師へ、余等日本に來りしより屢々好意に悖りし罪を謝すと。ロドリゲ師も亦拜伏して曰く、弊社と雖も亦然り、其爲す所或は貴意に觸れし事あらん、余も亦諸人に代て

其罪を謝すと。乃ち相辭して別れたり。

ロドリゲ師はパツチウ師を留めて囚徒に侍せしめ、其身はハザアル氏に逢て諸人の爲めに罪障懺悔、秘訣授與の許可を請はんと長崎に赴けり。此夕囚徒は海灣より水路に就き七里を航す。時にフランソワ社の諸師の外は皆頸に繩を掛け背に縛せらる、寒氣凜烈たるを以て諸囚人大に苦めり。

偕てロドリゲ師は長崎に到りハザアル師に通り、疊にポールに約せし如く秘訣授與の許可を請ふと雖も、之れを承諾せず。且師父は諸囚の爲めに旅宿の準備を爲せしが、此地は奉教人葡萄牙人數多なるに由り騷亂の起らんことを恐れ、諸囚を市中に入らしめず、明日府外に於て刑を行ふことに定めたり。此日二月五日に當りアガト聖師の瞻禮日なり。然るにハザアル師はポールに誓ひし事を盡く遂げざるも本意ならずとし、主教官に書を贈り、諸師の内一人早朝より法場へ出張の準備を爲す可し、馬吏をして同社の三師へ面會の事を取り扱はしめんと云ふに、主教官乃ちパツチウ師を遣しければ、馬吏之をラサル聖師の獨修院へ伴ふ。此獨修院は法場の傍に在りて、囚徒の通路に當れり。ロドリゲ師は別路より進み、囚徒を迎へて委細の事を告げ、且本日死刑に處せらるゝ由を知らしむ。囚徒之れを聞き天を拜して歡喜し、已に獨修院の前に到りし時、守院の士は衛士を止め、ミキポールを經堂へ入らしむ。ポールは此に於てパツ

シウ師へ生涯の罪障を懺悔し、ゴトージャン、キサイヤツクも同く懺悔を行ふ。此時バツシウ師は二人へ預期の念願の如く入社を許し、二人は法式の通り清貞順の三節を固守する誓言を爲しけり。ソリエー師云く、此時フランソワ社の諸師は互に懺悔を爲し、奉教人は諸師及びロドリゲー師へ懺悔を爲せりと。然るに他書に因れば、ハザアル氏處刑を促すを以て、其暇を得すと云へり。

長崎に於ては天主教徒獨修院に到り、將に磔刑に處せられんとする事を傳聞し、之れを見んと府外に出る者陸續として群を爲す。ハザアル氏は變あらんと恐れ、固く奉教人の長崎に集るを禁じ、且人をして教會長其他の諸師に謂はしめて曰く、バツシウ、ロドリゲー二師法場に會するを以て之れを満足と爲す可し、二師は諸囚の全く死するまで法場に在らしめんと。

奉行の制止極めて嚴なれども、奉教人は死を怯れずして法場に群集せり。囚徒は已に獨修院を發すべき命を受け、歡喜の色面に溢れ、欣々然として歩行しければ、ハザアル氏之を見て大に異しみ、仔細をバツシウ師に問ふに、師父答へて、教法の爲めに身を殺し、教主の爲めに命を致すの光榮、并に教主より無上の賞譽を受くる所以を概説しけるに、ハザアル氏は天堂の説を好まず、人間幸福の奧義を解せざる人なれば、道理は善きが如くなりと雖も、磔刑に行はるゝは好ましからずと謂へり。時にバツシウ師ハザアル氏に向ひ、途中より捕へ來りし奉教人二名

は治部少輔の送りし名簿に列する者に非すと謂ふに、ハザアル氏答へて曰く、されど法官より附せられし者なれば、獨斷を以て赦すこと能はず、且旅中の證據顯然たり、故に若し之れを放免せば、其罪死刑に當らんと。

教會長は法場へ會する允可を懇請せしと雖も、ハザアル氏固く拒みしにより大に望を失ひ、使者を以て懇切なる書を寄せて、殉教者へ降福祝辭を贈與しければ、ペールバツチスト師は之に答へ、諸人に代て厚く其恩を謝し、且つ疊に其意見に従はざりしは天主の命に背きしと等しく極めて大罪なれども、懇に宥恕を請ふと述べける。

ハザアル氏は平常の法場に於て殉教者を刑する意なりしに、長崎在留の葡萄牙人は清淨の地に於てせんと欲し、カルヴェル山(按ずるに耶穌基督の誅せられし山なり)に似たる丘を擇み、此所に於て刑せられんことを請ふ。是れ異日此地へ殉教寺の名を以て死者の爲めに小經堂を設立する意あればなり。ハザアル氏は葡萄牙人の怨み去らんことを恐れ、其請ふ所に従ひ、乃ち法場に植てたる十字架を此丘上へ移せり。

日本の十字架は歐洲と其製を異にす。上に横木あり、之れに兩腕を縛附す、足の方にも亦横木あり、中央に一片の木あり、此所に罪人の腰を掛しむ、其形圖の如し。

(原書此所に空紙あれども其圖を佚す)

※ 日本死刑史 布施 第百一四三—一四四各頁
刑罰史 大私録 磔刑 在 國 考 照

637
156

罪人を架上に釘することなく、鐵環或は繩を以て手足を縛し、頸の所にも鐵環あり、其他繩を以て全身を縛し動かざらしむ。此の如くして後十字架を地上に立て、其根を土中に埋め、次に劊手銳利なる槍を携へ其傍に立ち、劊手一人なれば先づ左脇より突き、次に胸を突く、二人なれば左右の胸を一齊に突き、槍鋒十字形を爲す、故に罪人大概忽ち死に至る、劊口り流るゝ血は泉の如し、罪人もし猶死せざれば數回之れを突き、呼吸の絶るに至るなり。

偕て教徒廿五六名法場に到りしとき、ハザブル氏衛卒を丘の周圍に列し、十字架より七八歩を距て、警護し、群聚の人を遠ざけしめ、只ロドリゲイ、バッシウ二師を許し近接せしめ、諸囚の全く死するまで此所に在らしめたり。

諸囚已に山上に到り十字架を見るより喜色滿面に溢れて天を拜し、其身の犠牲と爲りたる殊恩を謝す。バツチスト師はザカリイ(イスレールの名)の詠歌を唱へ、マルタン師は天を仰て深く感ずる所あるが如し。其他の人々は詠歌を唱へて天主の徳を頌し、衆皆欣然として恰も盛宴に赴くが如し。童子に至るまで悻怖の色を顯す者なく、十字架の中に短小なるものあり、是れ三童子の爲めに設けしものなり。彼のルーイ兒は丘上に到りし時、己れの上る可き十字架を問ひ、之を抱て甚だ喜色あり。異教人は感歎して、斯く長る可き刑罰を幼稚の身として樂しむは如何なる故ぞと異しめり。

殉教者已に十字架に縛せらるれば、劊手槍を把て其左右に立つ、每架四歩を距て、列す、茲に其名を列次す。日本人廿名の中十名はフランソワ社の諸師の右に列し、十名は其左に列す、此中三名は耶蘇教社の社員なり。東の方より第一に列するものをドート・フランソワと云ふ、諸師を扶助する爲めに従ひ來り、殉教者の列に加へられし人なり。

第二は尾張國の武具師にして、其名をタギヤ・コスムと云ふ、諸師の通辯を司りし人なり。

第三はコサキ・ビエルなり、曩にオルガンタン師の命を受けて囚徒を扶助し、ドート氏とともに此列に入れらる。

第四をコサキ・ミッシェルと云ふ、伊豆國の弓師なり。

第五は耶蘇教社の社員キサイヤックなり、行年六十四、徳高く行正しき人なり。少より天主教を奉じ、諸師に従事し、終に寺門の守鑰人と爲り、深く救主の苦難を欽慕し、常に之れを希望せり。救主の如く十字架の刑を命せらるゝに及び、其喜他人に倍せり。

第六は耶蘇教社の大説教家ミキポールなり、行年三十三、有馬國の産にして父の名をハンデイノと云ふ、信長の寵臣なり、性勇にして信法の心篤く、殉教の難に耐ゆ可き人なり。千五百六十八年ポールをして洗禮を受けしめ、十二歳の時オルガンタン師へ託し、安土山の聖教學寮に教育を蒙らしむ。ポールは信長の死後安土山より有馬の學寮に移り業を終る。其父薩摩に於

て戦死するの後、耶蘇教社に入る。時に歳廿二。選ばれて説教者となり、其能辯あるを以て何處に於て説教を行ふ時も聴者極めて夥しく、其言に感じて歸化するもの尠なからず。又多く書を著はして釋徒の詐偽を發き、其醜行を論せり。

ホールは監護を受ける以前に或る罪人の法場に引かるゝを見て、群衆の人を推排し其側に往き、教法奥義の略を説き聞かせり。罪人大に感じて直に洗禮を受け、耶蘇瑪利亞の名を唱へて刑に就けり。又監護を受くる後數多の紳士來り訪ひければ、之れに教法を説き聞かせて六名を教化せり。

其尤も崇信と能辯を見はせしは法場に入りし時なり。身已に架上に縛せられ、天主を敬慕するの心益々熾んにして、高聲に説て云く、願くは諸君雲時余の言ふ所を聞け、余日本に生れ、不肖の身を以て耶蘇教社の社員たり、今死に就くは別に事故あるに非ず、眞神の教法を國人に説きしによるのみ、斯の如き事を以て誅せらるゝは死すとも悔ひざる所なり、余上帝の恩恵を受くる多しと雖も、斯の如き殊遇を受くるは今を以て始めと爲す、余將に死して天上の至尊に生涯の審判を受けんとす、豈自ら欺き自ら詐らんや、凡そ人たる者救主耶蘇基督の教法を奉じ其訓誡を守るに非れば、脱苦の道絶てなきことは、余今日往て見るを得る所の上帝を保證として諸君に誓言す、且天主教は怨敵をも恕することを教るを以て、予は日本國王其他今日の事

に關する者の罪を恕し、皆予と同一教主の死亡と苦難の功德に因て救拔せられん事を祈請すと。語終り黙して死を待ちけり。

第七は新に聖教に歸依せし者にして、其名をイバルキホールと云ふ、ドリエツキの産なり。

第八は十九歳の少年にして其名をジャンソリアンと云ふ、五島の産なり。幼より天主教を奉じ、近來初めて耶蘇教社に加はれり。五島國主聖教を禁止し教徒を虐するに當り、大阪に移てマレイオン師を助け、新に奉教人たる者を訓導す。此人は聖教學寮に於て學びしや分明ならず、然れども天質善良、篤く道に志し、精神高尚にして、實に殉教の爲めに生れし者と云ふ可し。耶蘇教社の家に在て監護を受けし時、逃れ難きにあられども、其監守する什器庫を全うせんとして、其身の危きを省みず留りしなり。已に丘上に到り、己の上る可き十字架を見て之れを抱くこと數刻、觀る人大に驚異しけり。群衆の奉教者中にジャンを知る人あり、因て之れに託して云く、予に代て京師に在る耶蘇教社の安否を訪ひ、且多年同居せしモレイオン師へ告げよ、天主の恩恵と師父の教誡に因り、今日殉教の光榮を得て天に昇れりと。

ジャンは將に十字架に縛せられんとする時、其父の來るを見て、父子の情を斷ち、強て咽を含で云く、父君よ、兒今此世を辭す、父君も一朝の榮華により永久の幸福を忘るゝ勿れ、天上の幸福より大なるものなきを悟るを希ふと。其父之れに答へて云く、汝の意見甚だ善し、我必忘

却せず、汝も亦卑性の舉動ある勿れ、甘んじて生命を天主に供すべし、母も我も終には汝の如く死する志なりと。ジャンは之れを聞て大に喜び、記念として念珠を贈りけり。

已に十字架に上り、頻りに左右に列するイバルキポール、ルイーの二人を奨励しければ、口ドリゲー師傍よりジャンを勵まして曰く、汝も亦教主の爲めに命を致し、毫も愛惜の態あるなかれと。ジャン答て曰く、請ふ師父憂ふる勿れ、抑も天主の擁護を以て固く節操を守り洗禮を受けし時、已に天主へ生命を供し、犠牲となりて終らんとの情願を爲したりと。槍鋒身を貫けども勇氣撓まず、呼吸全く絶ゆるまで耶蘇瑪利亞の名を唱へて死せり。

第九はルイーなり、齡未だ十二歳に満たず、ヘルパツチスト師より洗禮を受け數月を出でずして捕縛に就けり。幼年なれども死に至るまで志を變せず、異教人をして爲めに惻然たらしめ、且天主の擁護力能く幼稚の者をして勇猛堅固ならしむるを知らしむ。

第十はアントワーヌ、其志操ルイーに劣らず、年僅に十三、初めルイーと共に寺院に在て衛卒の來り圍むに當り遁逃するを得たれども、死に至るまで師父に従はんことを願ひ自ら留まりしなり。其手を背後に縛せられ、衆に先だち進むを見て、諸人駭歎す。

アントワーヌは殉教の場所に近づくに従ひ其志益固く、既に長崎の邊に到りし時、父母出で、之れを途上に迎へ、父母も奉教人なれば其子の幸福を喜べども、恩愛の羈絆を脱すること能

はず、アントワーヌを呼び近づけ、汝は幼少にして磔刑に堪ゆ可き者に非ず、猶數年生存するを得ば幾多の善事を作すを得ん、若し殉教の念願あらば、歲月を経て好機會に際し、今失ふ所を再び得るの時あらん、且永く天主に奉仕して飽まで功名榮譽を荷ひ天に昇る可し、強て事を急ぎ父母の心を傷ふる勿れと、涙を流して説諭せり。

抑々父母を慕ふの心は靈魂の尤も脆弱なるに由るなり。今アントワーヌは妖魔の爲めに此脆弱なる所を襲はるゝと雖も、天主の光明に照らされ、教主の擁護を受け、心情を固ふし、乃ち答て曰く、兒は實に幼弱の身なり、然れども天主の保祐を以て必能く殉教の難に堪ゆることを得ん、我が父母は兒の信心に動かし、異教人をして譏笑せしめんとなすや、二親の謂しことは浮世の生命を全ふせん爲めに天主の授くる永久の生命を失はしむ可し、兒は已に耶蘇基督の爲めに死する志を定めたり、請ふ悲哀の語を以て志を破ること勿れと。

ハザアル氏は之れを見てアントワーヌの側に來り、汝の父母は貧窮にして汝を以て老後の杖と頼むなり、汝若し志を改むれば、我れ養て實子の如く汝を愛し、一家の者皆窮乏の憂苦を免る可し、枉げて父母の意に従ふ可しと、辭を盡して説きければ、アントワーヌは肅然容を改め、貴官兒を以て塵世の財寶に迷ひ、不朽の幸福を捨つる懦弱者となすや、若しヘル師並に其他の諸師と共に生命を全ふするを得ば貴意に従はん、然らざれば死して師父と共に天に昇り、天

上の快樂を受けんのみと、恐怖の色なく述べ終り、又父母に信心の堅固を獎勵し、其身は二親の爲めに幸福を祈らんと云ひ、暇を告げて退きけり。已に十字架に縛せられ死を待つや、其次に列するバツチスト師を呼で、共に天主の頌徳歌を唱へんと請ふ。師父は黙して答へざりしかば、獨り玲瓏たる聲を發して歌ひ、終に槍鋒に貫かる。

第十一はフランソワ社の主教官ベルバツチスト師なり。師父は西班牙國アヴィラ府の産にして此時年四十八、曩に閑地へ退き、獨り靜に道を修めんと欲し其職を辭せしと雖も、ヒリンの總督強て日本に入るを請ふにより、航海して天主の光榮を發揚するの熱心を以て身を殺せり。其社の史家は師父の顯はせし數多の神異、並に其他の諸師の傳を記せり、余今之れを載せざるは卷數の増加するを恐れてなり。

第十二はマルタンドルイーヌ師なり。ビスケイ州(西班牙國)のウハランゲサの産にして、フランソワ・フラン師と共に日本に來り、留ること僅に一歳、此難に逢ふ、享年三十。

第十三はヒリップド・ジエズ・メキシカン師なり。

第十四をゴンサレ・ガルシア師と云ふ。東印度バサインの産なり、曾てマニルに在てフランソワ師の服を著け、宣教を以て大功あり。

第十五をフランソワールフラン師と云ふ。ガロス州(西班牙國)モントレイの産なり、享年三十。

第十六をフランソワード・サン・ミッシェル師と云ふ。パリイユの産にして、有徳剛氣の人なり、曾て神異を顯はせり。

第十七は前に記せるマチャスと云ふ人なり。

第十八をレオン・カライン・マロ・ド・ガシーと云ふ。フランソワ社の通辯を司どる人なり。ポール・イバルキの弟にして、ルイーの叔父なり。

第十九は京師の人にして其名をボナバンチュールと云ふ。此人は幼にして洗禮を受け、後浮屠に入る。然るに幼少の時洗禮を受けて天主教徒たりしを知り、フランソワ社に入て聖教に復歸す。

第二十をコサキ・トマスと云ふ。ミッシェルの子なり、年僅に十四。

第二十一は榊原ジョアムと云ふ。年四十。

第二十二は醫師フランソワ。年四十六。

第二十三はトマス・ダノキダンキ、幼より天主教を奉じて、フランソワ社の通辯たり。

第二十四をシモヤ・ジャンと云ふ。

第二十五をガブリエルと云ふ。伊豆の人なり、年十九。

第二十六をポール・スルケシと云ふ。尾張の人にして、フランソワ社の通辯たり。

是等の人名は天上に記されたれば、人間に於ても朽滅す可らず。偕て二十六名の殉教者盡く十字架に縛せられ、削手槍を擧て將に突かんとす。之れを見る奉教者は耶蘇瑪利亞の名を唱へ、哭泣の聲天に響き、人をして惻然たらしめ、殉教者は黙する者あり、聖歌を唱ふる者あり、或は靈魂を天主へ託する者あり、皆齊しく槍鋒に貫かれ、流血淋漓たる中に總て死を共にせり。此時ポールは教主の死期に唱へし語を唱へて死す、其言に云く、我靈魂を天主の手に供すと。

處刑終りし時、奉教者は殉教者の遺骨遺品等を得んと欲し、棍棒にて打たるゝをも怕れず衛卒を推排し、十字架の下に往き、地上に流れ創口より滴る血を以て手巾に染め、袂に受け、或は衣服を切り取れり。九人の教師は衣服を切斷せらるゝこと甚だしく、殆んど裸體と爲るに至る。別に衣服を被らしむれば、又切り取ること舊の如く、勢止む可きに非れば、教會長終に筵を以て之れを覆はしむ。ハザフル氏は諸方より奉教者の來り拜する者多きを見て、其尸を奪はれんことを恐れ、衛卒の數を増加しけり。

殉教者は死せる後仰て天を望む者あり、俯して恭順の容を爲す者あり、更に其醜狀を見ず。日本國中之れを語り傳へて歎異せざるはなし。上帝又數多の神異を顯はして信者の功德を示せり、然れども覽者の厭倦を恐れて之れを略し、只左の數事を載す。其事は露尸三月を経て腐敗

せず、惡臭を發せず、群鴉來り啄まざる等なり。

ペール・パツチスト師の死體は六十二日間其色白哲、生血淋漓として創口より滴り、奉教人往て之れを受けしと云ふ。伊太利の兵卒ジャン・パツチストと云ふ者葡萄牙人と共に日本に在りしが、此時パツチスト師、マルタン師、ポール・ミネキ其他日本人一名の血を帽子に受け、陶器に盛り貯へ、九月を経て支那兼日本教會長及びフランソワ社の教師六名、ドミニック社の教師一名、耶蘇教社の教師二名の目前に於て開き見たるに、其色鮮紅にして凝結せず、猶温氣あり、毫も惡臭なかりしと云ふ。

殉教者の死體と經堂の屋上に光明の輝きしこと、又彼の丘上に數多の星見れ種々の神異顯はれしことは措て説かず。抑々天主教を學ぶの日猶淺き人、又幼兒に至るまで、耶蘇基督を愛慕し、欣然殉教の難を受け、己れを殺す者の爲めに救拔を祈り死に就きしは、極めて不可思議の事と云ふ可し。斯る勇氣に感じ、處刑の時群聚の中に會て天主を奉じ後違背せし日本人ありしが、衛卒の前にて高聲に我も奉教人なりと稱し、其知る所の葡萄牙人を抱き、再び天主教を奉じ、教會長の命に従はんと云へり。此殉教者の中フランソワ社の教師六名及び耶蘇教社の三名は千六百二十七年に至り、法王ユルバン八世の命を以て聖師の列に加へられ、殉教の忌日たる二月五日を以て祭日となせり。

第十二章

日本の軍艦は千五百九十七年(我慶長二年)三月初旬解纜し、數日にして朝鮮に上陸し、諸方より襲撃せしに、朝鮮は従前の敗軍に懲りて勇猛の軍隊に抵抗すること能はざるを知り、太閤に和議を請ふて曰、兵を罷むるを得ば年々許多の貢物を納れ、第二の王子を質となさんと。然れども太閤は和議を容るゝことを欲せず、遂に其軍隊を進めて追撃せしむ。朝鮮人は之を禦ぐべき武力無きに因り、終に日本をして大勝利を得せしめたり。諸將の内ドムオーキユスタンは最も武勇あり、且意を注ぎ備を嚴にする者なれば、朝鮮の海岸に船八十艘を繋ぎ守兵を置きたる有るを知り、直ちに上風に至りて其船隊を侵撃し、之れを逐出し、其船を奪ひければ、彼の船隊は陸に逃遁す、因て之れを追撃せしに、砦城を守る者恐れて救ふ能はず、共に敗走するを以て、戦はずして數所の砦を掠奪す。此功有るに因て太閤は九州の那古耶港に歸れり。此に於て太閤の嘗て希望する如く基督信者諸將を封じたる日本諸郡を剽奪し、之に替ふるに朝鮮の地を分配するの風説あり。又基督教を奉ずる諸侯等は若し其國を剽奪せらるゝに至るときは、日本の風

習に隨ひ其諸臣も皆已むを得ず日本を去り、朝鮮に居所を定めざる可からず、然れば則ち日本國に於て基督教の盛昌を極めし九州は全く衰頽に陥るに至るべし。然れども基督教師の注目せる一事に由て之を安慰せしむると有り、其事は朝鮮國をして基督教の國と爲らしむる時は、唯一大河を以て界したる支那帝國を、基督教を奉信する一大國と爲すも容易なればなり。

是時に方てヒリピン島の使節貴重の贈物を齎し來る。此使節は太閤に聞するに三事を以てせり。其第一は基督教師等を殺戮するは何の故ぞ、又其死體を附與せんことを請ふ。第二はサンヒリツブ船に積みたる商賣品を奪掠するは何の故ぞ。第三は若し爾後西班牙の船舶風波の爲め日本海岸に漂到すること有る時は、之れに對して毫も損害を行はざらんことを布告するを請ふ。太閤之れに對して曰、第一は日本の國禁を犯し基督教を説く故を以て之れを殺戮せり、且其死體は自ら搜索して之れを得るは適意なるべし。第二は日本國法及び習慣に従て西班牙船の商賣品を沒收せしなり。第三は布告を出すは權利を貶し且其事至大なるを以て之れを許可すること能はずと。其後使節に二三の物を賜ふて之を歸へせり。

當時朝鮮戰鬪中なるに因り太閤は竊かに思惟するに、是れ日本に於て基督宗教を禁滅するの好機會なりと。遂に悉く諸大臣の保護を受ける基督信者を驅逐することを決定せり。蓋已に記載せし如く、曩に諸大臣及び奉行を以法印の懇願に應じ、京都に囚へし基督教師等を助命したれ

ども、其頃諸大臣疑惑を抱く者あり、且其姪の叛死したる後なれば、猶ほ叛逆を謀る者あらんとを恐れ、又西班牙王其國教を印度に播種し、遂に之れを抄奪し、西班牙及び葡萄牙の兩國今日は一王たりと云へる西班牙の輕薄人の謂し語を篤く信じて、兩國の基督教師は日本をも其王に従屬せしめんと一致勉勵するならんかと甚だ恐怖せり、故に基督教を信するの諸大臣朝鮮に在るに方て、日本在住の教師等を驅逐することを決せるなり。然れど太閤は嘗て葡萄牙人等の要用を扶くる爲めに、基督教師二三名を滞在せしむるの約束あり、又貿易の利を得るに因りて悉く之れを退くることを欲せず、故に三四名の教師を長崎に留ませしめ、市中に出るを禁じ、且日本人民の從來基督教を信仰する者、及び神佛信者に至るまで決して基督教を演説することを准許せざることを以て良策なりとせり。

長崎奉行寺澤氏は其頃朝鮮に在りと雖も、幾ばくも無く九州に歸るを以て、太閤は前の如く心を決し、千五百九十七年三月長崎に使者を遣り、寺澤に命するに、日本諸方に散在する基督教會の教師を長崎に徵集し、ジャン・ロドリゲス師は能く日本語に通するを以て、葡萄牙の商人等を安慰せしむる爲め之れを譯官とし、及び教師二三名を長崎に在留せしめ、其他の教師は悉く速に支那に歸る船に乗せ送還すべしと。

基督教師は太閤の未だ號令を布告せざる前に當て既に之れを推知し、甚だ苦慮せり。第一は

寺澤氏必此命を果すべし、第二は教師悉く日本地内に住居するを欲すと雖も、若し命に従はざれば必一同危難を受くるを以てなり。

教師等は天に祈誓し且評議を盡して、第一に天草の學校有馬の教會を破毀することを決し、第二に布告の命に恭順し之れを尊敬することを表章するために、力を竭して教師を長崎に徵集することを決せり。是れ太閤の意に適するを求め、已むを得ざるに出づる者にして、其實は基督信者を扶け、又異教の民をして基督法教に従はしめ、且我法教に危害を受けざるを要として精密に意を注ぎ、日本各所に教師を散在せしむることを決せり。然りと雖も長崎港に停泊する外國船は寺澤氏歸朝の前已に出帆しければ、到底此布告は本年行はれ難きを以て、其際宗教を安全し、布告を廢止せしめん爲め、教師は皆常に懺悔祈禱を以て上帝の福を降されんことを懇願せり。

此際エウエーク日本司教ジュシヤポンは太閤を慰解する手段を副王と議せん爲め、一たび印度に歸る可しと決定す。此エウエークは支那港マカラに至り、ルイセルケラー師に邂逅せり。師は法王よりエビスコパールの官位を受け、其襲法を命せられ、日本に於て其職務を補助せん爲め來る者なり。數日の後アレキサンドルウリニヤン大師は時勢探索として日本に赴く爲め又茲に至るに會し、是れを以てエウエーク、ルイセルケラー及びアレキサンドルウリニヤン三師父は日本

の時勢を會議し、エウエークは印度に往き、セルケラー師は己の職務たるにより艱厄に罹る基督信者等を安慰せしむる爲め、好機會を得て日本に赴くことを決せり。而してエウエークは千五百九十七年暮春支那港マカラを發せしに、船中熱を病み、マカラより四十里程出でし時終に死去しければ、遺骸は千五百九十八年二月十八日教徒其寺内に禮を盡し式を整へて埋葬せり。

セバステヤンゴンサレー師及びルイフロエー師は其の頃長崎に於て死去す。此の二師は日本教會に於て奮勵宣教せし者なれば、歎惜すべきの至なり。フロエー師は日本に於て見聞せし所を筆録し歐洲に遺り、其記する所確實にして裝飾せず、他人の日本形勢を目撃手記する文書と齟齬することなし、故に今日に至るまで吾儕尊信して勉強するも亦此書に依頼せり。

長崎奉行寺澤氏は朝鮮より歸國する能はざるを以て、次官ハザアル氏太閤の命を奉じ布告を施行し、基督教師のブロワンシヤルゴメー師を召し、之れに命するに、第一に歸る船を以て歸去せしむる爲め、教師等を盡く長崎に徵集せしむることを以てす。然るにゴメー師は之れに抗する無く、已に決心せし如く都て恭順を以て命を奉じ、直ちに有馬の教會を破毀することに着手せり。此教會は篤實厚志の少年生徒百名ありしを、或は之れを其親族に反し、或は所在の基督信者に託したり。千五百九十八年の末ゴメー師は長崎の街衢を少しく隔てし一家に於て學課を連續せしむる爲め、再び七十名の生徒を召集せり。然るに或人教師等の日本を退去することを

此少年生徒等に告ぐるに當て、生徒等悲歎號泣し、共に日本を去んと決心して同船することを懇願せざる者なかりき。

ゴメー師は又天草の學校を破毀せり。此校中に在る教師五十名を長崎に遣らんとして日本のホヅに假粧し之れを留ませしめ、村落に潛行して宗徒を慰め、或は之れを扶け或は日居所を轉せしむ。蓋本年日本に百二十五名の教會徒、四十六名の教師あり、其他學校生徒及び俗務を助け需用を達する等の社員あり。其内十二人の教師は有馬、八人は天草、四人は豊後に住し、平戸五島に又四人居住を定む。其二人は朝鮮に於て戰爭する基督信者を援くる爲め其地に轉居し、又オルガタン師は二人の教徒及び他の四五名を携へて京都に住居せり。

此奮勵する教師等は此困難の時に當りて基督法教を興起し、其法教を他宗の人民に信仰せしむるを勉め、寸時の閑暇怠惰なく、九州に於ては千百八十人に灌水の式を施し、朝鮮に於ては千人を洗禮し、遂に之れを奴僕として日本に轉居せしめたり。

千五百九十八年の初めに當り太閤九州那古耶に來るとの風聞あるに因りて、ハザアル氏は猶國內に基督宗の寺院を存し、又教師は依然として法を講ずることを太閤の覺知せられんことを恐れ、且誠忠を以て太閤の命を奉せしを知らしめん爲め、有馬、大村、平戸の諸國に存在する百三十七箇の基督寺院を破毀せしめたり。然るに教師等はドムオーギユスタンの領地に在る寺

を破毀すること無し、是は太閤の意に忤ふこと無く、又其爲めに禍害を生ずること無きを思量すればなり。

又上國に於て奉行石田治部少輔はオルガタン師の京都に潛匿するを聞き、之れを捕縛すべけれども、竊に友情を以て人をして告げしめて曰く、直ちに長崎港に退居すべし、若し然らざるときは己むを得ず之れを太閤に告訴せざるを得ず、若し予が言に従ひ予が素懷を遂げしめば交誼を盡し變易せざる可しと。師父は此報を得て厚く之れを謝し、從來京師に同寓せる教徒と相議して、治部少輔の語は甚理ありとし、遂に其言に従ひ、無限の悲歎ありと雖も之れを忍んで京師を去り、唯土人の教徒四五名を残したり。此れ日本人なるを以て疑惑を受くることなく、他の基督信者を教導すること容易なればなり。

オルガタン師の長崎到着の時に當りて、ハザアル氏は基督宗の寺院を破毀せしを以て尙ほ足れりとせず、身を太閤の命に委して益勉勵し、時に幸ひ支那に歸る小船あるを知り、此船に乗せ得る程の教徒を乗せ出發せしむべしとプロワンシヤールに督責せり。是に於てプロワンシヤールは種々の苦情を訴ふと雖も、到底其意を變せしむる能はず、猶ほ怒を添へしめんことを恐れ、己むを得ず少年或は病疲にして即今用ゆるに勝へざる者十一人を乗船せしめたり。其内三人は教師にして、餘は皆生徒なり。此等は支那港マカラに到り教師の列に加はり、幾ばくも

なく勉勵殉教せし者なり。此年は其後葡萄牙船の至る者あらざるに因り、ハザアル氏も基督信者に對し追放の害を行ふこと能はず。

千五百九十八年に於てサンフランソワ社の教師二人、ヒリピンより歸る日本便船を以て長崎に到着す。之れと同船せし日本の旅人よりハザアル氏に告訴せしを以て、二人の教師は基督宗教全く破滅するの時至れりと思惟せり。此一人は同社六人の教師磔罪に處せらるゝに當り日本に在留せし教師にして、名をゼローム・ツ・ゼシウと稱せり。外一人の姓名詳ならず。ハザアル氏は忽ち此二教師を捕縛して獄に繋ぎしに、ゼローム師は嘗て日本國事を慣知するに因り遁れ出て遂に京都に潜匿せり。此に於て諸奉行は全國に令を下して云く、若し潜匿の居所を知る者ありて之れを藏匿すれば、本人は勿論、九族並に四隣の者に至るまで死刑に處す可しと。

教師等は前條の事件太閤の耳に入るときは、基督教師は西班牙の間諜なりとして何等の事件と雖も狐疑を容れざるなく、或は基督宗徒を全く変除するに至らんことを恐れ、日々悲歎し、此危難を防ぐ爲め、プロワンシヤールは一人の故舊を寺澤氏に遣り、頃日の事由を太閤に報告せざることを歎願せり。ドム・オーギュスタン並に基督宗教を信する諸侯等より亦此事を依頼せしに、寺澤氏は或は其身に禍を招くも顧みず、オーギュスタンの言を容れて政廳に之れを告ぐる事無し。然れども次官ハザアル氏に命じて、彼の一人の囚虜を意を加へて監護せしめ、

人の之れと談話するを許さず、且同類の教師ゼロームの探索を遂げ、二人共にヒリピン島に放還せんと盡力せしめ、又京都在留の諸奉行に書を贈り、此等の事件を隠蔽せんとを歎願して、二人の教師は不日其國に放逐することを以て保證したり。

繫獄の教師は監護極て嚴にして且之れを虐遇し、殆んど餓死に及んとす。プロワンシヤールは之れを聞き、諸交友と共に協力して長崎の商人等に依頼し、便宜の客舎に轉居せしめ、社中の支消を以て須用の物品を供せしむ。偕て太閤は此の如く諸人を久しく苦惱せしむるに因り、終に其身疾病に罹るの天罰を蒙れり。諸奉行も若し太閤壯健なるときは到底隠蔽すること能はずと雖も、疾病に由り此等の事由を告るに急ならざるは、最も天幸と云ふべし。

此世界の庶民塗炭の苦惱に陥るに當り、或は之れを免れんとし、或は之れを救助せんと欲するも、遂に人力の及ばざる時は、必上帝命を下して之れを救ふことあり。エウエーク、ルイセルケラとアレキサンドルウリニヤン三師父は基督教會の衰頹を恢復せん爲め日本の景況を觀省せんと、再び印度より長崎港に到着せし時に當り、太閤は天罰を蒙り疾に罹り、基督寺院は殆んど破滅に及ばんとせり。偕てエウエーク及びアレキサンドル大師は教會の徒四名を伴ひ、千五百九十八年八月五日長崎に上陸す。時に太閤は疾危篤に迫り諸大臣は唯其快復を希望し、各我身を衛護するのみ。而して諸奉行は日本より基督教徒を驅逐する命を奉すれども、太閤の

疾病を幸となせり。何となれば身は神佛信者なりと雖も、曾て頗る基督法教を敬崇するの意を發し、又基督信者の行狀に感服し、且曩きに太閤の命を奉じ強ひて基督宗に刻薄を施すと雖も、此等を困苦せしめしことを今日は心竊に悔悟せるを以てなり。

太閤は伏見の新殿に在りて一種の痲病に罹り、諸醫官も初めは輕症として深く心を勞せずと雖も、六月の下旬より漸く加り、エウエーク等長崎に到着の八月五日に至りて、殆ど二時間絶氣して人事を覺へざる危篤に及び、諸人始めて大に驚き心痛せり。然るに其始て蘇し氣力漸く復するに及んで精神堅固、又種々の世務に堪へ、尤も家職讓與の事に注意せり。此時嗣子は年甫て六歳。太閤は聰明英智にして夙に宿志を達するを得たれば、其嗣子を輔けしむるは勢威衆に披んずる者を誘導して固く結約せざる可からずとす。然らざれば元と非理を以て奪ひ得る天下なれば、又他人の爲めに奪はれんことを覺知せり。是れ太閤自ら能く諸侯の嫌忌を受け、且嗣子は長く連續して四方に君臨すべき者に非ざるを知らばなり。

舉國の諸侯に注目するに唯恐るべき者一人あり、是れは關東八州の君主たる徳川家康なり。其人と爲りや勢威固より日本第一にして、智勇も亦第一、門閥も亦第一、諸家臣及び衆民の愛望を受くるも亦是れ第一たるを以てなり。太閤は我が死後に及んで家康必天下の君主となるは疑を容れざるを以て、家康亡滅に至らざれば我が嗣子安き能はざるを知り、密に嗣子の支黨

を結約せしむることを企望せり。是に於て速かに家康を召し、其宮中に至るに及んで、諸侯諸大臣の目前に於て左の如く遺命して曰く、

夫れ人たる者は生あれば必死あり、故に余は今日死に至るも固とより遺憾なきなり、然るに余の悲歎すべき一事あり、是れ我が家職を襲はしむる幼子を遺すなり、故に其成長に至る迄賢才勇武忠誠にして又威勢を兼備したる人を得て之れに託せざる可からず、因て全國諸侯中に於て之れを求むるに、卿に非れば其任に勝る者なし、是を以て嗣子を委託し、國政を附任するは唯卿を煩すべし、且嗣子成長に及び政權を返還するは、我れ卿の誠實寛大決して負くことあらざるを信せり、而して兩家百事確固、共に昌盛ならんには、一家の盟を結んことを希望す、卿に孫女あり、之れを我が嗣子に女はせんことを希ふ、然れば則ち卿は我嗣子を以て孫となし、其婦の爲めには祖父と爲るなり

家康は此遺命を聞き、一は不世出の英傑の死に臨むを悲み、一は心竊に己れの宿志を遂ぐる期の至るを欣び、泣涕襟を沾せり。少許にして家康は涙を拭ひ、答へて曰く、

前に我兄信長の弑逆に逢ふに方り、家康唯參河一國を領す、殿下高職に陞るに及で、辱く三國を領するを得たり、後又家康を封するに關東八州を以てす、其恩寵の厚きに報ゆるは家康及び子孫に至るも命を委ね、嗣君及び後胤に至る迄必忠勤を盡さる可からず、假令殿下の遺

命を受けざるも、嗣君を輔翼し、若し事有るに際すれば、兵を出し産を傾くるも亦分とする所なり、而るを況んや殿下の厚德を以て、嗣君を輔け國家を委託するの命を蒙り、加之婚姻の名譽を辱ふす、天下誰か敢て之を毀損する者あらんや、此鎖鑰を加ふる如き命戒を以て家康の義務を結着す、故に必確實誠忠殿下の遺志を遂げざるべからず、且以後嗣君を見ること尙家康の嫡子の如くし、殿下の嗣君に對し日夜父子の情を缺かざる如く、家康も亦嗣君に對し慈愛撫育の情を盡す可きなり

此數件の遺命終り、太閤は家康の孫女を召し、婚姻の儀善美を盡し、嗣子をして太閤の目前に於て婚姻せしめんことを冀望せり。其後太閤は家康をして諸侯諸大臣の前に於て、嗣子の政を聽く可き年齢に及ぶ時は必政權を返還することを誓約せしむ。又諸侯諸大臣をして我が目前に於て、嗣子の爲め必忠勤を盡す可きことを誓はしめ、且家康政を攝するの間は之れに義務を盡し且恭順ならんことを盟約せしめたり。其他諸臣をして嗣子の爲めに各精忠を盡し身命を致すことを約する爲め、其軍隊の士官兵卒に至るまで過多の金銀を賜與し、且従前勤勞戰死者の寡婦に於るも亦許多の金銀を賜與せり。

太閤は前の如く盟約を結ぶと雖も、尙は家康天下の君主とならんことを恐れて、家康の威權を限る爲め五大老の職を設け、又五奉行を置き、淺野彈正、石田治部少輔を以て長とし嗣子を

輔佐せしむ。然れども是れ皆家康の指揮を受くるなり。其後嗣子職を襲ひ自ら政を行ふに至るの年期を定め、諸侯諸大臣をして其封土を安全に領することを定め、且己れの建つる所の法度を變換する無からしむ。是に於て天下を支配する十人の輔相あるを見る可し。

太閤は此大事を全くするは政權を執る者と和同せしめて、政務を維持せしむるに在りとす。若し諸侯各自其慾を縦にし、互に款を失ひ遂に疏隔に至り、國家も爲めに衰頽に赴かしむることを恐れ、諸侯を親和せしめんと、其子女互に婚嫁して漆膠の如くなる契約を結ばしむ。人君殞落、幼主繼立の際禍亂を生ずるは古來皆然るを以て、故に之れを防禦する爲め、太閤は大阪城の固圍に壘塹を新築し、貴顯の諸侯は其郭内に各邸第を建築し、其妻子に至るまで住居せしむることを命せり、是れ諸侯等を其領地に住居せしめざれば禍亂を生ずるの原無く、且妻子を郭内に住居せしむるは鄭重の牢獄に禁錮せしむるに同じと思惟するを以てなり。太閤は此城郭邸第を經營するに幾多の時日を要するに因り、若し一旦瞑目せば、其落成に至るまでは我喪を秘すべしと命じ、又朝鮮在留の諸侯に歸國するを命せり。茲に於て太閤の其子の後來を固ふする爲め意を用ゆるの至れるを見る可し。然りと雖も上帝の眷顧を得て之れを建築するに非れば、假令ひ金城湯池有るも皆無益に歸す、太閤此大業を起すも亦終に裨益する所なし、其事跡は此史上に於て亦見るべきなり。

太閤は平生高大を好み名譽を貪るを以て、既に其家事を齊整し終り、最後の跂望は其名を不朽に傳へんと欲し、己れ死後は神列に加らんと思念せり。大凡そ人間の死尸は坑灰に歸し、生前の尊崇は一時に煙消するを以て、人力の及ぶ所は之を防がんとし、太閤は死後日本の習慣に従ひ遺骸を火化することを禁じ、又善美を盡したる棺内に其尸を納め、之れを伏見殿中の遊樂場に鎮坐せしむることを遺命し、日本諸神の列に加へ、之れを拜敬祈願すること亦諸神に同じからんことを欲せり。又太閤は古來豪傑の死後神と尊崇せらるゝ者に並ぶ功業あるを以て自ら許し、正八幡シライハシマンと稱號せられんことを希望せり、正八幡は乃ち眞軍神と云ふ意なり。

此際正八幡ジャン・ロドリゲ師は日本に至り長崎に停泊する船(凡そ船舶初めて印度より日本に到る時は必長崎港に停泊するを以て習慣とす)の長官より太閤に獻する物品を齎し、二三の葡萄牙人を伴ひ伏見に到るに、太閤は直ちに大臣一名を遣し、航海の安全を祝し、且他人を免さすと雖も、ロドリゲ師一人を其居室に延き、其經營極めて廣大なるを以て導者なければ迷ふて又出る能はざる如き廣堂、長廊、隔室、小齋等を通行せしめり。

ロドリゲ師は太閤の病室に到るに、太閤は絹枕を重疊し之れに憑倚して病床に在り。其衰弱枯瘦すること殆んど人間に類せず。而して太閤は師を近づかしめ、生前に再び會晤することを得るの懽喜を述べ、且此疾病の際猶ほ過訪して壯健の時に異ならざるの懇親を謝せり。師は

太閤待遇の厚きを視て、此好時機を失ふべからずと、稍々天堂地獄の事に談柄を移せり。然るに太閤は倨傲放恣其躬罪科に凝結せる者にして、此談話は我が意に適せざることを言ひ顯はせり。此時師は太閤の辭容、基督教先達の語に現世に天主を忘却する者は死後に己れの身を忘却するが如く必冥罰を受くること疑なしと云ふに適せるを視て、流涕時を移せり。嗚呼暴虐傲慢惟名譽を冀望し、放逸を極め、財貨を貪り、死に臨むと雖も猶ほ君主の地位を存在せんことを欲し、天主の鴻恩深恵に逆ふ者は、誰か能く悔悟改心せしむることを得んや。

太閤は數件の談話を終りロドリゲ師の歸るに及んで、米二百石、國服一領並に能く臙裝したる小舟一隻を與へ、又船長に米二百石、國服一領、及び同行の葡萄牙人等に各國服一領を賜與す。太閤は師等に嗣子を見んことを請ひ、先づ嗣子に此等の旅客を款待すべきことを報せしに因り、師等到るに及んで嗣子は饗待を厚くし、又各絹服數領を賜與す。翌日五大老五奉行の子女をして婚姻せしめ、ロドリゲ師をして慶賀に與からしむ。事終りて後師に葡萄牙人の諸事缺耗せざる様注意するを命じ、特別の接待守護を附して暇を與へり。

前に記載せし如く太閤は其緊要の事を終りて後、自ら漸次に衰弱するを覺へ、今日の病勢は到底藥力の及ぶ所に非るを知り、閑靜にして極めて看護に力を盡さしむる爲めに、伏見の殿中最も高敞寂寞の樓閣に臥床を移さしめ、其用意を終り嗣子に永訣し、且既に家康をして我れに

代らしむるを以て爾後は家康を父と呼び、我を父と呼はず名を稱すべきことを命じ、然る後宮中の諸侯諸大臣に訣し、病床に侍する人員を定め、只諸醫官は悉く傍を離るゝと無からしむ。太閤嗣子と永訣を爲すに臨んで、其悲傷は紙筆の盡す可きに非ず。最も親昵の諸大臣と訣を爲すに、一は愛情に因り、一は私利に基づき、以て非常の感傷を致す、是れ亦想像すべし。而して伏見市街の人民は既に太閤薨去せしと信するが如く、殿中に於て只號泣悲嘆の聲あるのみ。然るに二三日を経て太閤は微く氣暢を覺へ、二人の奉行を召し、大阪に到り墨塀新築の日を刻して落成せしむる爲め匠工を督促せしむ。又大阪に邸第を經營せしむる諸侯諸大臣に巨多の金額を分與せり。

大阪城の外郭に新に建築する所の墨塀は周圍一里、晝夜を分たず勉勵する匠工は數萬人なり。當時大阪に住するパッシウス師の言に由れば、商賈の此墨塀内に住するを以て郭外に移轉せしめられ、其家を破毀するの數合て一萬七千戸に及ぶと云へり。

太閤は樓閣に病床を移してより千五百九十八年九月七日に至るまで在菀日を送り、諸奉行及び最も親昵の臣に非ざれば決して面晤を許すこと無し。此際太閤は諸人をして新婚を結ばしめ、及び嗣子に天下を讓與することを確定する爲め、諸人の盟約を新たに結ぶことのみを思慮せり。然るに本月八日は病勢大に漸み、諸奉行共に看護して十四日に至るまで姑くも床側を去ら

ず。此日太閤は已に絶命せる如き形状なり。暫くして又甦息すと雖も、熱氣旺盛にして讒言妄語し、然らざれば只嗣子の事のみ發言して、精神昏亂、其衰弱實に平素に似ず。此君主は苛酷篡奪を以て天下の霸主となり、己れ疑ふ所の諸臣の嫌疑を受け、基督信者を殺戮し、唯名譽を貪り、又併せて罪業を集積して、千五百九十八年九月十五日(我が慶長三年七月十三日)の朝を以て薨す、享年六十四歳なり。真心太閤の死を悲傷する者は只寵遇私利を請求する者のみにして、其他の諸侯諸臣は存生の人を見るより死後之れを神として見るを喜ばざるものは無かりし。

嗣子輔佐の諸奉行は太閤の遺命の如く其喪を秘し、伏見の人民に至るまで薨去のことを言はざるを誓はしむ。然るに或大臣の一僕此禁を犯して一語せしに、直ちに磔罪に處せられたり。而して諸奉行は朝鮮に在る諸侯諸大臣を召し還す爲め二人の急使を遣れり。抑日本の其鄰國に兵威を轟すは國家の爲めに裨益無く、只名譽の慾を滿たすのみ。嗚呼巨額の貨財を消耗し、國中の精兵を喪失し、七年間連綿たる苛酷の戦争も漸く此時に於て終りたり。

輔佐の諸奉行は國中に太閤の喪を布告して後、各自不和を生せざる爲め一致して事を執れり、故に翌年の初めに至るまでは靜謐を連續すること能はず。蓋太閤は諸事明達なれば、豫め輔佐の大老奉行久しく協心戮力して渝らざることを計ると雖も、終に無益に屬せり。大凡そ人の慾は他人の己れより上位に出るか、或は下視する人と位を同くするを以て心に快とする能はず、

又慾に飽くことを知らざる者なれば、政權を分つこと此の如く數人なるときは、必狐疑、恐懼、怨望、議論等よりして終に戰鬪混亂を生ずるに至るなり、譬へば火の原を燎くが如し、之れを鑑みざる可からず。

當時威權有る諸侯及び貴顯の諸將は多く基督教を奉ず、故に執政諸奉行は之れに衝激せざるを以て利となす。蓋諸將等は身甲兵を擁し朝鮮より歸陣し、且大抵九州の國主にして、其地の人民は基督教を奉ずるを以てなり。此に於て基督教は日本法教の一宗と定まらんことを思想するに至れり。又諸奉行は嗣君の成長に至るまで長く協和すること能はざるを洞察し、各自に黨を結び朋を求むるを急務とせり。而して基督教を奉ずる諸侯は國中に於て最も權威を有し、須臾の間にして夥多の兵を募ると容易なるを以て、各之れを我黨に誘引せんと盡力す。然るに基督教を奉ずる諸侯の中に於て最も著明にして黨與を得べきは美濃王即ち信長の嫡孫サシフロン殿なり。此王は將軍の正統にして且基督教を奉ずるを以て、輔佐の諸奉行若し不和を生ずるに至らば、當時不平を抱く者及び基督教を奉ずる諸侯等は必三郎殿を推して天下の權を取らしめんとする勢あり。此に於て諸奉行及び他の諸侯協心和同するは國家の幸福なりとして、從來太閤より苛酷の待遇を以て辱しめられ忿恚を抱く基督信者をして再び苦辛せしめず、故に亦基督教の幸となれり。

太閤の薨去以來世態變遷し、基督教師等は苦惱を遁れ、或は日本に於て稍々惠恕を蒙るを得可しと雖も、時機を辨せず宗教の爲め一途熱心し諸奉行に衝激促迫すべからずとして深慮熟議を盡し、エウエークツジャツポンは當今公然と徘徊す可からずとす。アレキサンドルウリニヤン日本司教大師は以前印度副王の使節として日本に到れるとき、政廳に於て淺野彈正及びシマンどのを知り、且厚情を以て待遇せらるるに因り、博多在留の此二奉行に書を贈るを以て善とせり。而して其書の旨趣は、エウエークツジャツポンは日本在留の基督教師等を看省する爲め到る者にして、ワリニヤン大師も亦共に日本に来るを告知すと。此書を齎す者はジャン・ロドリゲ師なり。

奉行二人は此書を得て其旨趣を承諾し、アレキサンドルウリニヤン大師の日本に来着するを賀し、長崎に居住するを許容し、且其力の及ぶ限りは基督教を護すべきことを約定せり。然りと雖も二奉行は太閤の命令に反し處置すること能はざるを以て、教師等を慰宥するに、只忍耐を専とし、苟くも太閤の薨去を幸として喜色を顯すこと無く、基督教の公行を許可あるに至るまで黙して時を待つべし、若し好機會を得れば我力を竭して基督宗徒の爲めに防禦すべしと、是れ二奉行がワリニヤン大師に答ふる所の書の旨趣なり。倍ジャン・ロドリゲ師の言に據れば、政權を握る所の家康は基督教を忌害せず、又精神成佛に關するの事件は各其意に任せて可

なりと謂へりと。果して其言の如く、太閤の布告に關せず、家康は長崎の人民に公然基督教を奉ずるを許可し、且長崎奉行に教師及び信者を困苦せしむることを禁ず。是れは人々をして基督教も日本宗教の一と爲れりと想像せしむる者なり。

千五百九十九年教師は無事有馬大村の舊居に住することを得、又オルガンタン師は二人の教師及び二人の弟子を携へて京都に歸住せり。京都は客歲日本人の基督教師五名を在留せしめ、悲嘆號泣して訣別せし所なれば、日本教師等は各所に散在したる生徒を招集しけり。エウエーは世態變遷の僥倖たるを知ると雖も、未だ公然徘徊するの自由を得ざるを以て、同宗の教師と共に天草に退居し、毎日日本語を學び、生徒の如く勉勵せり。

日本人の性質は私慾に溺れ易くして、政廳に立つ十人の大老奉行等久く平和を保ち難く、先づ紛議を起せしは石田治部少輔、淺野彈正の二人なり。此二人從來不睦にして互に隙を伺ひ相讒傷すと雖も、太閤の遺命を奉ずる職掌なるに因て各嫌忌の心を隠し、親睦の態を表すと雖も、此二人の不和よりして朝鮮より歸國したる軍將を各己れの黨に與せしめんとし、朝鮮和戰の兩議に基き遂に將校の間に葛藤を生ずるに至る。而してドムオーギスタンは兵を率ひて石田治部少輔に屬し、其他は淺野彈正に屬し、此二黨相争ふて決せず。其渠魁の石田淺野兩氏は裁決を仰ひて京都に至るに因り、家康は力を盡して間に居り和を講ずと雖も解すること能はず、遂

に衆議を乞ひしに、評決は治部少輔の黨を以て理ありとなせり。

淺野彈正は裁判に利を失するに因り、兵力を以て勝んと欲し、他の諸奉行は之が爲め甚だ恐怖し、漸次に多くの諸侯を其黨に誘引せり。一方は有馬、大村、薩摩、シヨンギの諸侯及び長崎奉行寺澤氏と共にドムオーギスタんに黨せり。然かるに天下の争亂を醸す者は石田治部少輔にして、家康と葛藤を生じ、石田氏は家康の權威の益々盛にして専横を致し、嗣君に利あらざるを誦め、且從來太閤の領地たる畿内の君長とならんことを欲するを以て之を詰るに、家康は己の威權を嫉妬する治部少輔及び諸侯等の非難に答るに温和丁寧を以てし、其所行に於て毫も惡事有らざれども、治部少輔の益々兵を募るを見聞し、豫め其襲撃を防ぐ爲め、其領地より三萬の兵を徵集せり。是れ遂に國中をして紛亂せしむる所以なり。

此時に當りて太閤の遺命に従ひ諸侯等は悉く宮中に會議し、或は伏見に止り、或は嗣子を擁護して大阪に止まり、家康と石田との間に戰端を開かんとする勢あるを見て、伏見大阪に各自其家臣を徵集し、兵器を貯へ、護衛せられ、邸第に籠居し、其兵二十萬人に及ぶと云ふ。此に於て伏見と大阪との市街は堅を被り銳を執りたる兵卒の來往するを見るのみにして、日本未曾有の一大戦争を醸せり。此時に當て先づ戰端を開き騒亂を生ずる者は其罪國敵となすことに評決するに因り、諸侯等各其家臣の争端を開くことを嚴禁す。此に於いて數月間一卒と雖も拔刀す

る者なく、諸黨只睚眦して時日を費やせしに、家康の黨日に増益し、石田に與みする者日に減少しけり。故に家康は其の勢既に盛なるを見て、國家の安全を主要として石田氏に屠腹を命せり。

ドムオーギュスタンは石田治部少輔は己の舊友にして、且平素基督信者に恩義を與ふるを以て之に左袒し、甚だ心神を惱ませり。從來家康は石田氏を殺すを得るを以て足れりとせず、其首級及び黨與の諸侯の首級をも得んと欲す。是の故に**ドムオーギュスタン**は命を擲ち危険を忘れ、石田氏を救助せんと極めて盡力せり。此際武勇材智兼備したる家康は嗣子の住する所の大阪城を領せり。其神速なること、守兵及び近傍に住せし石田氏と雖も之れを知り、防禦する能はざりき。

家康の此所爲に因り治部少輔は大に眩惑し、已むを得ず諸奉行の在留せる伏見に退きければ、**ドムオーギュスタン**嘗て治部少輔と約し、若し政權を奪はんと欲する者有るときは共に之れに抵抗せんとし、且平常の交誼厚きに因り、治部少輔を追ふて伏見に赴けり。家康は此機會に乗じ、自ら其兵に將として大阪を發し、敵兵を逐ひ、伏見の城砦に至る。時に諸奉行之れと和議を講じければ、此に於て家康は治部少輔の奉行職を奪ひ、其領地近江に退かしむるを以て其和を承諾し、和議漸く整て後、治部少輔の歸國に臨んで家康又平和を表し、且向來の交誼を固せ

んが爲め、質子として之れ己れの一子を付與し、共に近江に赴かしむ。**ドムオーギュスタン**も亦同行を欲すれども、治部少輔は己れの命を助けし恩人を以て、共に身命を危ふし衰頽を招かしむるに忍びずして、敢て之れを肯んせず。

ドムオーギュスタンは其身を顧みず信義を守りしにより、諸大臣之れを賞せざる者なく、家康も大に之れを賞譽して曰く、**ドムオーギュスタン**は財を惜まざる而已ならず、命を擲ち朋友を救はんとす、斯くの如き人は我れ好んで交を結ばんことを欲すと、遂に之れを高位に陞らしめんと決意せり。此に於て流血の患なく内亂全く鎮定し、諸奉行は嗣君に奉侍し、各其職務を惰らざらしむ。然りと雖も亦諸般家康の命に従はざるを得ず、家康は國王の名稱有らざれども、其實日本國王たるに異なるなし。

國亂漸く鎮定すれども、又宗教の騷亂を生せり。長崎奉行寺澤氏は**オルガンタン**師が免許を得ずして曾て在住せし京都に再び赴くを怒り、且己れが嘗て寺院を破毀せしを諸奉行に哀訴せんことを恐れて、**オルガンタン**師に速かに長崎に歸ることを命じ、又其次官に命じて基督信者の寺院に參拜するを嚴禁せしむ。然るに**オルガンタン**師は寺院を破毀する等の事を京都の諸奉行に哀訴するに、次官**ハザアル**氏は長官の命に従ひ嚴に之を實行して、**ジツシーブラン**（教團の規律）の行を爲せる二人の信者を捕へ、之を死刑に處せんと決せり。教師は此の如き苛酷の所爲に堪

ふる能はず、遂に寺院を他所に轉移せしめんとす。

ワリニヤン大師は嚮きに日本に遊寓せる者なれば、基督教師及び信者等の苛政に苦むの報を得て、寺澤氏の怒を静め、且家康の安全を祝せんが爲め、京都にロドリゲ師を遣れり。師の京都に来るや、家康之れを寵遇するに因り、諸大臣も之れに倣ふて又甚敬愛しけり。師は其後寺澤氏を見て、基督教師の疑惑を抱くことを説きければ、寺澤氏は直ちに其次官に、基督教師等をして平穩ならしめ、諸事力を盡して救助すべき旨を書を以て告知す。其後長崎に於て基督教、寺務、説法等大に行はれ、終日閉院すること無きに至り、諸事能く調和し、無事平穩の時に異ならず。因てロドリゲ師は家康に別を告げ、且教師の居所及び寺院の再建を請ひしに、家康之れに對へて曰く、其請願の事件は固より善しと雖も、嚮きに諸奉行の非難を受け、今之を許容せば、新に被害者を求むるに異ならず、殊に太閤の遺命に背き、異國人を救助するの悪名を蒙むるの恐れ有り、故に宜しく時を待つに如かず、今日難しとする者も來日は容易に爲し得べきなりと。基督教師等は此報酬を得て大に欣喜し、家康必寺院を再建し、教師並に寺務説法の保護あらんことを確信し、忍耐力を盡し唯時の至るを瞻望する而已なり。

長崎の困難漸く鎮定する際、又平戸に於て最大の危害を生ぜり。平戸國主フユアンは國政を世子に委任し、嗣君に謁せんと京都に參觀し、遠く書を世子に贈り、國人をして擧げて神佛宗

教を奉せしめ、基督教は爾後嚴禁せしめ、世子の夫人若し其命に従はずして基督教を固守すること有れば、速かに去る可きを命じたり。夫人は大村國主の妹ドムマンシヤーにして、今日に至るまで屢々危害に逢ふと雖も、決して心を動かさざる基督教者なり。而して平戸世子は夫人を寵遇し、既に三人の子を生み、愛情に堪へずと雖も、夫人に謂て曰、父君は一度決定の上は返心せざる性質なり、且父君の命する所は神佛宗教の外、我が國內に於て他宗を奉ずるを許さず、故に若し夫婦共に安全を保せんと欲せば、宜しく速かに其奉ずる所の新教を廢棄す可しと。

夫人マンシヤーは夫の言を聞き、從容として之れに答て曰、我が身の敬愛す可き夫に離別するは固とより悲嘆に堪へざるなり、然りと雖も我が身に於て最も緊要とする者は、天主を愛敬し、精神を安全にするに在れば、基督教を固守する爲め平戸を去るのみならず、身命を擲つことをも決意せりと。遂に宮中を去り、其兄大村國主に書を贈り、天主に義務を盡すべきにより死を決するを告げ、且己れを迎ふる爲め使者を平戸に送らんことを請ひ、後ち又司教及び教會諸師に此事を告げ、之れが爲め禮拜祈念を乞へり。然るに世子は夫人の決意を了知し、務めて夫人を安慰せしめ、此後宗教の事に關しては只其意の如く爲す可きの約を結べり。夫人の信義を守り其堅固なること基督教を信する人をして普く固守せしむるの基本となり、遂に世上の人をして基督教者の精神不動を驚嘆せしむるに至れり。

此時平戸に於ては基督信者甚多くして、就中平戸國王の近親ドム・ゼロームと稱する者一子あり、之れをドーマと云ふ。又三人の兄弟あり、バルタザルと稱する従弟あり、皆基督法教の大信者にして、其門閥よりは基督信者を以て最も有名なり。然るに國主の命令を封内に頒布するに方り、信者等は之れに答へて云く、基督教を棄るより寧ろ其本國を逃じすべし、又各其職務に關するとは國主の命に隨ふべしと雖も、天主を信すると信せざるとは敢て國主の命に隨ふことを得ず、且我等の聖教を奉ずると既に五十年なれば、絶命の際に至るまで之れを固守して他に變ずるの心無しと。

平戸世子は大臣等の剛毅にして確乎不動の心を以て、遂に基督信者等の將となり亂を起さんことを恐れ、諸所に護兵を置き、諸大臣の集會せんことを防ぎ、而して諸大臣の朋友等を以て公命に従事すべき旨を明言せんことを諷せしめ、其實は改宗するに及ばざるを以て之れを慰諭せり。然るに大臣等は其時平戸に在留する基督教師に之れを議せしに、教師等の説は之れを可とせざるを聞き、多く基督信者を誘導し長崎に赴かんことを決し、夜に乘じ妻子及び六百餘人の家臣と乗船して長崎に向て出帆せり。此に因りて神佛信者等は基督信者等の勇毅にして、其富貴、親族、朋友、家屋、田園及び財寶に心を動かさず、遂に本國を去り決して信心を變ぜざるを驚駭せり。

長崎在留の基督教師等は辱を忍び身を苦め國を出でたる平戸の基督信者を慰藉すと雖も、此に困難とす可き者二箇條有り。第一は太閤の生前に頒布したる法度にして、凡そ家臣たる者其君主より許可を得ずして出國すること有るときは、君主之れを捕縛し直ちに殺戮するの權を有し、且逋逃人他國に住せば、其國主は之れを舊主に護送す可しと。然るに基督信者の諸侯等は方今悉く京都に在り、故に平戸の逋逃人を藏匿する者無く、又長崎奉行は平戸國主と親睦なるに因り、逋逃人の市街及び港内に入るを禁せり。

第二の難事は、基督教師は己れ困苦せる日本寄寓の身にして、此の如き夥多の逋逃人を居住せしむ可き家屋を有せず、且其身命を擲たざれば太閤の法令を犯す可からず、他に倚頼を求めんと欲するも、斯の時に際して保護するの勇剛者無く、又此逋逃人等は夜に乘じ陰かに出國せしに因り、平戸より長崎までの海上に要する食糧を供備するのみにして、既に貧困に迫るを見て、教師等は己れの財産を盡し、其身危急に及べども此等を救助せんと、大村國主の管轄地内に於て従前教會學校の爲め建築したる一家屋ありければ、之れに逋逃人を移住せしめ、其餘は葡萄牙人の舊居所に匿在せしむと雖も、尙居所不足するを以て、更に許多の家屋を建築し、逋逃人をして風雨を凌ぎ飢渴の苦難を受けざらしむ。

基督教師逋逃人の居所を建設するの際、大村國主の在京中其國政を主とる世子は、逋逃人が

己れの國內に住居するを以て國法を犯すの罪を負はんことを恐れ、之れ等を領内より追放せんと決意せり。此時に當り幸にして國主京都より歸り、平戸の逋逃人を以て其家臣と一樣の看を做し其領地に居住せしめ、又力を極めて之れを救助すべきを命せり。此時ワリニヤン大師が日本より印度副王に贈りたる書に云へること有り、其文に曰く

平戸の逋逃人を救養せん爲めに吾が教會に於て節儉を主とし、既に三月を経ると雖も、天主の恩恵を蒙り、今日に至るまで衣食住に一の不足を生ずること無く、又逋逃人の艱苦を扶助慰藉する爲めの諸費に因り危害を致すは患ふる所にあらず、唯仁を主とし義を重んじて之れに従事せり、而して逋逃基督信者等は宗教の爲め其身の艱苦を招くを以て、教會師徒皆身命を擲ち危害を冒して之れを救助す、故に逋逃基督信者も亦其厚德に感じ、絶命の際に至るまで法教を固守保護せんと孜々勉勵せり

ワリニヤン大師の云ふ所に因れば、平戸國主其後本國に歸り、嘗て大に基督信者を困苦せしめたるを悔ひ、以後は其の法教を奉ずるを許すと雖も、己れの威權を失はんことを患へ、遁走したる家臣の居宅を焼かしめたり。此故に猶ほ残り居たる基督信者三十餘家亦平戸を去らんと決すと雖も、長崎在留の基督教師等此事を聞き、直ちに書を贈りて曰く、國主は強て基督信者を佛教に改宗せしめざるに、自ら其國を去る可からずと。此の如く説諭を加へ之れを禁止すれども、

基督信者の決心は又神佛信者をして大に驚駭せしむるに至れり。而してドムオーギュスタンは平戸の家臣等が基督宗教の爲めに家屋を顧みず、身命を擲ち、其國を去り、今日に至るを聞き曰く、我れ本國肥後に歸るを得ば、必逋逃人等をして平戸に在る時より猶安佚なる生路を得せしむ可しと。因て此言を平戸逋逃人に傳語す。

基督法教の進歩を支障する惡逆の徒ありと雖も、教會の教師は此年即ち千五百九十九年各勉勵して教導の功を奏するを得たり。ジャン・バチスト師はドムオーギュスタンの領地肥後の國に至り、其篤實溫和を以て大臣等を懐けしより、國人多く教導を受けんことを乞ひ、大臣等も大に協力するに因り、僅か六月間にして三萬人を改宗せしむ。又人あり、却て神佛信者を速かに國內より追放せんことを乞ふに至る。而してドムオーギュスタンの在京中國政を攝する奉行は傍ら基督法教の事務に勉勵せり。奉行名はドムシアークサクニヤンと稱し、勇武なる大臣なり。嘗て朝鮮征討の歸途に當り、長崎に至りエウエークを過訪し、之れに依て懺悔の式を行ひ、且其身及び君主ドムオーギュスタン其他軍隊將卒總て天主の厚庇に因り、朝鮮に於て夥多の困難危害を免かれたるを謝せんが爲め、祈念供養を行ひたり。

ドムシアークサクニヤンは長崎に於てエウエークに依り天主の厚庇を謝し、又天主の尊嚴を仰ぎ、高德を感じ、祈念供養の事を依頼し、然る後其身は八代城に歸り、多く貴顯の人を天主の

功德に懐けしめ、其後ジャンバチスト師を招聘せり。師は此處に於て教導及び説法を以て二萬五千餘の住民を感化し、基督教に改宗せしめ、又八代を距る八里にして肥後國の一都府宇土に到り、數日を出でずして四千人を改宗せしめたり。此に於てトムオーギヌスタンは國人改宗したる者の多數なるを聞き、ワリニヤン大師に書を贈て曰く、我れ歸國するに方りては、基督教師等の今日に至るまで我が國內に於て黽勉せし功業を保存せしめ、且居住する爲め許多の家屋を建設す可しと。

千五百九十八年有馬國主は夫人リユシーを喪し、教師も亦大に悲歎せり。然るに其次年の初め京都より摺紳の女を娶れり、此夫人は佛教信者にして、之れに従屬せし侍女も亦悉く佛教信者なり。新夫人の有馬に來るの時に當り、ワリニヤン大師は國主の恙なく歸國せるを祝し、且婚姻を賀せんと有馬に至り、夫人に面謁し、談話時を移して後夫人ムビ侍女等に至る迄共に基督教に改宗せしめ、又嚴肅に婚姻の儀を行はしむ。九州の諸侯等は朝鮮に於て七年間の戦闘を経て、方今各其國に就くを以て、基督教師等は安全歸國の祝詞を述べんと、其諸國を過訪するの義務を盡せり。而して其内貴顯の諸侯サジユマ王、筑後の過半を領したる甲斐守、日向國大半を領したる伊東殿薩摩（基督教徒となり羅馬に使節として至りしドムマンシラーと稱する人の伯父なり）及び諫早侯（有馬大村兩國間の地を領せり）は皆佛教を奉ずる者なれども、基督

教師の義務を盡し尊敬するを悦び、自ら其法教を受けんことを乞ひ、且國人の基督教を奉ずる者は益之れを尊奉せしめ、神佛信者も基督教に改心すべきを命せり。

基督教徒は數年間困難苦辛を経て天主の降福を得、其勉勵の功を奏し、大に喜悅の色を見し、此好機會に乘じ基督の寺院を再建し、公然宗教の事務を行はんことを基督信者の諸侯に議するに、此人々も亦從前の如く盛昌ならしめんことを主張せしに因り、教師等の欣喜は敢て紙筆の盡すべきに非ず。直ちに其事に着手せしと雖も、寺院の建築は未だ盛大なること能はず、何となれば基督教を奉ずる諸侯等は朝鮮征討の爲め大に其金庫を空耗し、剩へ太閤生前に諸國城砦を攻襲するの方略ありし以來は、防禦の爲め更に城砦を堅固に築かざるを得ざりしを以てなり。

此幸福を得る時運に會して基督教師等歡喜を極めし其最とするものは、山口王毛利公其都府に基督教師の居住することを許るせしとなり。山口王は家康に亞ぎ威權衆に超へし九箇國の君主なり。而して其國內に五百人の基督信者あり、サン・フランソワ・サウ井エー師始めて基督經典を説法せしより五十年以來其法教を奉ずる者なり。

太閤病危篤なるに及んで、既に記載せし如く、死後正八幡（乃ち眞軍神の意）の稱號を以て崇祀せられんことを遺命し、其神を祀る宮殿、萬民の拜敬すべき立像等を圖書せしめたり。然る

に前に解明したる如く騒亂漸く鎮定するを以て、諸奉行は大閤の遺命を施行し、日本國內に於て第一とする美麗の廟宇を建築して、尊大の儀式を行ひ、供奉を整理して神位を廟中に移し、其立像を高所に安置し、此に於て太閤は日本第一等の神と祭祀せられたり。

太閤の神と崇祀せらるゝより、基督教師說法者は日本神佛宗教の人民を迷はすは笑ふべきことを明證せり。何となれば衆人の知る如く太閤は性貪慾野鄙にして罪業至らざる所無く、放蕩淫逸なれば、縱令此の如き大事業を企つると雖も、自ら其成否を辨ずること能はざるを以てなり。而して基督教師は日本人の拜敬する神は大概之れに等しき人たることを決定し、加之ならず従前神として祭らるゝ者の功業如何は、亦此の新に祭られたる太閤を以て推知す可く、且太閤は生前に基督教師の說法を甚だ確實の者とせしこと、及び従前崇祀せられたる者は太閤の功業に及ばざることを公然明言せしにより、諸人其説に服し、神佛宗教の人民を眩惑し笑ふべきの甚きを真知明察して、基督教に改宗する者幾十萬に及べり。

太閤薨去の後千五百九十九年の末に至るまで、基督教師の數は僅かに百九人なりと雖も、日本人に灌水の式を行ひ之れを改宗せしむる者其數四萬人餘に登り、千六百年に至りて又三萬人を改宗せしめたり。然るに此年教師十四人日本に來り、其内死去する者二人あり、一人はマツトにして、支那日本の間に於て暴風破船の爲めに死し、一人はプロワンシヤールのペール・ゴメ

一なり。師は德行にして温和謙遜、忍耐従順にして、且サントウイヘルジを信仰せること、及び精神鎮靜なるを以て、教會諸師より大に尊敬愛顧を受けたる者なり。嘗て謂へることあり、日本に渡來せんとして天主に祈誓し、二十五年間にして特別の恩恵を蒙り、遂に日本に來るを得たりと。而して師は日本に在留すること十六年、其内十年はプロワンシヤールの官に任じ、之れが爲め聲色を動すこと無く、勇敢耐忍、確乎不拔の氣象を以て艱苦を凌げり。

オルガンタン師及びモーレーオン師二人内府家康を過訪せし時、家康は此等を寵遇し、且種々の懇話あり。又基督教師等は千六百年に當り五十の寺院を再建せり。偕て困難の後基督教再び運を開き、陽春の候に逢ふが如く宗教繁盛の花を發し、功德の馨香を諸國に散せり。此に於て基督厚信の一少年あり、其父罪を犯し死刑に處せられんとするを知り、自ら父に代りて囚となり、遂に死刑に處せらる。斯の如き基督信者の所行は神佛信者をして大に感嘆せしめ、且全國之れを賞譽せり。大村王の血屬にして門閥の一人喪心疾に罹る、其疾たるや奇怪なること恰も魍魎に蠱惑せらるゝが如し。而して此人は久しく懺悔の式を行はざるを以て、教師は之れに天堂再生の事を説くに甚注意せり。其後此人は本心に反り自ら死後の事を感じ、急に教師を迎へ慟哭して種々の懺悔を爲せり。然るに精神稍く爽かに、四體纒かに快氣を覺へ、七日以來全く絶つ所の食を欲するに至り、氣力益々復するに及で、前に懺悔を爲すと雖も未だ心に盡さる

事あるを以て、再び之れを行はんことを冀望せり。天主は此懺悔の功德に感して全く平愈に赴かしむ。因つて之れを天主の洪庇とし爾來此人は常に教師に語るに、懺悔の功德は之れを病者に施行せしめば、常に精神を提醒するのみならず、又四體を健康ならしむること我自ら實驗あるを以て保證せりと。而して此人は天主の恩恵を以て快復する鴻恩を報謝せんと、己れの領地内に寺院を設立する爲め一箇の地所を寄附し、又貧民に數多の物を施し、朋友を奨勵して基督信者とならしむるに勉勵し、若し病苦に罹る者あれば之を説諭して曰く、醫師の藥劑は精神の罪禍を驅逐する能はず、疾病の根原を除く能はず、天主の人に授與する如き大功德無し、故に醫師の藥劑を服するより、余が用ゆる所の藥劑(乃ち懺悔)を服するときは効驗灼然たりと。

同年大村國主ドムサンセーは其行狀の正きを以て有名の豪富人を改心せしめたること有り。是れは京都に寓せし時斷食の候に會し、國主及び其一族皆斷食の式を行ひ、且國主は閑靜の客舎に退去して、二三日の間ジツシープリン(教道の規律)の行を爲せしに、客舎の主人は之れを見て甚感服し、遂に其宗教を奉せんことを請求す、因て國主は客舎の主人及び其一族に法教を授け、且灌水の式を施せり。

大村國主は此年其夫人を喪へり。夫人は有馬國主の妹なり、大村府下の人民貧富を論せず皆夫人の恩恵を蒙るに因り、各人之れを尊稱して貧人の母と名づけり。夫人生前に許多の寺院を

建立し、尙ほ壯麗なる一寺を建立するため、自ら過多の金額證券を書して之れを寄付せんとし、常に己れの懺悔を聽く所の教師リュセサーーの手に附與せり。此時夫人死去の愁傷を表して、貴顯の家臣等五百人日本の風習に従ひ剃髮す。從來日本に於ては家臣等は君主夫人等の喪に際しては各小指を斷つの習慣ありと雖も、大村國主は切指して不具人となることは天主の意に適せず、又死人の爲め裨益とならざるを知り、務めて之れを禁止すれども、各人夫人の爲めに祈念し、且施物をなすことを許せり。

大村國主の夫人は病床に死し、實に神聖の如くなりと雖も、又斯に穢罪に遭ひたる奉教一婦人の事を見るべし。此婦人の良人罪を犯し出奔しければ、婦人も捕縛せられ、其良人を逮捕する手段として、日本國法に由り囹圄に拘繋せられたり。此時婦人は尙ほ釋迦佛教を奉じたれども、數日拘留の間に當て、其父は平素基督教を奉ずるを以て、教師の許に至り我が女の囹圄に在るを過訪せんことを懇願す。教師は囹圄に到り婦人を問ひ、法教を授け改宗せしめ、之れに灌水の式を施せり。然るに婦人は囚獄に在りと雖も、其良人は尙ほ縛に就かざるを以て、數日の後穢罪の審決を受けたり。此婦人は貴族にして且生來柔和なるを以て、刑場に赴く爲め籃輿を授くと雖も、婦人は基督のゼリュザレーム都府より徒歩してカルウエールに至るに擬せんと欲して、籃輿に乗ることを拒み、徒歩して遂に刑場に到りしに、司刑官は犯罪の稍輕き者或は

婦人なれば更に恩情を加へ、先づ命を絶ち後に之れを磔罪に處するの例に沿はんとす。然れども婦人は司刑官に懇願して、救世主の例に倣ひ磔罪に處せられんことを欲し、心を定め従容として死に就く、之れを観る者驚駭せざる無し。且之れに感じて婦人の死後親族三十人灌水を請ひ改宗せり。此親族の祈願並に婦人の所行に由り、必天主の恵を蒙り、天堂に再生せんこと疑ひを容れざる所なり。

基督宗教は此の如く盛行するの際に當り、日本諸奉行の不和よりして遂に紛擾を生じ、死傷相繼ぎ、殘忍を極め、面目を一變するに至れり。前に記載せし如く、京都及び大阪の紛亂を發せしより以來、内府家康は専ら國權を掌握する勢ありて、人敢て其命に逆ふ者なく、九人の大老奉行は其威權を嫉妬し、其横恣を見るに忍ぶこと能はざるに至る。然れども大老奉行等は治部少輔退居の後、各伏見及び大阪に歸ると雖も、**カンゲカシユ**（上杉景勝）と稱する人は前きに太閤より三年間己れの領地に住するの免許を得ることを陳述し、大阪を辭し本國に歸れり。

家康は嘗て**カンゲカシユ**を嫌忌し、且其石田治部少輔と親友なるを以て、人を遣し、若し速かに嗣君の傍に到らざるときは、我れ自ら其地に往て、國家の安全を妨害する者として汝を罰せんと告げしむ。**カンゲカシユ**は己に國內に不平の人多きを觀察し、家康に忤ひ、竊かに同盟を結ぶに因て此威嚇を嘲侮し、強ひて戰端を發せしむる爲め種々侮謾の語ある書簡を以て答へ

たり。家康は之れを得て大に怒り、直ちに兵を發し、世子を伏見城に留置せしめ、之れを護するに二萬人の兵を以てし、又己れの篤實を表し、且人の疑念を消せんが爲め、三人の奉行を大阪に留め、太閤の遺貨遺臣を以て嗣君を護衛せしむ。

カンゲカシユに黨する不平人等は家康自ら兵を率ひ伏見を發するを聞き、兵を興して石田治部少輔及び**ドムオーギユスタン**に使者を遣し、之れに告げしめて曰く、今日同盟を爲すは家康出陣の後に乘じ伏見大阪の二城を奪掠し、嗣君を擁護するに在り、且**カンゲカシユ**は家康をして兵を發せしめ、大阪伏見の二城より之れを誘出し、又家康**カンゲカシユ**の領地に到る時を待ち兵を班さしむる爲め、同盟は直ちに大阪伏見に進み之れに應せんと。

石田治部少輔及び**ドムオーギユスタン**は嗣君をして天下を維持せしむることを太閤に誓約したる信義を守り、更に他心無きに因り、速に同盟に加り不平黨と連合せり。此同盟は家康の軍中に在る貴顯の將校に我が企望を公告し、之れをも其黨に與みせしめんと、此の如く事々深慮して、家康に従ひし將校も速かに馬頭を回して疾く大阪に入ることを得せしむ。此擾亂は衆諸侯をして大に搖動せしめたり。偕て諸奉行は日本過半の諸侯を其黨與に誘きたれば、家康の所行疑事多きを誦め、數多の條目を書して之れを贈り、就中太閤の遺令に背き嗣君を厚待せざるを以て眼目とし、其政權を解き關東の領地に就くことを命じ、再び大阪の宮中に入るを禁止

せり。

大阪に於ては、諸侯或は其世子家康に従ひ軍に在る者は、多数の金穀等を蓄藏する大阪の邸第は各其家の長臣を留めて之れを守らしめたり。斯に於て諸奉行は家康の軍に従ふ諸侯等をして強ひて分離せしめんと欲し、家康に黨せざる者は其明證を表せんが爲め、太閤の遺命の如く速に嗣子の傍らに來歸すべきを命せり。

第九章に於て略記せし如く、丹後侯ジヨクンとの(細川盛中守忠興)の夫人は宗旨の爲め殘酷を受け、終に死に就きたり。此夫人は天成の國色なるを以て極めて侯の愛情を受け、其名をグラスと稱し基督教を奉ずる者なり。此侯も亦他諸侯の如く大阪に邸第を構へしに、家康の軍に従ひ出陣するに臨み、長臣をして其邸第を護衛せしめ、且命じて曰く、若し我不在中他諸侯より夫人を眷戀請求せらるゝか、或は掠奪せらるゝ等の危険に迫らば、直に夫人を刎首して自ら屠腹すべしと。偕て丹後侯は諸奉行の命を奉せしめて家康の軍に従ふを以て、諸奉行は日本國法に従ひ夫人は其良人の身に代るべきに因り、之を交付せんことを護衛の長臣に嚴令せり。然るに護衛の臣は此夫人を附することを拒みければ、諸奉行は其邸第を圍むことを以て脅嚇しけるにより、候の出陣に臨みて命する如く、正に夫人を刎首するの時至れりとせり。

護衛の臣は夫人の居室に到り面謁するを得ると雖も、黙して數時を移し、惻然と嘆息涕泣せ

り。是れ夫人をして驚駭せしめ、且良人に關する一大事件を發するならんと思量せしめたり。夫人は怪しみ其故を問ふに、尙は黙するを以て、其悲泣する所以を吐露すべしと云へり。因て護衛長臣は嗚咽上言するに、諸奉行より夫人を交付すべきの命を受るを以てし、且候出陣の時に當りて受くる所の命令を告げ、夫人の膝下に俯伏し、侯の命に従ひ夫人の身命を拜受せざることを得ず、故に其罪を許るされんことを歎願し、且夫人の身命を受くるの後直ちに殉死することを告げたり。蓋殉死は日本の風習に於て家臣たる者比類なき本懐とすればなり。

夫人は此不慮の事を聞くと雖も更に憂ふる色なく、現世より天堂に誘導せられんと欲し、天主を拜し、從容として悲嘆號泣する家臣等に答へて曰く、汝等我身に關する事に於て決して悲嘆すべからず、死は元來我が恐るゝ所に非ず、汝等の我身を生存せしめんより寧ろ死に就かしむるを以て幸福とせり、而して我身は基督信者なり、基督信者の死するや、何人なりとも奪ふ能はざる不朽の生活を天堂に於て得るの道あり、然るに汝等に於ては死を恐れざるを得ず、何となれば汝等神佛法教を奉し以て死を致せば、決して天堂に到り、天主を拜することを得ず、萬世不滅の罪人たるを免かれざればなり、汝等速に我が侯の命を遂ぐべし、我が身は速かに天堂に到らんと欲す、且眞に尊敬すべき天主は汝等の殉死を禁ず、我れに於ても亦之れを禁ず、故に汝等我が言に従ひ基督信者と爲るを誓はり、而して後我は心を安んじて死に就くべしと。護衛長臣夫人

に答へて曰く、臣は君夫人を殺して而て生存するに耐ゆべからず、世人最も臣を怯として答むるに因り、若し刀劔を用ひざれば、食を絶ちて餓死せんか、將た焚死せんか、已に君夫人の死後臣等其座を去らず死に就くの命を奉じ、臣に於ては甚名譽を辱ふす、且日本國法に於ても君夫人と共に難に死するは理に當れりとす、然るを況んや候より此命を受けたるをや、今尊命の如くせば候の命に戻るを以て到底罪人たるを免かれず、故に尊命に従ひ死を避くること能はざるなり、又君夫人の命を奉せん爲め臣等己れの身命を存するより、寧ろ君夫人を生存せしめて君侯の命を奉ずるを冀ふ、故に請ふ、君夫人は死すること勿れ、君夫人死を止り給はゞ眞に臣等の幸なり、然れども臣等は君夫人の膝下に死するも亦本懐なり。夫人曰く、否我は身命よりも最も欽慕する天命至ると思量す、故に唯死を希望せり、汝等我と共に死を決せば、死前に基督信者となる可し。護衛長臣曰く、能はざる所なり、臣等此法教を受くるの暇なし、何となれば臣等は將さに諸奉行の兵に圍まれんとす、且基督教は臣等の殉死及び日本國法に於て名譽となすべきことを禁止するを以てなり、臣等は君夫人の爲めに死すべし、臣等死して以て君夫人を困苦せしむる罪を謝せんとすと。夫人は到底其意を遂ぐる能はざるを察し、自ら死装を整へんが爲めに少許の間を乞ひ、天主を安置する一室に入り燭を點し天主に祈願し、罪業消滅を願へり。此時に當りて護衛の兵は邸内の宮殿諸室に火薬匣を充てたり。既にして夫人は祈願を終

り、宮女侍婢に永訣し、相抱て泣き、而して後命じて各其坐を去らしむ。然るに此善良なる夫人を失ふ宮女侍婢等の愁傷は書し盡し難く、號泣の聲は坐を動し、日本風習に因るか、將た離るゝに忍びざるの情に出るか、君夫人と共に死せんことを哀願せり。

夫人は侍女をして強ひて他室に退去せしめんと欲し、之れを説諭して曰く、汝等皆基督信者なり、而して死に殉するは天主の禁制なりと。是に於て侍女等已むを得ず夫人の命に従ひ各自其室に退くに及んで、護衛兵は夫人の室に入るに、夫人は顔色清艶、心衷湛然、徐に護衛兵の傍らに近づき其坐に就き、基督及びマリイの名號を唱へ、衣襟を開き首を延べて削手に任せければ、護衛長臣は之れを禮し、刀を抜て首を刎し、護衛兵直ちに絹褥を以て其死骸を覆ひ、上に火薬を散亂し、而して夫人の死骸ある同室に於て自殺するは甚不敬なりとして他室に退き、戸を閉ち、各人刀を取り腹を十字に割破し、護衛兵の中一人存在して火を放ち、邸内の一部を焚燒しければ、高堂大厦一時間にして盡く灰燼となれり。

諸宮女は護衛兵に追ひ出され、直ちにオルガンタン師を過訪して、此殘忍の死を告知せしに因り、師は非常の悲嘆を爲せり。然れども夫人は近頃再次の懺悔を爲し、且豫め前條の災害の至らんことを料りて數件を書に筆して之れを贈り、心を安んじ死を遂げたるを以て、必天堂に至るべしとなし、少しく心を感むるに足るは此の一事のみと云へり。

容顏の美麗、性質の篤實なるに因り人に戀慕せられ、却て其身の不幸となり、又良人より過分の寵幸を得、之れに應ずべき勤務を爲さざるの外罪科なき丹後侯の夫人は、前條の如く死を遂げたり。抑々容顏の美麗を以て幸福を得る爲め、其身を自愛するは婦人の常情なりと雖も、丹後侯の夫人は然らず。自から奉ずると嚴格にして、法教斷食の時間は精密に其式を行ひ、又死前は眼中に涙を流し皮膚に血を滴たゝらすに至るまでジツシープリンの行を爲し、且數多の棄兒を撫字教育する爲め之れを邸内に誘ひ、手自ら衣服を着け、又之れを沐浴せしめたり。棄兒を遇すること猶斯の如くなるを以て、其家臣婢僕に恩惠を施すも又知るべきなり。又其管轄地の人民に法語を聴聞せしむる爲め、教會の師徒六人を寄食せしめ、而して夫人の最も樂とする所は、天堂再生の事を教師と共に談するなり。常に基督教秘蘊の書を學ぶ爲め、歐洲人の爲す如く讀書作文に従事し、フレールワンサン師の贈る所の文典を得、幾ばくも無くして能く歐洲人と異なることなく羅句或は葡萄牙の國語を書するに至れり。嘗て夫人基督教を奉ずるに因て侯の待遇甚疎なりしに、夫人は異教を奉ずる良人の心を得て、恭順温和、才智を盡し、以て基督教を遂げ行ひ、終に良人をして其基督教者たるを嫌せざるに至らしめたり。夫人の終に此殘忍の死を致すは實に千六百年なり。

丹後侯の邸第鎮火の後、オルガンタン師は厚禮を以て夫人の葬式を行ふ爲めに基督教を奉ず

る宮女等を遣し、夫人の遺骸を收拾せしむるに、宮女等半ば焼失する骸骨を得るに因り、教師等心を極め力を盡し、壯麗を極め之れを埋葬せり。丹後侯は此事を聞き厚く教師に謝し、軍事終りて後又祭奠を執行す。侯は從來釋迦佛教を奉ずと雖も、夫人は基督教者なるを以て釋教僧徒に請はすして、方今其住する所の大阪に於て基督教の式を用ひて葬禮を爲し、侯自ら此禮に與かるを基督教師に請願せり。

釋迦法教を奉ずる者に基督福音書を説法する爲めサンシエジーより送られたる基督教師等は、常に天主の名譽の爲め、且精神成佛の事に關する他教を奉ずる者をして祭事に與からしめざれば礙難を生ずべき時に當りては、其眼前に於ても神祕の書を説明すべき免許を得て日本に來れり。殊に現今三箇國を領する丹後侯の懇情を以て依頼するを拒むこと能はざるに因り、直ちに侯の祭事に列するを許容し、教師等は華美壯麗を極め夫人の葬禮を爲さんと、悉く近國の基督教會の教師及び徒弟を召集し、寺院には黒幕を張り貴顯の葬を表章し、其の中央に棺を置き、之れを繞らすに燈火を以てし、恰も千點の星辰の輝くが如し。此葬禮に諸侯及び其夫人の會集する者殆んど千人に及べり。教師は各心を懋め意を喜ばしむる所の恭敬祈願及び篤實を表して此式を行へるを以て、會集する諸侯及び夫人等は釋教を奉ずる僧徒の葬式は決して基督教師の葬禮に及ばず、此の如き葬は未だ曾て觀ざる所なりと云へり。

日本人の基督教徒となる者は魂魄の萬世不朽なること及び天堂の名譽安樂、且地獄呵責の狀態を以て葬儀の爲め説法し、遂に此丹後侯の夫人高大無涯比較す可からざる功德に説き及ばずに至り、基督教者釋迦信者を諭せず、之を聞き涕泣感動せざる者無し。然る後丹後侯は葬式の支費に充て金二百エキウをオルガンタン師に贈りければ、師は悉く之れを貧民に分施したるを聞き、大に驚て曰く、嗚呼歐洲教師の無欲なる、我が國の佛僧は之れに類似する形影だもあるとなし、嘗に貧民を救はざるのみならず、又却て人をして貧窮に至らしむる爲め、佛教を信仰せしめ、説法するものなりと。

侯は此基督教師と種々の談話を爲さんとし、晩飯を設けて招待せり。其の歡喜すること知るべきなり。偕て侯は本國に歸るに當りて、諸家臣に基督教を奉ずるを准許せり。然れども侯は久しく此法教を侮慢するを以て、終に天主に棄てられたるか、或は我が寵愛する夫人の殘酷非命の死に因りて彌我罪業を益さしめんとするか、或は基督の心志と全く反戻する所有るか、或は基督教を奉せんと欲するも得べからざる大悪行を爲せるか、遂に自ら基督教を遵奉すること無かりし。

茲に大老奉行の戦争を再説すべし。日本諸侯過半は家康に忤ひ同盟運署して、暫時に十萬餘の兵を聚め、テニスは從來太閤の所領にして家康は其内に於て只伏見の一城を有せしに、之れを

内

圍まんと決議し、初めは一時に襲撃して陥れんと欲すと雖も、容易く之れを抜くこと能はず、且援兵の至らんことを恐れ、遂に之れを火攻せんと決し、此計を遂げん爲め、材木或は樹枝を以て城壕を填め、之れに火を縦ち、其外郭を奪ひ、曾て太閤の築きたる壯麗なる宮殿ドンヨンドンを襲ひ、郭内宮殿の種々の物品を取除き、複道を毀ち、其材木を以てドンンの周圍に堆積して火を放ち、且屋脊窓隙に火箭を放ち、各所總て火焰揚りたり。城兵は到底拒守すること能はざるを知り、殊死して大に呼び突出衝撃し、死傷相當る。然れども城兵は終に悉く戦没し、宮城も總て灰燼となれり。太閤の不朽に傳へ戦勝の名譽を表章したる最も壯麗善美の宮殿瞬時に消亡せしは、是れ天主が人間の傲慢奢侈を嘲笑懲戒し、神思を致し斯くの如く巨多の金額を費す建築を一時に烏有に歸せしむるに似たり。

大老奉行は此戦に勝利を得、畿内の君長となり、已に全國の主長となれりと思惟して、漸次に家康に與みする諸侯の塞城を攻撃し、伊勢の國に於て三城を拔き、是れより尾張に在る有名有名の城を奪取せんと美濃に進みたり。尾張城は最も堅城にして、家康進退の利は此地にあり。故に家康の麾下の諸侯諸大臣は請ひ誓ふて尾張の應援を爲さん爲め、兵を領して先づ到り、諸奉行の兵を拒守せんことを以てしければ、家康は其言を容れ、兵を附與しければ、諸侯は即ち三萬の兵を率ゐて尾張に向へり。

尾張城の守を固くし備を嚴にして後、家康麾下の諸侯諸大臣は又進んで美濃に入れり。此城は信長の孫チウナンガどの城主たり、此の人年甫て二十二、從來基督教に凝固せり。チウナンガどの^{中納言殿}は同盟諸奉行の兵の近國伊勢に在るを待み、且石田治部少輔も亦五六千の兵を率ゐて其領地の中に在り、共に尾張を襲撃するに由り、必同盟の大兵到りて救援する有らんと、敵軍の兵力強勁なるを思慮せず、却て其襲ひ來るを企望しけり。然るに家康の軍は總軍一致し、命令の徹底すること猶手足を動かすが如く、諸奉行の軍は將校衆多にして各其指揮を異にし、法令悞して衆皆な従ふ所を知る能はず、或は混雜を生ずるを以て、彼此兩軍の勢相去ること霄壤の差あり。

諸奉行は軍議に時日を費すの際、家康の前軍既に記載したる如く美濃に入りて岐阜城を襲撃し、城兵を試みると六千の兵を遣り、溪谷の間に伏兵二萬を設けたり。然るにチウナンガどのは敵兵の進むを視て直ちに兵を率ゐ、城門を開て突出し、之れと戦を開くに、敵兵伴り退きければ之れを追撃し、終に伏兵の中に陥り、退かんと欲すと雖も敵兵尾撃し、共に城に入るを以て城兵血戦すれども克つ能はず、チウナンガどのは終に囚虜となれり。

家康の軍は此戦争に勝利を得、石田治部少輔は岐阜近傍の城中に在るを以て、之れに向つて進撃せり。薩摩侯及びドムオーギユスタンは各其兵を率ゐて之れを迎ふ。然るに家康の軍は河

を渡らんとする勢あるを以て、石田等の兵も亦進み渡を争ふ、爲めに兩軍河を挟んで對陣す、然れども石田等の軍は兵力足らず、故に諸將の軍隊に速に來援すべきを告げしにより、大老奉行の兵相合し總軍合せて八萬人、家康の前軍三萬人を破碎すべき威勢を以て待居たり。然れども諸將の兵は動止一致せず、殆んど三十日間を空過せり。

此際家康は其兵危険に臨むを聞き、關東にはカゲカシユを防禦する爲め一部の軍を留め、其子をして之れに將たらしめ、自ら兵を率ゐ、^京遼に美濃の國に進み、前軍の後に到りしに、其不意なるを以て西軍之を知りし者無く、東軍も亦皆其速なるを驚駭せり。而して家康は總軍を檢閲するに其數五萬に登るを以て、西軍と一戦するを決せり。

兩軍共に野營にして、家康は其兵を指揮し、治部少輔及びドムオーギユオスタンは同盟の兵を指揮し、共に兵を整列し、旌旗を耀し、鏜を吹き、鼓を搥ち、已に兵刃を交ゆるに當り、同盟中の一諸侯其率る所の兵を以て叛き撃て家康の軍に屬せり。此に於て同盟中反者あり反者ありと叫呼する聲所々に起り、總軍忽ち恐怖動搖して戰鬪捍禦の心を失ひ、只先を争ひ遁逃せり。家康は敵兵動亂するを視て嚴しく令して兵を進め、之れを追撃し、向ふ所風靡し、遂に大勝利を得たり。此戦争に足を止め奮戦する者は軍中貴重の諸將士官のみにして、或は屠腹し、或は囚虜となれり。就中ドムオーギユスタンは勇猛悍悍、衆に擯んずるを以て、諸軍の亂るを見

て其北ぐるを制し、之れを収集するに力を盡し、斬伐を繼にし、敵の中央に進戦し、囚虜の恥辱を蒙らんより寧ろ戦死して名譽を遺さんとせり。此時治部少輔は其身數多の重創を蒙り、其志を達する能はずと雖も、屠腹するの勇なく終に虜となり、オーギュスタンも不幸にして囚虜に就けり。治部少輔の割腹すること能はざるは、後に至りて自ら其事を吐露せりと云ふ。オーギュスタンは自盡すること能はざるに非ず、唯天主の意に戻るを知り、天主の法を害するより寧ろ刑死に就き、卑怯の人と見做さるゝを好めばなり。此れに由り之れを視れば、オーギュスタンは眞實の大勇を全ふする者と謂ふ可き歟。

家康は此戦争に勝利を得て、美濃の國に入り、諸城を抜き、其後治部少輔の居城澤山を攻めたり。治部少輔の弟は城内に在り、其兄の敗報を得て望を失ひ、日本に於て最も勇武と稱する所置を行へり。先づ金銀貨物を諸兵に配賦し、治部少輔の妻子を殺し、又己の妻子を殺して後ち、城の四隅に火を縱ち、自ら腹を屠りて死せり。是れ敵兵をして其勝利の名譽を得ざらしむる者なり。

此に於て嗣子の在る所の大坂を除くの外、畿内盡く家康に服従せざる所なし。家康は關東に在るに當りて、諸奉行が大坂を所有せしは、已に記載せし如し。毛利氏は同盟の主長にして己れ九箇國を領し、日本第一の大坂城に據り、太閤の死後日本國に於ては無比の威勢を有するを

以て、家康の上に出るも甚だ難きに非ずとし、且連署の諸侯をして其會集する時日を極るも亦甚だ容易なりとす。此の如く毛利氏は堅牢第一の大坂城に據り、天下の富を掌握し、太閤の嗣子を挟み、全國諸侯の質子を有し、家康に従属する諸侯も猶ほ質子を納れしめ、己れ所有の兵四萬を握り、幾許年間戦争するも其軍須缺ることなし。已に此の如くなれば、其國に退き城守するか、然らざれば家康と和議を講ずる時は身を利す可きに、之れを行ふこと無く、連署諸奉行の敗軍を聞くや忽ち恐怖し、更らに家康に抵抗するの意なく、狼狽措く所を失ひ、終に大阪城を棄て、市中の邸内に退居し、家康に降れり。之れに由て家康は凱歌を唱へて城に入り、全國皆之れに服従せざる者なし。

既に記載せる美濃戦争の前に方りて、家康の幕下に従属したる甲斐守の父は豊前の領主にして、亦基督教を信じ兵八千を有せり。甲斐守は父の許に飛船を以て使を遣り、美濃の役諸奉行と同盟せし豊後國を襲撃すべきを告げけり。父侯は此報を得て直ちに豊後の國境に進發す。偕て豊後の先國主コンスタンチンは太閤の譴責を蒙り其領地を剝奪せられ、京都に住し、方今猶ほ留在せしに、諸奉行は兩豊の間に戦争の事起る可きを知り、豊後の舊主を其國に遣らば、舊臣の勇武を奮起せしめ、其國の恢復を渴望するを以て奮戦すべしと思慮し、豊前侯に抗する爲め四千の兵を授けて歸國せしめたり。此時コンスタンチンは豫め衆寡相敵せず、其軍の利あ

るべからざるを計り、援兵を請ひ戦を開くべきに、唯従前の不幸を償はんと欲し、熟慮するに暇あらず、輕卒に邀撃するを以て一戦に敗績せり。又**コンスタンチン**は將たるの職務を盡さず兵卒の如く自ら矢石を冒して進み、敵兵數人を斃し、遂に囚虜に就き、豊前に護送せられ、豊前國主は捷に乗じて大功を立て、後ち豊後全國を領せり。上國は一般に混亂する際に當りて九州も亦瓜分蜂起し、或は家康に従ひ、或は諸奉行に與みす。基督宗教の保護たる大村有馬兩國主の如きは兩黨に與せずして中立しければ、諸奉行は兩家に京都に來ることを命ずと雖も、疑懼して決せず時日を移し、其後家康に歸從せり。是れ兩國主の身に關し及び基督法教を信する家臣等及び日本諸方に散在したる教師に於て、一大緊要の事なり。後に之を解明すべし。

エウエーク及び**プロワンシャル**は其頃長崎に在りて諸奉行の敗軍及び**ドム・オーギュスタン**の囚虜に就きし各地の報を聞き、非常の悲歎愁傷を起したり。其使者は一人去れば一人到り絶ゆる時なく、第一の使者は**ドム・オーギュスタン**囚虜に就き死刑に處せられしを報じ、第二の使者は其妻子を死刑に處せんとして日本國中専ら搜索を爲せりと云ひ、第三の使者は其家族悉く縛に就き、遺孤は年十三なるを京都に於て已に死刑に處せられしを確報したり。フジマンなどは**ドム・オーギュスタン**の女を娶る故を以て災害に罹るを恐れ、夫人を二三の侍女と共に船に乗らしめ長崎に送り、教師に依頼するに注意潜匿せんことを以てせり。教師等の憂苦は筆頭に

盡くすべきに非ず。何となれば從來基督教會に無限の洪恩を施したる**ドム・オーギュスタン**の女にして賢才なる夫人を潜匿保護するの依託は之れを拒むこと能はず、若し其託を承知するときには家康の罪人たるを免かれず、又家康は此等の事に關するを憤り、教師は勿論他の基督信者に至るまで之を警視す可きを以てなり。然れども此不幸なる夫人は實に憫憐に堪へず、且基督教師等に恩惠を授くる父の報恩として潜匿せしめたり。歲月を経て夫人は家康の大赦に遇ひ身命を全ふし、其後基督教師の身命を擲ち保護の深志を盡すに依れりと之れを廣告鳴謝せり。

既に記載せる如く、毛利氏は此紛亂の前に當りて山口の府下に基督教師の住屋を許せしに因り、教師は嘗て**フランソワ・サウエー**聖師の基督宗教を開き、其後驅逐せられしより五十年來の望を遂げたりしも、今回毛利氏は其領國を剝奪せられ、家康其國を領するの風評を聞き、山口の人民は驚駭狼狽措く所を知らず。而して神佛信者等は毛利氏の此不幸に會するは、全く神佛の寇讎とする基督教師を領地に居住せしむるの致す所なりと聲言せり。此言ありてより基督教師は居常殺害せられんことを恐れ、之れを其胸裏に銘刻したり。是に由て教師の長より其徒**プロワンシャル**に與ふる所の書簡を見るべし、

余は山口に於て毛利氏の家康の麾下に服従せしを得て、忽ち吾徒の將さに非常の危難に罹らんとするを知れり、初め吾徒は悉く殺害せらるべき風評あり、且或人此事實に相違なき

を告ぐ、然れども天主の荷護に任し、畏縮せずして日夜を送り、其後山口に於て人の風説するに、毛利氏は已に割腹せしと云ふ、此言を聴くより、吾徒の殺害せられんと謂ふは實に疑なしと甚だ恐怖せり、此の如く畏縮戦慄するの際に方りて、曾て面會せざる神佛信者の官が衆卒を率ゐ、門戸を叩て至れり、此に於て是れ必吾徒を殺害する爲めに至るなりとし、余は天主に祈誓し、吾徒に告げ死を覺悟し其装を爲さしめて後、官吏を室内に入らしむ、余は此官吏の舉動を視て明かに其害心を懐くを知る、然れども余は一二時間接待するの間、天主の功德を以て官吏及び従卒の心を變じ、終に一言の怒罵を發せず、一事の損害を加へずして歸らしめたり、此夜は幸にして危害を免ると雖も、其翌日の晩に當りて又人あり、余に報するに、今夜必殺害に逢ふべしと云ふを以て恐怖に堪へず、徹夜祈禱を爲し、翌期余は已に教法に従ひ、末期の供養修齋をなすに、死期末だ至らざるを以て、尙ほ生を保つことを得たり、斯に於て先王（紀元前千〇四五十年の猶太國王）の言に、凡そ入たる者は其生命を授くる者に之れを奉還する爲め、居常之を捧持せざる可らずとの如き、吾徒の危難に罹る時の心事を見る可し

フロワンシヤール 貴下

ドムオーギユスタンの所轄にして險固なる宇土の城に在る基督教師は、山口に在る教師よりも更に刻虐なる危難に遭へり。敵兵は此城を圍み嚴く攻撃すと雖も、城兵固く拒守し、其志を遂

ぐる能はず。城中に教師五人ありて兵卒を懺悔せしめ、病者及び傷人を看護し、且死人を埋葬するを以て職務とせり。敵陣よりオーギユスタンの情實を報知する爲め、矢に書を約し、之れを城中に放射しけり。然れども城兵は誓て之れを見ず、其書至る毎に直ちに火中に投じ、敢て此約を犯す者無し。然るにオーギユスタンの臣一人城内に入り來り、君主の不幸を告げしによりて、城兵勇を失し、城終に陥りたり。

斯くて宇土城中に在る教師は囚虜となり獄舎に繋かれ、監護極めて嚴なり。此時師長は危篤の病に罹ると雖も、戸も無く窓も無き犬豚の糞の如く不潔の空氣に暴され、病者及び他の教師に至るまで食物を付與せず、一粒の飯と雖も之れを與ふること無し。此際一教師云く、斯の如き苦惱に遭ふと雖も死を待ち獄中に在るは甚だ満足なり、余に於ては未曾有の大慶とす、余は只天主の仁恵を垂んことを願ふのみと。其後教師は幾くも無く監獄を出づるを得たり。唯師長は遂に疲勞に堪えず、病苦の爲めに死を致せり。

ドムオーギユスタンは日本に於て基督教法の守護人にして、貴重依頼すべき者なれば、其死生亦宗教の存亡に關せり、故に宗教を損害するは此歳千六百一年に比すべきものなし。既に記載せし如く、ドムオーギユスタンは太閤の遺命に従ひ、且其生前に誓約せし如く嗣君に政權を維持せしむる爲め、諸奉行と同盟戮力し、又嗣君の幼稚の際に方りて、我が有する權威を以て

基督宗教を擴充せんと希望すれども、此般の戦争は甚だ危険にして、其勝敗決し難きを知り、京都を出陣する前に屢祈念し、教師に請ひ遣す所なく懺悔の式を行へり。戦ひ敗るゝに及んで日本貴族の勇者に倣ひ自殺せんと欲すれども、天主の法制を思ひ自ら之れを禁止し、天理を害するよりは寧ろ恥辱苦惱を受けんとなし、囚虜に就き、豊前侯の世子甲斐守の目前に拘引せられしに、甲斐守は英傑の斯の如き状態に至るを見て憐情に堪へず、敢て一言を發すると無し。然るに高貴にして寛大なるドムオーギュスタンは其行狀、職務及び門地に因り自然に有する所の風彩を以て、甲斐守に對し謂て云く、

公は余の事蹟を知り、現今亦余の形狀を見る、因て余の爲めに恩惠を垂れんことを請ふ、是れは公の爲し難き所に非すと雖も、余に在ては實に一大事件なり

甲斐守は之れを聞き思惟するに、是れ家康の仁恕を請ふ爲め依頼するならんとして之れに答へず。然るにドムオーギュスタンは甲斐守の黙止する所以を覺知し、云く、

依頼する所のものは余の身命に非ず、身命は余に於て惜むに足らず、唯天主の法制を犯すを免るゝことは生きて公等の手を煩はさるゝを得ず、今公に依て恩惠を蒙らんことを希望するは、他なし、基督教師に會合して談話するを許さるゝなり

甲斐守はドムオーギュスタンの望を遂げしむる爲め、其所願の許容を得るに盡力せんことを約

し、自ら家康の許に至り之れを請へり。然れども家康は要用に非ずとし、遂に其願を達せしむることなし。家康は其後オーギュスタンの獄舎に於て使用すべき一臣の近侍するをも禁止し、之れを看護するは己れの家臣に命じ、幾くも無くして大阪に護送し、僅かに此地に於て教師に會遇するの自由を得、教師等に許多の書を贈れり。其書家康の手に落ちしに、文意懺悔の事に似たれども、謂ふ所の旨趣を明解する能はず。又遂に護衛の兵に令し、一人の教師も相通する能はざらしむ。ドムオーギュスタンは教師に會遇するを禁せられ、唯天主の冥福を請ひ、我が罪業消滅を祈り、耻辱苦惱を以て死に就かんことを希ひ、常に基督の母マリーの名號を唱へ、基督に惠を授くる如く我れに恩惠を垂れんとを祈念し、寸時も手に念珠を放たず。而して其最も企望し名譽とする所の者は、基督の如く耻辱を蒙り、市街を拘引せられ、死刑に處せらるゝに在り。其平生の親友、神佛信者の貴族等時々過訪して之を聞き、甚だ驚駭せざるはなし。

ドムオーギュスタンは此志願を達することを得て、幾くも無く裁決あり、國亂を生ずる謀主の石田治部少輔・毛利家の名代安國寺^{坊主}ボンズ及び治部少輔の親友オーギュスタンの三名は死罪の處決を受け、刑日に至りて三人とも面縛して鷲馬に乗せ大阪の街衢に拘へられ、十字街に至る毎に獄吏高聲に、天下の安全を妨げ徒黨を結び國を亂すを以て此三人は死刑に處せらるゝ旨を讀上げ、而して又大阪より京都に拘引せられ、京都に於ては肩輿に乗するのみにして、大阪

市街に於る如く罪科を徇へたり。其三人の列は治部少輔を始とし、安國寺は中央に在り、**ドムオーギユスタン**其後に在り。

罪人を刑するに門地に關せず、庶人と同く都て耻辱とすべき處置をなすは、基督教師の屢目撃する所にして、日本一般の風習なり。偕て石田安國寺の二人の死地に至る形容は顔色土の如く、怯恐して嘆息流涕せり。**ドムオーギユスタン**は勇氣衆に擡づ、故に耻辱を蒙り不正の處置に遭ふと雖も確乎として動かさず、其顔は高貴にして徳量あるの相を顯はすと平生に異ならず、文倨傲虚飾無きは是れ其最も勇猛尊大の徴にして、天堂に再生するの渴望あるに因て、基督の爲めに耻辱を受け、死刑に就くが如くなるを欣喜すればなり。此三人の形狀相異なる此の如くなれば、問はずして基督教師は何人なるを知るを得、神佛信者と基督教師との間相距る雲壤の差有ること判然たり。

刑場に赴く途中に於て佛僧等は説諭の式を爲さんとして至れり、此式は都て死刑に處せらるる者に向ひ爲す者とす。治部少輔及び安國寺は此式を受けしと雖も、**ドムオーギユスタン**は基督教師なりと大呼し、佛僧を擯斥し、基督教師の稱名を高く唱ふ。既に刑場に到り、三人の縛を解くに及んで、高貴の人の死に非らざれば決して寺を出ること無き有名の佛僧至り、二人に種々の舉動を爲し、其後佛僧等の甚尊敬する佛經を頭額に載かしむ。**ドムオーギユスタン**は基督

の名號を唱へ、手に基督の小像を寫せる**ノートル・ダム**の美麗の畫を捧持せり。此畫像は原とシヤールキヤン帝の妹葡萄牙の女王より基督教師に付與せしを、教師之を**ドムオーギユスタン**に贈りし者なり。

此三人肩輿を下るに方りて、基督教師より教徒を**ドムオーギユスタン**に面會の爲め送られたれば、此人護衛の列を排して漸く其傍に近づき、基督教師等此場に到らんと欲し種々力を盡すと雖も、終に會遇談話する許可を得る能はざるを告げ、且罪業消滅、天堂再生等の事を忠告せしに、**オーギユスタン**は之れを謝し、知己の教師等に傳語して曰く、曾て教を辱ふする所の諸伴は悉く勤め終り、又罪業消滅の爲め天主より授くる所の苦痛を経て、以て甚満足の死を遂ぐるを得るに由り、幸に心慮を安んぜよと。

基督教徒退て後、佛僧已に二人に施す如く**ドムオーギユスタン**に佛經を載かしめんとするに之れを拒み、余は基督教師を以て死せんことを欲すと云ひ之れを退かしめ、兩手に基督の畫像を捧げ、日本に於て最も尊崇するの禮を爲し、三たび之を頭上に載き、其後天を仰ぎ目を開て默然たり。暫くして又基督の小像を戴て踏き、更らに柔弱の態をなさず、神拜の次序を亂さず、基督及び**マリー**を唱拜して後、其首を伸べ、削手三刀にして漸く刎首せり。

是に於て武勇絶筆の**オーギユスタン**、**ツウカミ**どのは終に死に就けり。其の人と爲りや、日

本に於て基督信者第一の君主にして、基督寺院の最も凝固したる守護人、或は基督宗教の依頼者にして、神佛信者の長縮する人なり。其領地に於て基督教師及び善人の朋十萬餘の教會信者を保護せしと云ふ。

オーギュスタン・ツウカミどのは戒嚴篤實、武勇大度、多く事を歴て實驗あるを以て、日本貴顯の職務を奉じ、九州の總裁、海軍の將となり、朝鮮征討總軍二十萬の大將たり、其他戰闘に於て勝利を得、名を揚ぐるを以て日本拔羣の將たるは論を待たず。道徳を愛せざる者のみ之れを嫌忌すれども、其心志尊大、温和無慾にして毫も卑怯の行を爲さず。初め家康の治部少輔と争ひ既に勝を得るの後ち、オーギュスタンをして其黨を脱せしめ、我黨に誘はんことを冀望し、他の諸侯の爲す如く協力一致政府を輔くるの盟を結ばんことを望めり。然るにオーギュスタンは國家の幸福ならざること並に太閤の嗣子を利せざる事は決して行はざるを盟ふに非ざれば、我に於て肯せざる所なりと云へり。

家康は天下の政權を掠奪せんと欲する謀計を發覺せられんことを恐れ、オーギュスタンの言行を咎むること能はず、然れども尙ほ我黨に誘はんことを冀望し、種々の策略を施し、己れの孫女をオーギュスタンの嗣子に嫁せんことを望めり。此婚姻はオーギュスタンに於ては最も名譽幸福にして、決して肯せざるの理なきに似たり。而して此言に従ふときは、當今己に割腹を

命せられたる親友治部少輔の爲め救助を爲すを得るは、疑を容れざる所なり。然るに家康の計を察し、一旦其心を決し又之れを違背するは自ら辱むるを以て、數月間此婚儀を決定せず、遂に家康に誘はれたる其夫人の懇願に因り之れを許容せり。然りと雖も嗣君の爲め治部少輔と一致連合するは當然の理として、婚姻の故に關せず諸奉行と連署を爲せり。是れ其の身命及び一子の死を來す所以なり。

ドムオーギュスタンの死に就くや、人あり、大なる絹衣を以て死骸を覆ひ、之を京都の基督教師の家に送るに、教師は悲歎涕泣して之れを受け、通常の儀式を整へ、尊敬して埋葬せり。偕て其計音羅馬に達するに及て、基督教會の主長アカウヤはオーギュスタンを以て基督教會の恩人として、羅馬都府居民に、之れが爲め祈念し且修齋供養することを命じたり。

基督教師はドムオーギュスタンの絹衣の襟中に藏し妻子に遺したる書簡を得て、之れを其夫人に贈りたり。書簡概略左の如し、

我囚虜に就く以來、嚴酷なる獄中に於て苦を受く、尙ほ此上の苦痛計る可からず、大凡そ諸人辛苦を蒙る者多しと雖も、未だ我の如き者有るべからず、唯天主の我が今日受くる所の苦楚を以て冥途罪業を消滅せしめんことを願ふ、故に今受くる所の苦痛は我が罪業の爲めなるを覺知し、往日爲す所の罪業は天主不可思議の仁恵に因て遁るべし、而して此恩惠功德の報

謝は際限あるなし、我れ汝等に懇望し、且汝等の爲めに緊要とする所の者は、現世幸福は固と浮雲の如く、萬古不易の幸福は必天堂に在るを感銘して、天主に事ふるに誠心を盡し、唯一意天主を敬愛すべきとなり

ドムオーギユスタンの死に就くや、其夫人の悲傷は之れを陳述し盡す能はず、唯其心意を慰る者二箇條あり。一は日本風習に従ひ自殺するなり、一は其子家康の孫女を娶るを以て則ち家康の孫男に比す、斯くの如き親姻有れば、其父の位階職掌を相續し、家の基礎を固くするを得べければなり。然るに天主は此夫人をして天下の婦人中最も不幸なる者となし、慘酷なる現世の方便を以て親愛の遺孤を掠奪し、最も悲傷を受くる者たらしめたり。

ドムオーギユスタンの死する時遺孤年甫て十二、其容貌の美麗なる、精神の活潑なる、決斷の果敢なる、軍事の演習に於て鍛鍊なるを以て、諸侯の愛望を得、洵に家康の親姻たるを辱むること無し。然るに遺孤は父の不幸を聞けりや、其黨の毛利氏は従來の交誼あるを以て直ちに之れに身を寄せたり。其後廣島に移住し、基督教師を迎へ、其死を先見する如く教師に懺悔の式を行ひ、覺悟を極むれども、其身は家康の孫婚にして、且九箇國を領したる大阪城の主長毛利氏の守護を受けば、戮死を蒙るの由なきに、既に記載せし如く毛利氏は恐怖輕薄なるに由り直ちに大阪城を去り、力めて其敵家康を利し、又家康の意に稱ひ恩恵を蒙るは、ドムオーギユス

タンの遺孤の首級を贈るより外良策無しと思惟せり。

毛利氏は、オーギユスタンの遺孤を遇するに、廣島は地理の便ならざるを以て堅固の地に居を移すに託言せり。遺孤の坐傍に在て存問する一人の教會教師先見有りて遺孤に對し、這般移居せしむるは全く君を害せんが爲めなりと云ふ。遺孤答て曰く、我れ生命を墜すとき如何して天主の恩恵を蒙むる可きやと。因て教師は其心を慰め、死を決するの志想を忘却せしめんが爲め甚だ力を竭くすと雖も、遺孤は又教師に對し、余の死地に赴くは已に之を覺悟せり、其言必違ふ無かるべしと謂ひ、且左の言詞を添たり、

天主は其意に適する事を以て余れに施すべし、余は天主の意に委託せり、余は已に懺悔を遂ぐるを以て更に恐るゝ所なく、唯天主の仁恵を祈念するのみ、請ふ幸に余の平生欽慕する教師に言を致せ、余は君等の臣僕たり、余は死を以て甚だ満足の事となす

基督教師は暇を乞ふて去るの後、毛利氏の家臣遺孤を大阪に伴ひ來り、其心術不正にして野蠻の行を爲し、竊に遺孤の首を刎ね、最上の寵賞を受く可き進物として之れを家康に贈れり。然るに家康は高貴寛大なる人なれば、殊に愛憐の情を動し、且其孫女の婚たるを思ひ、之れを賞せざるのみならず、却て怒を發し、我命を奉せずして何を以て之れを殺害せしや、殺害せし者は死を以て之れを罰せんと、聲を發して大に罵詈しければ、首級を奉する使者は家康の憤恚罵

言に遭ひ狼狽避くる所を知らず、漸くにして家康に分疏するに、毛利氏は我領地に遺孤の潜匿するを發見し、之れを囚虜とし、内府君に交付せん爲め大阪に伴ひしに、遺孤は之れを失望の事とし自ら屠腹せり、故に其首級を呈するなりと。因て家康は此虚言の爲めに漸く怒を鎮めたり。然りと雖も其後詐謀發覺し、苛酷にして不正惡意ある毛利の處置を罰したり。

ドムオーギユスタンの死に因り、日本に於て基督教破滅に至るの思想を發せり。然れども天主の功德は測る可からずして、却て従前より基督教をして大に堅固ならしむ。是に於て天主の百般に意を用ひ福を降すの祕蘊を贊嘆せざる可からず。

既に謂ふ如く諸奉行は太閤の建定したる法制を確守せんことを誓ふを以て、美濃の役或は家康に勝つを得ば、從來基督教に施す所の苛酷のとを更に増長するは疑を容れず。獨りドムオーギユスタンは此基督教を損害するの法制に服従することを誓約せず、只太閤の嗣君に天下を保有せしむることを誓ふのみ。且其威權を以て諸奉行の基督教者を殘害するを拄撐妨碍せんことを思惟せり。然れども諸奉行等は基督教を信せざる者多く、其信する所の神佛に熱心し、基督教を破滅せんことを契約せしなれば、若し家康を亡し各權威を專にするに至れば、又基督教を奉ずる者と苛酷の戰端を發く可き情實あり。然るに幸にして諸奉行は没落し、家康は國の全權となり、従前基督教者に強ひて日本神佛を禮拜せしめ、毎に教旨教師を放逐する太閤の

法制は一時に破滅せり。

家康は性質温良恭敬なり、故に太閤の嚴酷厭ふべきの政治に反し、人をして畏服せしめずして愛慕せしむるの政治を施せり。是を以て太閤の爲す所に反し、己れに忤ひ己れを攻る諸侯を赦し、既に死を覺悟するドムオーギユスタンの夫人女子及び其兄弟妻子等をも免し、且ドムオーギユスタンの死に至るまで忠誠を盡す所の教師、及びドムオーギユスタンの女婿フジマンとの、夫人を長崎に於て潜匿保護する教師等に刑罰を加ふることなし。

内府家康政府の權を握りてより第一に要用とするは、基督教會教師に親愛を施すことなり。内府は教師の過訪する者有れば、甚だ好意を以て之れを待遇し、大阪、京都、長崎の三都會に居住するの免狀を付與せり。從來基督教教師を苛酷に處分したる長崎奉行シマンなどは内府の寵遇を冀ふに由り、教師が内府の寵遇を受くるを見て、已に記載せし如く、前にエウエークの長崎に到るを隱蔽するの咎を以つて教師等は嚴罰を受くべしと思慮せしを改め、却てエウエークの住所に於て會食し、又他の教師の住所に於て留食し、教師等に交誼を盡し、且法教を施行する自由を許すに至れり。抑天主は教師に對して先づ之れを苦め、後に之れを慰め、宗教を破滅せしむるの首魁たる人をして、宗教を隆盛ならしむる爲め使役するに似たり。

内府は身既に日本全國の主權たるを得て、國亂に際し其身に忠勤する諸侯等に恩賞を賜與せ

んとし、三十箇國を以て其黨與の諸侯諸大臣に分配せり。然るに此封建の制は基督信者を安慰し、且法教を擴充する爲め施行するが如く、甚だ基督宗教の幸福となれり。何となれば諸侯或は舊來の國を有し、或は他府廳を主管し、或は賞を得て神佛に凝固する臣民の國に轉封し、其地に基督教師を伴ひ、福音書を説法せしむればなり。大凡そ人間生涯の幸福は譬へば苦鹹の配合無きときは無氣無味なるが如し、此故に吉事あれば亦凶事なきこと能はず、因て九州の基督信者等は従前數回混亂の後初めて憩息するを得れども、忽ち又基督信者の平和を混亂すべき暴動の事發起せり。下文に於て其由を見る可し。

内府は諸奉行との戰爭に勝利を得て後、猶ほ忌憚して敵視する所の三人あり。其一是九箇國の領主山口に在る毛利氏にして、又其一是内府曾て關東に追躡すと雖も、治部少輔と戰端を發するに因り暫く弛放せし所のカンゲカシユなり、又其一是美濃の戰鬪より逃走し、六百人の兵を率ひ本國に歸還したる薩摩國主なり。既に記載せし如く毛利氏は内府に服従し、カンゲカシユも既に和睦するに因り、未だ服従せざる者は獨り薩摩國主のみなり。是に於て長崎奉行シマンドのは總軍に將として薩摩に進發するの命令を承け、基督宗教の砥柱として常に保護を受ける所の有馬國主ドムプロテー及び大村國主ドムサンシオーの二人は副將となり、已むを得ず佛徒のシマンドのに隨從せり。是れ二人をして甚だ困苦せしむる者なり。

薩摩國主と和議整ふて後、シマンドのは凱歌を唱へて政廳に到り、其勳功の褒賞として其意に適する所の大村の領地を與へられんことを内府に請ひ、且大村國主には之れに代ゆるに従前ドムオーギユスタンの管轄する天草全島を付與せんことを求めしに、内府はシマンドのの望を許し、大村國主に天草全島を付與せば可なりとせり。是れ大村の基督信者等をして非常に驚駭せしむる者なり。何となれば日本貴族は各其君主の行爲に従ひ、一致して戮力せざることを得ず、故に大村は基督宗教大に行はれ、長崎も従前は行はるゝ所と雖も、宗教の仇敵、神佛信者シマンドのの爲めに混亂苦惱せられ、且滅せらるゝを以てなり。

葡萄牙國人の通辯官として政廳に在るロドリゲ師は大村國主の内府に面謁する時まで、葡萄牙國の使者を留むることを懇願せしに、此時將にシマンドのに封地の免狀を付與せんことを以て、大村國主は内府に謁し、常に内府の黨與となり忠勤せしことを陳述し、且葡萄牙人等と互市を爲すに從來の領國は樞要の地にして、天草島を以て之れに代るは不便のと定めて多き旨を揚言し、遂にシマンドのに與ふる所の封地免狀を廢止せしめ、内府の心を變換せしめたり。而して内府は大村國主のシマンドの、麾下に隨從するを免して己れの麾下に附屬せしめ、又ドムプロテーの嫡男及びドムサンシオーの弟をして己れの傍に近仕せしめ、シマンドのには天草島を受領するを以て満足す可きことを命ず。此に於て百事確定せずして諸侯の欲に従ひ變遷する

政廳の景況を見る可きなり。内府は基督信者等に對して恩恵を加ふる如しと雖も、決して之れを信すべからず、然る所以を察するに、内府は天下の全權を握りてより日尙ほ淺きを以て、國內に土寇あらんことを恐れ、且ドムオーギュスタンの死に因て憤恚を抱きたる基督信者の心情を鎮靜せんことを欲し、因て之れを厚遇する者なれば、最も巧なる方略と謂ふ可し。且方今基督信者稍々安慰するの形狀ありと雖も、シマンどのは従前基督信者の障礙にして、終に内府をして大村の領地を己れに附與せられざりしを以て甚激怒し、若し爲すを得ば基督信者等を悉皆変除せんと決心せり。

内府の居常心中に含蓄することはドムオーギュスタンの久く基督信者と親交したるを嫌忌し、又オーギュスタンの死後に至りても尙ほ其念を去らず、其後諸侯諸大臣の目前に於て愀然として嘆じ、之れを言語に發せり。一日宮中に於てドムオーギュスタンの事を談する者あり、内府も亦感嘆して云く、此賤しむべき基督信者は神佛の冥罰を蒙むるなり、又太閤の基督法教を禁止するは理の當然にして、更に驚くべきに非ず、且基督法教は國家の安全を妨碍することを知り、太閤の建制する所の法度を継ぎ行はんことを決心せりと。

内府の此言幾くもなく日本全國に傳播し、神佛信者の諸侯等をして基督教師に加惠待遇するの妨碍となれり。然るにシマンどのは此時宮中に在りて内府の慨嘆せし談話を聞き、之を幸と

し、有馬、大村兩國主は太閤の法禁發令以後、尙ほ基督の寺院を其國內に建設して禁制に反背し、歐洲の教師を居住せしむるを以て讒告せしにより、内府は之れを聞き、直ちに悉く九州所在の基督寺院を變滅せんことを命じたり。其言に曰く、

余は葡萄牙人の便宜の爲め基督教師の京都、大阪及び長崎の三所に居住するを許すと雖も、其他の地に居住し、或は寺院を建設する等の事に於ては之れを許可せず、故に其寺院は總て破滅すべし

シマンどのは己れ一國に封せらるゝより、基督宗徒に暴厲の所業を施すことを得るを至快とし、直ちにワリニヤン大師に基督教師の總員を長崎に召集すべく、一人も他に出るを許るさすと内府の命有る由を陳せる倨傲の書簡を贈れり。此に於て九州全國をして震動せしむ。其頃有馬、大村兩國主も亦宮中に在りて、シマンどのに命じたる内府の命を廢止せしめん爲め、朋友故舊の諸侯に議して、其人より内府に説かしむ。因て其諸侯等内府に説て曰く、有馬大村の如きは其先人よりして基督信者なれば、其生るゝや既に基督信者なり、其家臣に於ても亦然り、皆太閤の發令前に係るを以て、故に是等の人は宗教を廢棄せんより寧ろ死せんとを企望す可しと。

諸侯等は尙ほ内府の心に感銘せしむ可き種々の事件を説明せしに、内府は是れを國の爲めに利を謀り懇切を以て忠告する者とし、之れに問ふて曰く、若し有馬、大村等に基督法教を奉ず

るを許し、且彼等の本國に基督の寺院を存在することを許可せば、余は彼等の意に適すべきかと。諸侯等對て曰く、大君之れを許可せば、有馬、大村兩氏の欣喜は數個國を興ふるも之れに及ばざる可しと。内府又曰く、可なり、余は彼等及び其家臣等に宗教を奉ずるを許るし、尙ほ其好に従ひ許多基督の寺院を建設すべきを許可すと告致す可しと。

有馬國主ドムプロテは此語を傳聞し、直ちに教師等に之れを報せん爲め、本國有馬に急報を遣れり。然るにシマンどのは總て基督寺院を破毀するを命じ、匠工既に有馬に於て寺院の屋瓦を剝脱する時、正に其報到着せり。大村に於ては脚夫の到る遲きを以て、終に四個寺を破壊せり。有馬、大村二國主は己の故舊より内府の致言を受け、基督宗教を奉ずるの許可を得るに由り、參殿して之を謝せり。

シマンどのは又内府に進言すと雖も、有馬、大村兩氏の如く其言を聽容せられず、却て忌諱に觸れ、遂に宮中を退き、已むことを得ずして天草島の領主となれり。天草島の人民は舊とドム・オーギユスタンの所轄にして、概ね皆基督宗教を奉ずる者なり。然るに有馬、大村等の國民は其宗教を隨意に奉ずるの免許を内府より得たるを以て、シマンどのも亦天草の人民に對し基督奉教を妨礙するを欲せず、却て基督宗教看省として來る所の教師に、天草の信者を教導する爲め更に他の教師を來たすことを請ひたり。教師はシマンど、狡猾に瞞せられんことを恐れて

久しく之れを許容せず。然れどもシマンどのは基督教會教師及び信者を厚遇せんことを欲するの意あるを察知し、左に掲ぐる四個條を定めて教師を遣したり。第一條はドム・オーギユスタン在世中基督教師の所有せし寺院家屋を返付すべし、第二條既に破毀したる寺院を再建し、及び新に建設する等の許容ある可し、第三條は寺院及び家屋を建設するに公役寄附等を用ゆることを許可す可し、第四條は天主の爲めにする所の法務宗教に關するの事件は、シマンど及び其士官等と雖も、百事妨礙すること無かる可しと。然るにシマンどのは總て此個條を許諾し、且厚く之れを施行せり。此れに由て之れを觀れば、天主は人の精神を變易せしめ、又其名譽の爲めに、從來の仇敵をして天主の使役に供せしむるの功德威權有るを讚嘆せざる可らず。

千六百二年に當て暴厲の一漢現出して血を流し殘害を繼にするは、猛惡なる野猪天主の葡萄園を亂暴するが如し。是れはドム・オーギユスタンの仇敵にして、オーギユスタンの死後基督信者十萬人の居住する肥後國を領するカンジュエ主計ど計のなり。カンジュエど、狡猾は妖狐の如く、國を治る猛烈は獅子の如し。始て肥後の國を領するに當り、ドム・オーギユスタンに仕へたる基督信者を愛敬するの狀を表せしが、二年を経て日本國に於て尤惡逆にして嫌忌すべき法華宗徒の長たる如く其宗教を主張し、基督宗教を敵視すること顔色言語に顯れたり。

カンジュエどのは其家臣を惡逆宗教に誘導する爲め、基督法教を奉ずるの念を絶つか、或は

之れを固守するかを各名簿に捺印せしめ、基督信者を害する手段を施し、若し此名簿捺印を肯んせざる者は其所有の財貨、土地及び俸祿を沒收するを以て脅嚇せり。借て此捺印の令の發するに及んで、基督信者は總て此令に従んより寧ろ身命を失はんことを欲すと云ひ、カンジュエどのは基督信者の決心を見て、磔罪よりも一層苛酷にして苦痛の長き飢餓を以て死に就かしむ可しと云へり。

神佛信者の家臣等は憫憐に耐へざる基督信者に對して、假令ひ名簿に捺印すと雖も、竊に心に於て基督法教を遵奉せば敢て害すること無かる可しと、力を盡して忠告せり。然るに基督信者の其の言に従ひ捺印せし者あれども僅少にして、其他は熟考せんが爲め姑く時を待つを請ひしに、幾くも無く其宗教を廢せんより寧ろ死に就き、或は財貨を沒收せられんことを欲すと公然明言し、殉教の覺悟を爲せり。カンジュエどのは一旦發言せしを今又之を廢するを耻とし、若し捺印を肯んせざるものは其職務を剝奪し、所有物及び俸祿を沒收することを命すと第二の令を發行し、終に其家より追逐し、且國中の人民は誰たるを問はず基督信者を寄食せしめ、或は一切食品を此等に附與し、且賣買することを禁止せり。

肥後の基督信者等は命令の發行ある後、甚だ悦びて其家宅を退去し、後來若し死刑に處せらるゝこと有る時は各心を安んじて死に就くべしと雖も、或は其臣僕の命令に抵抗するを恐れて

暇を與へ、然る後薬廠を結び、妻子と共に居住せり。基督教師等は此困難辛苦を聞知して、或は農夫工人に擬粧して此等の人を看省し、苦惱を慰め、疲弱を勵し、其氣を激發して宗教に凝固すべきを諫言せり。此暴害はカンジュエどのは已むを得ずして政廳に參觀せざる可からざるの時に會するまで、凡そ六箇月の間連續せり。且カンジュエどのは家臣の基督信者等をして死に就かしむる時は内府の忌諱に觸んことを恐れて、各出國することを許したり。是れは甚だ信者等の意に適し、各離散して或は大村に退き、或は有馬に到り、大半は長崎に赴き、エウエーク及び基督教會教師等の惠恤に依り要須の物品を供具するを得たり。此等の仁惠は彼の名簿に捺印せし輩の精神を感動せしめ、終に其捺印するの過を悔ひ、國を脱し長崎に到り、再び基督宗教に歸依せしむるに至れり。

カンジュエどのは政廳に到り、本國に於て基督教師及び信者等太閤の法禁を犯すとを内府に訴へ、且己れの家臣等は一人も其教を信奉せしめざる由を告げ、又歐洲の教師は尙ほ續々數多の人民を灌水せしめ、方今は京都に於て信長の近親其他貴族數人をして其法教を奉せしめたることを告げたり。内府は元來國情に従ふ爲めに基督法教の進歩を妨禦せんと欲しければ、此年即ち千六百二年に三黨宗派を異にする衆多の教師日本に來るを聞知し、基督宗教を禁制するの心を決して、日本内地に布告することを企てり。

カンジュエどのは其目的を達し、大戦に勝利を得るが如く、欣拵躍し、已に記載せし所の豊前の領主ジエケンとのに出會し、傲然として左の如く諷して云く、己れ基督教を信せずして、其領地に神佛の讎敵たる者を保護するは驚駭するに堪へたり、又基督教師は輕躁の心性なり、然るに之れをして其領地に居住せしむるは全國一般の害たり、故に斯の如き人は共に議するに足らざる者なりと。ジエケンどのは此誹謗の言に激動せらるれども、憤を懲し從容として答へて云く、余は基督教を信する家臣等を處置する如何を知らず、然れども常に家臣等の甚廉直忠信にして善良なるを視る、且基督教師等は萬民に幸福を施す賢才、恭敬、無慾の人たるを知ると。而して又高貴の風儀を表して謂て曰く、余は行狀上に於て人に誹謗を受くべき由なく、他人の告知を受くる如き氣象に非ずと。カンジュエどのは之れを聞き、忽ち怒を顯して暴言を發するに、ジエケンどのも亦勃然として怒を興し劍を按じければ、カンジュエどのも刀を抜き將さに相闘はんとす。若し此時宮中の諸侯之れを遮護勸解すること無ければ、死傷に至ること必せり。

其後二三日を経て天主は此等の不和を裁決してカンジュエどの、倨傲を壓倒せり。是れは伏見に於て一群の盜賊捕縛に就き、其内三十人餘はカンジュエどの、家臣なり、或は手足を斷たれ、或は斬首の刑に處せられ、カンジュエどのは其臣僕の故を以て許多の贖罪金を課せられた

りしに、盜賊の内辛にして基督教を奉ずる者は一人も無し。此事殊にジエケンどのを安慰せしむる者にして、又カンジュエどのを誹謗するを得る事由を與へし者なり。

千六百二年に當て内府は全國諸侯の慶賀獻物等を受くる爲め京都に在りて、公方の稱號を得たり。公方は日本舉國の兵馬元帥の意にして、尊敬すべき名稱なれども、久しく廢止せしを、内府之れを復せんことを欲し、且日本の先例に従ひ、尊大の儀式を以て内裏の詔を拜受せり。此新官職を得て後、内府は壯麗なる宮殿に在て厚く保護せられたる太閤の嗣子秀頼を訪過する爲め大阪に到れり。嗣子は年十二にして太閤の死に臨みしや、其目前に於て内府の孫女と婚姻せしめんことを約せしは既に前に記載せし如し。今年九月に至り、全國一般の歡喜及び非常の善美を盡して婚姻の禮を行へり。

公方(以後内府と稱す)は誠正直實の君主たるを表し、且勉て己れの子(太閤の遺命あり故に我子と稱するなり)秀頼を保護するを示さんと欲し、秀頼の保傅にして町奉行を兼る二諸侯に命するに、或は秀頼を毒殺せんとする者あらんとを恐る、故に殊に注意警護すべきを以てし、且之れが爲め大阪の藥舖並に醫師をして決して毒藥を賣買せざるの誓を爲さしむ可きことを以てせり。然るに公方に近暱する有名の神佛信者(即ち二奉行者の一人)此命を聞き告て曰く、大阪にも基督教者多し、故に日本の國法に従ひ神佛に誓ふの命を奉せざる者必許多なるべしと。公方は此言を聽き曰、斯の如き事あらば、秀

頼の左右に侍する者は一人も基督信者とならしめざるを注意す可しと。

基督宗教に深く怒を含む二奉行は悉く法教を芟滅せんと欲し、或は信者より過多の財貨を掠奪せんことを望み、嚴に布令するに、都下の人民基督法教を奉ずる者は悉く死刑に處し、其所
有品物を沒收することを以てせり。然るに此布令に由り都下騒然として、基督信者の親族及び
朋友は其身命を危ふせず財貨を消失せざる爲め、法教を改易すべしと譴責し、又家屋の貸主は
之れを沒收せられんことを恐怖して、速かに返却して家を出んことを督促せり。

大阪府下の動搖幾くも無く鎮定せしは、公方の心意固と悉く日本基督信者を禁ずるに非ず、
唯基督法教を奉ずる者は日本の習に従ひ神佛に祈誓を爲さざるを以て、嗣君の傍に勤仕せざら
しむるのみなるを知ればなり。又奉行の大阪府下に布令を發行して後、或人嗣君の傍に侍する
者は何人たるを論せず悉く神佛に祈誓せざることを得ざるやと問ひしに、公方は之れに答へて
曰く、是れ緊要の事に非ずと。之れを傳聞し、動搖全く鎮定に至れり。此時オルガタン師に
代り京都基督寺院長官モレジャー師は、舊慣に因り千六百三年の初め新年慶賀の爲め公方に參
觀せしに、政廳の諸侯及び大阪奉行一人の目前に於て非常の尊敬慈愛を表し、饗應せられたり。
此れに因て大阪奉行は公方の厚くモレジャー師を待遇し、基督信者を損害する命令を出さざる
を見て、已むとを得ず従前の布令を廢止し、信者をして安全に法教を遵奉せしめたり。

大阪の禍難漸く消するに當て、又一困難を生せり。此に於て天主は基督信者をして現世を厭
倦せしめ、且天主の扶助を要求せしむる爲め、居常恐懼して苦難の間に浮沈せしむるに似たり。
抑貴重の物品を積載したる葡萄牙の商船長崎港に來りしに、此品物を購求する日本の商人政廳
に訴へて曰く、葡萄牙商人は人を欺き、商品積載の上層は善良なりと雖も、下層に至りては甚だ
粗惡なり、或は様式の品物と全く異なる者ありと。此來船の商人諸般の偽計を設けしに因り、從
來停住の基督教師或は葡萄牙人に對し、或は長崎基督信者に接して、罵詈誶を爲す者あり。

長崎の事件は公方の指揮厲しければ容易く平定す可し、然れども長崎の基督信者等は神佛信
者の商人より不正欺詐の人として誹謗せらるゝにより、又終に基督宗教に障礙を爲す命令あら
んことを恐怖せり。此際チャン・ロドリゲ師は長崎に住するアントワン・マルヤマと稱する正直
にして法教に凝固したる貴重の信者に伴はれ、大阪に向ひて發し、即今長崎に到着したる葡萄
牙人等の名代として公方に參賀し、且貴重の珍器異物を進呈せんとして之れを齎したり。而る
に宮中に到れば、必長崎の事件を咎めらるべき巷説あるを聞き、因て預め之れに答ふべき簡
條を思慮し、然る後宮中に到るに、公方は丁寧信實を極めて饗應し、長崎に於ての事由を咎む
ること無く、數時の間之れと談笑し、且宮中の諸公諸大臣の目前に於て歐洲の奇事奇聞を質問
し、其後暇を與へ、且長崎に歸る以前に方りて尙ほ再會す可しと云へり。

宮中の客室に於ては、貴族の中に各派の佛僧も雜居せり。此佛僧等も亦新年の慶賀を表し、各公方に禮物を獻する爲め来る者なり。然るにロドリゲ師此客室に到るに及んで、謁者直ちに公方の面前に延き、佛僧も次ぎ進まんとせしが、謁者叱して退かしめ、佛僧等をして心中に於て憤懣激怒せしむるに至れり。而して此風聞都下に流布し、基督信者をして甚だ安慰せしめ、神佛信者をして大に苦慮せしめたり。

公方は賢才にして、是非曲直を辨別するに果敢なり、此を以て既に長崎港互市の間に生ずる事由、及び基督教師に忤ひて訴訟する事件も亦已に勘察し、又基督教師等の無罪を知れり。故に公方はロドリゲ師の別を告ぐる爲め再び到るに及んで、政廳の諸侯等其座中に立つ者多かりしを叱して座に就かしめ、且ロドリゲ師の善良なる基督教師たるを知り、其德行を讚賞して自ら此の如く尊敬すと明言し、宮中に於て特別の待遇を爲せり。偕て基督信者等の講和す可からざる仇敵にして、長崎に於て無根の事件を誣ひ、葡萄牙の商人及び基督信者より巨多の罰金を課せんことを企てたる首謀寺澤氏は其罪科に因て罰せられ、長崎奉行の職を剝奪せられ、今回ロドリゲ師を伴ひたるアントワンマルヤマに長崎奉行を命じ、且長崎の最も基督法教を固守遵奉する信者四人を副官吏となしたり。

前條不意の改革は基督信者をして其心膽に感銘せしめり。偶難事至ること有るも、亦之れに

反して倍幸福を得るのみならずして、講和すべからざる寺澤氏の代として基督教を奉ずる奉行を得たれば、其欣喜限量す可からず。是に於て深く天主に其洪庇恩恵を報謝したり。然れども寺澤氏の行狀不正を毫も罵詈すること無く、却て教師等は其免職を聞き過訪して敬禮を盡せしにより、寺澤氏は向後基督信者に對し必恩恵を加へんことを陳述し、且己が暴虐殘酷を以て處したる教師の過訪せし仁恵を驚駭するに至れり。怨に報ゆるに徳を以てするは實に善事と謂ふべし。

千六百三年の初め日本に於て基督教師百二十九人有り、プレートル(僧官)は五十三名、其他六十六名、二個所の學校、二十一軒の家屋に分居せり。此等の人は皆日本の國情歐洲と大に異なるを以て、其風俗情宜を斟酌調和して精神安樂の法務に勉勵し、又各其財貨を以て衆多の日本貧民を扶助し、又基督宗教を奉ずるが爲め領地を剝奪せられ財貨を沒收せられたる貴族を救助せり。

基督教師等は其身既に貧困なりと雖も、日本の窮民を救助するを以て快樂とし、方今に至りては葡萄牙船の來るを瞻望せり。此船は教會事務を連續せしめ、且許多の窮民を生活せしむる爲めに、歐洲より施物を積み來る者なり。然るに此年の施物の資本は阿蘭陀賊船の爲めに掠奪せらる、其委細を記せば、葡萄牙の大船は貴重の商賣品、及び基督教師の日本に於て生活

する爲め歐洲王侯より施したる物品を積入れ、支那のマカラ瑪瑙に到り、更らに懸念することなく船中の人々守卒も残さず其齷情を散せんが爲め上陸せしに、阿蘭陀の海賊は之れを覺知し、帆船を以て上風より直ちに至りて葡萄牙船を掠奪し、引て海中に退きければ、マカラの人々其他善良なる者等は此葡萄牙商人、及び年々積み來る施物を以て生活し寺務を施す日本基督教師の損失を憐愍悲嘆せざる者なし。又此不幸より第二の災難を生じたり、何となれば支那より葡萄牙に歸國する船あり、其積荷は此海上に於て未曾有の貴重商賣品を積み、マラツカに向て出帆せしに、サンガポールの瀬戸に近くに方り、又同く阿蘭陀賊船の爲め掠奪せられたり。此二艘の損失は大凡そ百萬金餘に及ぶと云ふ。

此新報の達するや、日本に於て窮民を救済するを重任とせし基督教師等は更らに本資を有せざれば、已むことを得ず日用品瑣細の事に至るまで自ら減省し、此年日本に於て最も嚴烈なる寒威を禦ぐに敝衣を用ひ、只管天主の高庇恩恵に身命を委ね、現世の幸福を抛ち貧窮に安んずるは此時に在りと、歡喜して危急の難事に任じたり。殊に教師等の非常に愁傷せしは、後來信者等を寄食せしむ可き資本に乏しく、已むことを得ずカテシスト、ロジツク(伴僧の如き者)及び教會學校に於て教育す可き少年等を廢止せざるを得ざるを以てなり。此等の内に於て説教を爲さしめ或は教會に使用する者は從來有馬より擧用し、其地の人最も多きを以て有馬國主の救助を得

たり。若し此保助なかりせば、殆ど離散せしむるに至る可し。然れども神佛信者をして基督教に改宗せしむるに緊要ならざる者等を擇んで廢止することを決せり。已に記載せし如く、朝鮮の戦争及び日本に於て太閤の城塞攻撃の方略を識得せし以來、諸侯各其城塞を再築するに許多の金額を消耗せり。若し然らざれば、此際有馬大村兩國主の如きは過多の金額を附與すること疑ひなし。

教會學校に於て數年注意して慈愛を施し、金額を消費して教育したる少年を棄却するに因り其人を選擇するに及んで、教師等の心事は肝膽を裂かるゝが如く愁傷痛苦し、棄てらるゝ所の少年は哭泣して留在せしむべき生徒と共に留らんとを哀訴し膝下に俯伏するを見て、教師は悲歎泣涕に耐ふること能はず、又教師も奴僕(斷食は朝餐を廢するを云ふ)の如く鄙賤の業に従事し、食物は菜蔬を用ゆるを以て足れりとし、一箇年間斷食(斷食は朝餐を廢するを云ふ)せん決心せり。然るに幸にしてワリニヤン大師方今支那に滞在し、書を贈り學校の少年を支那に送付すべしと命じければ、教師は之れに従はざることを得ずとせり。

教師等は毎週人の施恵に依らざれば生活の計無き長崎に寓し、彼の法教の爲め追放せられ郷里を逃遁せし衆多の貴族を扶助すること能はず、甚だ之れを苦慮せり。

肥後侯カンジュエとの政廳に參觀する前に當り、其家臣等に基督教を廢止せしむる爲め名

簿に捺印するを命せしに、家臣の内幾多の人は内心基督信者たりと雖も外見のみ之れを廢すべきを以て捺印し、一時其主の命に従ひ責を免れしことは已に前に記載せし如し。カンジュエとの歸國の後嘗て捺印せし家臣等の神佛に詣ることなく、依然として屢基督信者の集會に至るを聞き、其眞偽を試る爲め、一佛僧をカクザエモンと稱する八代の奉行の許に遣り、去歲發行する命令に捺印せし家臣等を彼の佛僧の前に出ださしめ、其施行する事件を肯せざる者は死刑に處す可きを以て、強ひてホツケシウ（法華經か）（此書中に含有する事由を固守するを表せしめん爲め）を頭上に戴かしむることを命じたり。

此に於て衆多の家臣等内心に奉ずる所の基督教を洩すも全く法教を損害せず、其主の令にも觸れざる便宜のことを思慮し、已むを得ず其頭上に賤しむべき法華經を戴けり。其他の者は基督教師の書狀に困りて感動せられ、此不正の宗旨に従はんより寧ろ死に就かんと決心す。就中著名なる者は恩恵を施行する社中の士官三人のジファイヤツク（慈悲）なり。此三人は君命に服従せざるを決心し、四十時間の祈禱を爲し、殉教準備の爲め、他の數多の信者と共にジヨアシムと稱する勇剛なる基督信者の居宅に集會せり。

此集會したる信者の中性質寛大にして宗教を固守すること拔萃の者二人あり、一人はジャン・ミナミ・ゴロザエモンと稱し、一人はシモンと稱す。然るに八代の奉行はシモンの親友なれば、
南五郎左衛門

愛憐に耐へずして、生命に従ひたるシモンの徵證を得んと、心を勞し力を盡して三箇條を忠告す、是れ其一事を行ふも尙ほ其命を救助するに足るを以てなり。第一條は他人をしてシモンに代りて其頭上に法華經を戴かしむること、第二條は佛僧をして夜間にシモンの居宅或は奉行の居宅に到らしめ、竊かに其式を行ふこと、第三條はシモン自ら佛僧を訪ひ、宗教の事件は一語も發せず、日本國習に従ひ進物を爲さんことを以てせり。

數多の基督信者等は第三條の義を施行するに於ては敢て教法を害すること無く、且正理に於て行ひ得べきことなりと商議せしに、シモンとジャンの二人は一事も行ふ能はずとす。蓋カンジュエどのは後來基督宗教を破滅し、佛僧の宗旨を興隆するの目途なるに由り、其命に従ふは不正罪業なりと云ひ、心を決し更に變ずること無し。カクザエモンは到底其志を遂ぐるを得ざるを知り熊本に到り其主に面謁し、種々の理解をなし、宥恕を請はんが爲め八代を出發せり。

カクザエモン出發の後、町奉行の一人より命を受けたる衆人竊かに侵入してジャンを逮捕し、頭上に法華經を戴かしむる爲め、カンジュエどより送られたる佛僧の住所に拘引せり。然るにマデレーンと稱するジャンの夫人は高聲を發し、左の如く叫んで追従せり、

良人今拘引せらるゝとも、必法教に背戻することを爲す勿れ、若し良人法教に背戻せば、妾は良人に再會すること無く、又言語を交ゆることを欲せず、夫と爲さる可し

各人佛僧の許に到るに當り、佛僧高坐に上り、**ドム・ジャン**の頭上に佛書を奉戴せしめんと欲せしに、此勇剛の武士**ジャン**も索繩を以て縛せられ、他に爲すべき様なし、故に二次法華經に唯はき、而して殘酷なる所爲を分疏せんことを欲せしに、衆人其口を閉塞せり。

其後**ドム・ジャン**は其家に放ち歸さるゝに當りて、**カクザエモン**の家臣は衆人の云ふ如く**ジャン**の頭上に書をかきしやと虚實を問はんが爲め赴きしに、**ドム・ジャン**之れに答へて曰く、

衆人余を逮捕し坊主の傍に拘引せしは實に然り、然れども余は決して坊主及び其捧げたる書を尊敬すること無し、余は基督信者なり、基督信者を以て死せんことを欲す、故に子は余の爲めに其主**カクザエモン**に之れを報知せよ

其時家臣は書を草し、見聞の次第を**カクザエモン**に報知せり。**ジャン**は其書に實事を隠諱するやを疑ひ、己れの宗教を變易せしむること能はざるを知らしめんが爲め、自ら書を草して**カクザエモン**に贈り、又長崎在留教會教師に書を以て此事を報知せり。

カクザエモンは**ジャン**及び**シモン**の決心を知り、之れを**カンジュエ**どのに告げしに、**カンジュエ**どの大に怒り、**ジャン**及び**シモン**を斬罪に處し、家族は磔罪に行はんとし、其刑に處する爲め熊本に拘引することを命じたり。然るに**カクザエモン**は朋友**シモン**を助命せんことを欲し、假令ひ助命するに能はざるも、暫く之れを存在せしめんと企望し、其主に向つて云く、

臣の**ジャン**を捕縛するは難事に非すと雖も、**シモン**に於ては容易に縛に就く者に非ず、又容易に身命を捨てざる可し、且之れが爲め我が君も亦衆多の家臣を死亡せしむ可し、故に之れを襲撃し、八代に於て誅殺するに若く無かる可し

カンジュエどのは之れを然りとす。**カクザエモン**は固とより**シモン**の抵抗せざることを覺知すれども、此手段を以て**ドム・ジャン**と共に囚虜に就き、熊本に拘引せらるゝの耻辱を免れしめんことを企望し、幾くもなく八代に歸るに及んで、直ちに**ジャン**に向ひて云く、

子が主君の告諭に服せず、命令に従はざるを以て、主君の憤怒を來すは、余已に子に報知し子も亦余が子及び家族を保護する所の深志を知る可し、因て子の身上に罹れる災害を熟慮し、又主君の大に怒を發し、余をして苦慮せしむることを熟考せられんことを請ふ、余此事件に於て談話を交ゆるは之れを終とす、幸に余に好惠の答辭を賜へ、且余をして已むを得ず子を以て不忠の人とし處置するの事無らしめんことを願ふ

勇剛の武士**ジャン**は**カクザエモン**の厚誼深志を謝し、答へて曰く、

主君命するに余が身命及び財貨を沒收する等を以てせば、余は謹で主君の命を奉じ、甘んじて服従すべし、然れども主君若し余の精神の安樂に關し、余の信奉する宗教を強ひて廢止せしめんとす、故に余は子の希望に従ふ能はず、且余は千萬の死刑に遇ふと雖も、信奉する宗

教に違背すること無し、余は誠忠を盡し基督信者を以て死を決するの證として、首級を手に捧ぐ可きなり

カクザエモンは答辭其意に適せず、然れども食事の間に當り方略を盡くして之れを説得せんと欲し、ジャンを晩食に招きしに、是れ亦無用に屬したり。何となればジャンの性質常に物に動せざるを以てなり。食後にカクザエモンは又ジャンに向ひて曰く、

余は未だ主君の深意を告げず、今其實を告知す可し、若し子頑固にして必其意を達せんと欲せば、子及び妻子に至るまで身命を損す可し

ジャンは更に驚駭せず、是れ最も余の願ふ所なり、且余は妻子の勇義なるを知る、故に此事を以て最大愉快とせりと返答せり。

カンジュエどのはジャンの心を変せざるを知り、死刑に處す可しと命じたり。此に於て一人あり、ジャンを侯の堂中に導き入るに及んで、佩刀を脱せよと命じければ、ジャンは之れに従ひ佩刀を扈從に交付し、進むに及んで三人の兵卒を見るに由り、ジャンは心中に必我が身命を害せん爲め備ふる者なりとし、佇立する時、又二人劍を提げ公命と發聲し、帷幕の中より突出せり。ドム・ジャンは之れを見て座に就き、基督及びマリーの聖名を唱へ首を延し、四刀にして首を刎ねられ、享年三十五歳にして死す、實に千六百三年なり。此時ジャンに扈從する者一人

は基督信者にして、一人は佛徒なり。其主の死骸を埋葬する爲め擔ひ歸り、其後有馬の基督教師の寺院に送れり。又ジャンの家族を處置することは後に記載すべし。

ドム・ジャンの死して後、尋で勇剛の武士ドム・ジフ井オワ！シモンの死あり。カクザエモンは主君に宥恕を請はんと八代を出發する前に當りて、シモンの身命を以て己れの身命と同視し、シモンの君命に従ふ徵證を得んとして盡力せり。

偕てカクザエモンはシモンの家に過訪せしに、シモンは其母と共にドム・ジャンの殉教の事を談話する時なり。既に其室に入るや、忽悲愁して一語を發する能はず、唯號哭せり。ドム・シモンは之に感じ、亦涕涙を禁すること能はず、互に數時間無言にして嗚咽大息するのみ。然してカクザエモンは神氣を奮ひドム・シモンの母に向ひて曰く、

余は職掌に因りて我が侯に申報する爲め熊本に赴んとす、君の子シモンは朋友の忠告に従ふことを欲せず、君は現に其母たり、且從來賢才の名ある婦人に非ずや、宜しく公命に服従する徵證を示すことを其子に命すべし、此の事シモンの身命に關するは君既に之れを知る、且君の身命に關し、終に家族一統の破滅を招くも亦之れを知る可し、君の生育する其子の身命を保護し、又併せて君及び家族の身命を保護すべし、而して余をして已むことを得ず我身命より愛する人の血を以て余が手を浸すが如きに至らしむること勿れ

ドム・シモンの母は此語に感じ少しく氣を喪ふと雖も自ら勵まし、現世の情慾を壓制し、之れに答へて曰く、

君よ、現世の事由に關しては子の説諭懇にして至れりと雖も、不日死せざる可からざる若者の身命を保護せんとして、却て永世不朽の幸福を得ざるは、是れ余が取らざる所なり、余はシモンをして名譽の死あらしめんことを希望す、若し余も亦シモンと心を協へ死を同することを得ば天下の母たる者の内余は最も幸を得る者なりとす

カクザエモンは此の如き意外の答言を憤懣し、シモンの母に對し多く不正有害の語を陳述し、其後シモンに向ひ、余は主君に面謁し、遂一此事實を申報する爲め熊本に赴くべしと云へり。

カンジュエどのはドム・ジャン及びドム・シモンを同時に死刑に處することを命せしに、奉行カクザエモンはドム・シモンを熊本に拘引し死刑に處せざる爲め盡力し、唯ドム・ジャンのみを死刑に處し、其日の晩れ熊本を發し夜半八代に達し、直ちに門閭のヨジワワ・ジフ井オワーを迎へ、其至るに及んで告げて曰く、

ドム・シモンを死に處すべき主君の命あるを承諾すべし、子はドム・シモンの親族にして且朋友なり、故にシモンの宅に到り其首を刎す可し、且死刑に處する罪案を齎し、力めて丁寧に處分し、君命を遂ぐるに怠るべからず

ヨジワワ・ジフ井オワーは此命を受け、直ちにドム・シモンの宅に赴きしに、夜已に深更に及び門戸を鎖せり。因て之れを叩き内に入るに、シモンは是時正に祈禱を執行せり。ジフ井オワーは慇懃に之れに接して後、慘惻なる命を奉じ來るの旨を傳へ、且愁傷を示し、之れに奉行の書を附與せり。ドム・シモンは之れを誦讀し、喜色を顯し答へて曰く、

子は余の大幸とする新報を齎し來れり、余が死装を爲すため、暫時猶豫せんことを請ふ

ジフ井オワー之を許容するに因り、ドム・シモンは一室に入り、刺針冠トゲアルカマリを戴きたる基督肖像の前に平身低頭し、暫らく祈念して後、母及び妻の寢室に入り、死を賜ふの罪案を受くるを告げたり。

此事件を覺悟し母及び妻は更に驚駭すること無く起きて、ドム・シモンをして浴せしむる爲め僕婢に浴湯を具することを命じたり（浴湯は日本人の招待饗應を受くる時に當り必爲す所の風習なり）。此際ドム・シモンは死後家財を沒收せらるゝを覺悟し、若し他人より己の臣僕竊に之れを盗む者あるを疑はれんことを恐れ、家具物品の員數を書し、之を各室の戸扉に糊貼せり。然る後ドム・シモンは浴を終り、婚姻の席に赴くが如く善美の衣服を着し、母妻に訣別を告げ、僕婢にも亦訣を告げ過多の遺物を附與し、且善言を以て告諭せり。

ドム・シモンは母妻及び僕婢に至るまで悲傷慟哭し、心裂腸斷の態あるを見て、各人に向ひて

曰く、

母君及び汝等愁傷するは何故なるや、此の如き名譽幸福を欲するか、或は余の殉教の冠たるを得るを妬むによるか、然らざれば基督法教に對し從來顯示する所の汝等の信心徳行は焉くに在るや、將た汝等は宗教固守の意を焉くに失却するや

此言語は各人の心意を獎勵し、就中其妻アーンの氣を復したり。此善貴の婦人は平伏して鬚を斷つことを請願して曰く、

若し良人の死後妾存在せば、人或は妾は再嫁を欲すと疑惑を受んことを恐る

ドム・シモンは之れを許すを欲せず、彼れに向ひて曰く、是れ要用に非ず、且余の死後は汝の好に従ひ自由に任すべきなりと。アーン又曰く、

嗚呼良人、妾は決して二夫に見ゆること無し、且既に之れを天主に誓へり、若し良人妾の願を許容して憐を垂るゝこと無くんば、妾は此坐を起つこと無し

フェリシテー及びシンフォローズ(西洋紀元百七十八年基督を信奉する爲め殉教せし者)に均しき功德を有するドム・シモンの

母は、其婦アーンの天主に身を供する決心を覺知し、シモンに請ひ、アーンの願望を達せしめんことを以てせしに、シモンは之れに従ひ、其鬚を截斷せり。

其後ドム・シモンは死前にジファイヤツクに面會し、心志を安慰せん爲め、ジヨワシム、シヤ

慈悲 役

ン及びミケールの三員を招き致さんことをヨジワワ・ジフオワーに請ひ、許容せられて此三人を招き、其到るに及んでドム・シモンは此等の人に向ひ、歡喜の色を表して曰く、

我兄弟よ、余の死は耶穌基督の爲めに殉教するの幸に當れるか、又余は基督の恩恵に適すべき何等の行を爲せしか、且此鴻恩に報ゆるに何を以てす可きか

ジヨワシム之れに答へて曰く、

足下の幸なるは疑を容れず、足下天堂に到れば、余の爲め足下の如く名譽を授くることを天主に請求するを歎願す

シモン又曰く、

余は欣然之れを爲すべく、又子の余に次で天堂に至るは遠きに在らざる可し

母妻及び三人の慈悲役はドム・シモンが己れの身上に逮ふ所の事を預言するを聞き、平身低頭せしに、シモンは又高聲にコンシテオル、パテー及びアウ(各神拜の語)を三次唱稱して後、暫時の間心中に於て天主を祈念し、終りて燭臺に火を點せしめ、基督の肖像を持來らしめ、一手に母の手を把り、一手に妻の手を把り、之れに向ひて曰く、

余は今最後の訣を爲す、現世に於て面接の終なり、然れども幾くもなく來世に於て再會せんことを希望す、余は啓行先導して、幸福を分配し天堂に招き致すことを天主に懇願す可し。

ドム・シモンは己れ天堂に至り、未だ母妻の死刑に處せらるゝを覺知せざる前に當り、母妻は既に天堂に到るべしと、言談數回に及べり。

此尊敬すべき善良なる母妻は勇剛にして現世の望を絶ち、シモンに向ひ、向後の憂苦を安慰せしむる者は只天主に祈願し、基督の如く磔刑に處せらるゝに在りと云ひしに、ドム・シモンは悲哀に堪へず母妻と相抱き、其後死を遂ぐべき別室に他の人々を導きければ、ミケールは十字形を持して前に進み、ジョアシム及びジャンは各手に燭臺を持して兩傍に在り。ドム・シモンは豊美なる絹服を着し、一手に母を携へ、一手に妻を携へ、ジョアシム等の後に次ぎて進み、又ヨジワワ・ジフ井オワーの室に入るを待ち、戸を閉ぢければ、臣僕は戸外に於て悲嘆號哭せり。

ドム・シモンは室に入りて後坐に就き、基督の肖像の前に平身低頭し、ミケールは手に十字架を持し、ジョアシム及びジャンはミケールを挟みて坐しシモンと相對す。又母ジャンヌ及び妻アーンは兩傍に分れ少しく隔りて坐せり。各十字形の拜禮を爲し、高聲にコンシテオールを唱ること三回、バアテー及びアーウを唱る時に當りて、數日前に基督教を棄却せしヒシダ・ジヨロスケと稱する門閥の一人はドム・シモンに訣を告ぐる爲め突然室に到り、哀嘆すべき形状を聖田次郎助視て大に驚き、暫時動作を爲さず、且一語も發すること能はず、ドム・シモンは之れを視て、ヒシダは宗教を棄却すれば余の宗教の爲めに死するを彼れに告るを得るは歡喜に堪へすと云ひ、

其後頸に掛けたる神符を脱して之れを母に附與し、念珠一顆を妻に分與せり。ヒシダは心氣を鎮靜し、勇剛の武士マモリの死するに感じて大に叫號し、シモンの大丈夫たることを賞賛し、且其不幸を歎きたり。然るにシモンは之れに向ひて曰く、

子は決して余の爲めに嘆す可からず、今余の死するは甚だ幸なり、子の基督教に不信なるは天主の憎悪を受くる根元にして、地獄に墮落するは必然なり、故に子自ら之を嘆す可し

ヒシダは朋友シモンの誹謗を受け其理の當然に服しけれども、司刑官の目前に於て己れの感覺を公然説明すること能はず、故に朋友の厚誼を徴する爲め、シモンの有したる念珠一顆を附與せんことを請ひしに、シモン又曰く、

子が神佛宗教を棄却し基督教の社に加らば、子の好に應じ念珠一顆を分與すべし、然らざれば之れを與ふること能はず

ヒシダは之れに服従するを約せしを以て、シモンは望に應じて之れを與へ、死前に人を服従せしめたる善功を奏するを歎び、天主に祈念報告せり。

ドム・シモンは諸事を整へ各人に訣をつけ、天主の守護を願ひ、基督の肖像に向ひ平身低頭、頭を地に着け深く尊敬し、頭を上げ基督及びマリイの名號を唱へ、自ら衣襟を開き首を延べしにジフ井オワーは只一刀にして首を刎ねたり。然るに首はジョアシムの側に落ちしが、ジョアシ

「ムは直ちに之れを取り、敬して其死體の上に置きり。座中の人は此時悲歎號泣せしと雖も、只母妻は之れに感動せざるが如し。

母は先づ其死體に近き其首級を取り、數回接吻して曰く、

嗚呼善人の首なり、嗚呼即今名譽の冠を戴きたる貴顯の首なり、嗚呼身命を附與せし天主に之れを返還するの充分幸福を得たるシモンなり、吾儕の爲めに愛子基督を犠牲に供したる天主、今天主の名譽の爲め犠牲に供したる余が愛子を納受せられんことを願ふ

其後妻アーンも亦尊敬して首級に接吻し、涙を注ぎ、愛情の切なるに迫り嗚咽して曰く、

遂に情願を達したり、余は殉教して天堂に到るの良人に配せり、嗚呼幸福なる良人シモン、名譽の殉教者は即今天主と共に住せり、良人は悲哀する所の妻を遺忘すること勿れ、速かに天堂に招き致し、共に永久の居を占むることを天主に願はんことを請ふ

ドム・シフオワー・シモンは基督宗教の爲めタシミローの領地に於て千六百三年十二月九日三十五歳にして死せしこと斯の如し。又ドム・シモンの首を刎ねたる士は之れをカクサエモンの許に持ち到れり。此に於て朋友交誼の情、及び本人の冀望に因り斯の如き賢明無罪の人を犠牲に供せしことを觀る可し。然るにカクサエモンは嘗てドム・シモンに情を加へ、之れが爲め主君の譴責を蒙むるの恐れ有りしを以て、直ちに首級を熊本に送り、熊本に於てはドム・ジャンの首級

と共に罪案を掲げ、相對して官道に梟首せり。而してジフイヤツクはドム・シモンの死體を棺に收め長崎に送り、尊敬して基督教會の寺院に葬れり。慈悲役

賢婦ジャンヌ及びアーンの二人は各其室に退きし時、ヒシタは之れを窺ひ、婦人等の悲歎に沈むを視て甚だ驚て曰く、

婦人よ、ドム・シモンの死に就くを視るときは精神爽強なりしが、今死後に至りて悲嘆悲傷するは何の故ぞや

婦人等は之れに答へて、ドム・シモンの死を愁歎するに非ず、尙ほ己れの生命を存するを嘆じ、且人若し死刑を受くべき者に非すと裁決せんことを恐れて愁傷すと云ひしに、ヒシタは更に婦人等の徳行及び勇剛を驚駭し、之れを安慰せしむる爲め之に向て曰く、遠からずして婦人等も亦ドム・ジャンの寡婦マデレーヌの死刑に處せらるゝ時に當り、同く志願を達すべし、何となれば婦人等はマデレーヌと異なりたる待遇を受けんと欲すと雖も、得べからざるが故なりと。此言を聞き婦人等大に悦び、直ちに之れを天主に謝して平身低頭せり。其後絶て婦人等の憂愁を顔色に顯はすを見るものなし。

三人のジフイヤツクは婦人等を安慰せしむる爲め室に入りしに、却て婦人等は喜悅満面に顯はれ、具に其所以を語り、且ドム・シモンに對し爲す所の厚誼を謝して後、又左の如く謂へり、

人あり、我等も亦幾くも無く宗教信奉の爲め死せざる可からざることを保證せり、若し此幸福の時至らば、我等を棄てず、末期に至るまで扶助あらんことを懇願す

天明け日昇るに及んで、此婦人等は心に今日は生命の終なるを決し、祈念を爲し、一肖像の前に於てサン・ウエルジの瞻禮を誦誦せり。此の如きを以てドムシモンの死體を監護する神佛信者等を驚駭せしむるに至れり。殊に婦人等を歡喜満足せしむるものはカクサエモンが此願望を許容し、宗教信奉の爲め前日死したるドムジャンの寡婦の有徳なるマデレーヌと共に死刑に處せしことなり。

ドムジャンの寡婦マデレーヌは日暮に至り人に伴はれ、ルー井と稱する七八歳の小兒と共にドムシモンの寡婦アーンの宅に到れり。小兒はドムジャンの兄の子にして、ジャンは子なきに因り養ふて子と爲す者なり。此賢婦等の會するに及んで互に相抱き、喜悅の涙を流し、共に天主より受けたる洪恩を謝し、且天主に己等の供する身命を受納あらんことを願ひ、ジャンヌ及びアーンの二人語つて曰く、

基督の如く磔刑に遇ふは我等何等の幸福ぞ、此恩恵を附與するは我が尊貴する所のシモンなり

マデレーヌ答へて曰く、

我に於ても亦此幸福は名譽ある良人ジャンの祈念せし洪庇なり

其後共に死刑に處せらる可き小兒ルー井を回顧して曰く、

ルー井よ、汝は父に會する爲め天堂に到るべし、汝の手を左右に啓き磔刑に處せらるゝ時に當りては、死に到るまでゼシウ、マリヤの名號を唱ふることを忘る可からず

小兒之れに答へて曰く、

母よ、余は之れを注意して遺忘せず、必生命の絶へざる間は之れを唱ふべし

母マデレーヌは此小兒の犠牲となる可き決心を觀て、切に愛情に迫り、吻を接して流涕し、禁する能はず。

奉行は此等を白日死刑に處するときは人の雜沓せんことを慮り、夜に入るを待ち之れを刑場に誘はんと欲し、婦人等の鎮靜するに及んで、各刑場に赴くの装を爲さんことを告げたり。然るに婦人等は祈願を爲して後最上の美服を着け、家室を出るに當りて、アーンは良人シモンの如く基督肖像の前に於て死せんことを欲し、猶太人よりピラツト(猶太國の裁判官)の前に拘引せられ刺針冠を戴きたる基督の肖像を齎し來ることをジョアシムに依頼せり。

婦人等は門前に至るに三個の笠輿あり、此婦人等は皆門地の人にして且甚だ柔和なり、故に奉行カクサエモンは其朋友ドムシモンの母及び妻に尊敬を表する爲め各輿に上らしめ、小兒ル

一井は母マデレーヌと共に一輿に上れり。三人のジフイヤツク之れに隨從し、ジャンはアーンに伴ひ、ジヨアシームは母ジャンヌに伴ひ、ミケールはマデレーヌに伴ひ、各刑場に赴くに當り、婦人アーンはジャンに問ふて曰く、

救世主基督のカルウエル(基督磔刑に處せられし地)に赴きし時は甚だ疲勞を極めて徒行せり、然るに余が如き罪業人にして籃輿に駕して可ならんや

而して頻りに輿を下らんことを請ふと雖も、之れに伴ひたるジャンは奉行より命じたるを以て監護の吏員は決して許さざる可しと云ひ、遂に籃輿より下らしむること無し。

各人四個の十字架を建て設けたる刑場に到りしに、ジヨアシームは手に十字形を持ち、ジャンは嘗てドムシモンの所有したる基督の肖像を持ち、松炬を照らして婦人等に之れを拜せしめしに、婦人等は跪拜し、且基督の萬民を濟度する爲め其身を供したる刑架に己等を上らしむるの名譽を與ふるを謝せり。

第一に十字架上に繋がるゝ者はドムシモンの母ジャンヌなり、此の婦人は勇剛にして德行あり、下文の如く司刑卒等に請ひて曰く、

救世主基督の磔刑に處せらるゝに當りては、釘を以て手足を貫き、甚だ烈しき痛苦を受けたり、余も亦之れに擬似せんとを希望す、因て汝等憚ること無く悉く處刑の痛苦を受けしめ、

力を盡し手足を緊縛す可し、然れども余の祈願を連唱し、朋友に最後の意志を説明する爲め、首頭をして少しく緩く且自由を得せしめよ

司刑卒はジャンヌの望に従ひ十字架上に繋ぎしに、此婦人は宗教に凝固して精神を勵まし、自ら眞實の説法臺上に在るの想を爲し、群聚したる觀者に向ひ説て曰く、

群聚の男女よ、余は今死に就く、故に虚言を發するを欲せざるは汝等の知る所なり、且今余は天主の傍に至り、平生の言語行狀を告訴することを知れり、大凡そ世界に於て基督宗教に非ざれば決して人の罪苦を遁るべき道なし、是れ余の赤心を以て汝等の眞面目を開明し、虚偽の宗教を棄却せしめんことを願ふを以て謂ふなり、又神聖の灌水を受けたる余の兄弟姉妹よ、此宗教信仰に凝固すべし、汝等余輩の死を受くるを視て、之れが爲めに驚くこと勿れ、余等に身命を附與したる者の爲めに死するより平易順和なるは、未だ之あらざるなり

婦人ジャンヌは該話を連續せんことを欲すと雖も、司刑卒は之れを聞く者の精神を感動せしめんことを恐れ、槍を把り脇肋に一刺を加ふと雖も、全く洞貫する能はず、婦人は鋒銳ならずと二次發聲し、又高聲にゼシウ、マリヤと唱號せしに因り、司刑卒は再び強く之れを突き、左の脇肋より貫き、槍尖右の肩に出で、血は其の傷口より迸流し、至幸なる婦人の精神は天に昇り去れり。

第二に磔刑に處せらるゝ者はドムジャンの寡婦マデレーヌなり。司刑卒は刑を誤らざる爲め力を極めて之れを架上に緊縛せしに、婦人は痛苦の聲を發せず、天主の恩恵を深謝せり。唯其身の愁傷するは、眼前小兒ルー井の死刑に處せらるゝを視るなり。此憫憐す可き小兒は母の縛せらるゝを見て、其身も亦母の如く十字架上に繋がれんと、自から司刑卒の側に進みしに、一司刑吏之れに向ひて曰く、

小兒よ、汝は死を恐れざるや、汝の死既に近きに在り

小兒之れに答へて曰く、

否、余は更に死を恐るゝこと無し、余は母と共に死せんことを希望せり

司刑吏は小兒を捕へ、母の十字架と相對して建設したる小架上に之れを縛し、少く緊束するに及んで、小兒は痛苦の聲を發せしかば、司刑長官は之れを視て流涕禁ずると能はず、繩を弛ふることを命じたり。此可憐の小兒は高く掲げられ、終始眼を母に注ぎ、母も亦小兒を注目して曰く、

兒よ、母と共に天堂に赴くべし、能く勇氣を保有し、間斷なくゼシウ、マリヤを唱號す可し

小兒ゼシウ、マリヤを唱ふれば、母も亦之れに和し、互ひに神使の歡喜并舞して降臨す可き祈念を爲し、又群聚の觀者をして泣涕耐へざらしむるに至れり。

既にして一司刑卒槍を把り小兒ルー井の脇肋を突きしが、槍尖滑脱して入らず、是れ如何して其所置を誤りしや知る可からず。然れども先づ小兒を刑せざれば却て母の心痛を増すとせしか、母は前の一刺小兒をして驚懼の心を發せしめんことを恐れ、大に叫んで曰く、

小兒ルー井勇憤し、且ゼシウ、マリヤを唱號す可し

母に伴ひたるミケールは直に小兒の傍に進み、死に至るまで勇氣を勵まし、信仰凝固を失ふ可からずと諫めり。

人をして驚駭賞嘆せしむるものは、此の小兒ルー井の槍を以て突れし時に當り、更らに驚駭する形狀なく、一滴の涙を落さず、又痛苦の證を顯はさず、却つて司刑卒の再び己れを突き誤まらず刑に處することを待ちし事なり。刑卒第二次は誤らずして一方より洞貫せり、此小兒は基督の母の目前に於て口を開かず愁訴を發せずして刑に處せられしが如く死に就きしは、實に賞歎すべし。

マデレーヌは目前に於て其兒ルー井の苛酷の所爲を受くるを視て惱苦に堪へず、司刑卒は又母を刑する爲め槍を母に近けしに、其鋒尙は熱して小兒の血を點滴せり。刑卒は暫く槍を止め然る後右の乳房の下を洞貫し、其唱語と共に生命も斷絶せり。

此善良なる人々を犠牲とし、唯餘ます所の者は婦人アーンのみなり。アーンは籃輿より出で

、十字架の傍に跪つき、基督の身命を供したる十字架の上に、其身も亦命を供する爲め恩恵を垂るゝことを天主に厚謝祈念して後、十字架上に縛せられんを欲し、司刑卒を呼びしに、一人も之れに近づき觸るゝ者無く、刑卒等は其職掌を失却せし如く愁傷に沈没せり。然るに婦人は之れを促すこと切なりと雖も、卒等木偶人の如く動く能はず、只涙を流し嘆息するのみ。アーンは刑卒の膽を落すを見て十字架上に就き、自から適宜に装置すと雖も、緊縛して高く掲げ上げざることを得ず、然れども司刑官は一人も其緊縛等の事を命ずることを欲せず。

羣集觀者の内二三の佛徒或は欲情に勵まされ、或は神佛宗教の凝固に由りて、命を受けずして自ら進み、アーンを緊縛し、高く掲げ上げたり。然るに觀者此の如き高貴、柔和、賢才、恭敬なる少婦の十字架上に緊縛せられ、天主に誠忠なるより外、更に國法に反背する所業なくして、死装を爲すを見て、一時に泣涕歎息せり。一人は愛情に迫り、眼をアーンの方に注し流涕禁ずること能はず、一人は其肺肝を破裂せしむべき形狀を看るに忍びずして他を顧みたり。然るにアーンは天を望んで槍の到るを待ち、斷へす祈念をなす、然れども一人として之れを刺す者無し。此婦人を緊縛する數人の神佛信者已むことを得ず出で、司刑卒の槍を把れども、各人其使用に慣れざるに由り、速かに絶命せしむること能はず、幾回か之を刺せり。此の際アーンは其捧持する基督の肖像に眼を注し、誠心に耶蘇及びマリイの聖名を唱へ、終に心臓に鋒を受

けて天主に精神を奉還せり。此殉教は實に千六百三年十二月九日なり。

此婦人等の死後許多の基督信者は其十字架に接吻し、各其外套の端を截ち、婦人の血を拭ふて之れを保有し、三人のジフイヤツクは婦人等の顔面を覆ひ、能く死體の服を整るに注意せり。偕て教會教師は其死體を得んことを請求せしに、カンジュエとの之れを許さず、基督信者等を畏懼せしむる爲め、一ヶ年間十字架上に肆らす可しと命じたり。ジフイヤツクは四箇の箱を裝置し、死體の腐敗し骸骨の墮つるに従ひ之を收めんことを願ひければ、繼に其事のみ行はれて其骸骨を收め、遂に之れを長崎基督教會の寺院に送りたり。

ドムシモンの刎首せらるゝ後、其死骸を監護せし三十人の卒は夜中大なる火毬天より降り、其他靈奇の諸物と共に屋上に光輝を發するを觀たりと證せり。然れども此奇事は日本より歐洲に贈れる書中に記載せず。又基督法教を信奉する許多の人は、三婦一子の天主に身命を奉還せし夜に當りて、其死體の上に靈奇の光輝を視しことを證したり。此殉教人等の事蹟は最も高名なるエウエークジャボン(宣)ルー井セルケラーの書する所にして、法王及び西班牙國王に贈られしを、今此史に記載せり。

ドムシモン及び婦人等殉教の血を流せし以來、益基督信者の萌芽諸方に蔓延し、法教を棄る者も天主に謝罪して宗教に歸依し、宗旨の方嚮未だ定まらざる者も之れが爲め確定し、素とよ

り宗教を奉ずる者は殉教の望を起し、神佛信者と雖も殉教者等の歡喜及び精神の強毅なるを見て改宗し、亦ドムシモンを刎首せし人も改心せり。此人はゼシワーシフ井オワ(前にはヨシワワジフ井オワと書せり)と稱しドムシモンの親族なり。親族にして之れを刎首する所以は、既に記載せし如く、罪人を殺すは日本に於て賤しむべき事に非ず、交誼を厚くし及び武勇あるの證なり、且門閥の人等は歐洲に於て我輩の嫌疑誹謗する斯の如き所爲を以て却て名譽と爲せり。

此壯年門閥の人は嘗て奉行カクザエモンとドムシモンと接對する席に列して、シモンが不動の精神を驚駭せり。何となれば既に記載せし如く、奉行はドムシモンを愛惜するに因り、居常其奉ずる所の宗教を隱蔽せしめんと言語及び思慮を盡すと雖も、到底力の及ばざるを知り、自から災害を負ひ、シモンをして竊かに出國せしめ、其身を保たしめんことを獎勵し、加之のみならず旅裝の爲め過多の金額を附與せり。然るにドムシモンは其交誼恩惠を謝すれども、又現世の幸福を得んとして殉教の時機を失ふを欲せず、假令ひ肥後一國を附與せらると雖も、決して其居所を去らずと云へり。カクザエモンはシモンの死を決するを覺知して愛情に耐えず、室隅に隠れて涕泣し、ドムシモンも亦同じく涕泣す。ゼシワーは其憐れむ可き形態を目撃し、且ドムシモンの心情及び決斷を會得し、シモンの身命を捨てて宗教を守り、奉行の言に従はず、死を以て快樂とするに由り、其奉ずる宗教は眞成の者なることを悟り、終にドムシモンの死後長

崎に退去し、其志を遂げ、基督教師の教授を受け、ドムシモンの首を刎ねたる佩刀を與へしエウエークより洗禮を受けたり。

カクザエモンは之れに反して宗教凝固の爲め惜むべき良友を失ふを怒り、人に子を奪はれ發狂せし猛獸の如く暴戾と爲り、總て基督信者に對し怒を洩らすことを決心し、此哀嘆の場に於て三人のジフイヤツクも亦宗教に凝固せるを以て、直ちに之れを捕縛し、獄に下し、磔刑に處せんと欲せり。然るに此勇剛なる基督信者等は從來の願を達し、久しく渴望したる磔刑に遇ふを以て歡喜と爲すと雖も、時機尙ほ至らず、何となればカクザエモン忽ち其職を失ひ、奉行を褫奪せられ、從來の行狀を分疏する爲め熊本に招引せらるゝを以てなり。此れに因りて又三人のジフイヤツクは獄を出で其自由を得たり。尙後章に於て此三人の身命を供する爲め、宗教を奉ずるの著明なる如何を視る可し。

第十三章

千六百四年の初に當り従前内府と稱したる公方の政治の化により、日本全國平和を致すを以て、基督宗教も亦其恩澤を蒙れり。公方は賢才にして恭敬、又常に謹嚴なるに因り、貴賤を論せず衆庶の愛望を受け、且畏敬せらるれども、唯其幸福に因て世子に天下を讓與するの基礎は猶未だ確定に至らず、此缺事を補ひ世々公方の職たるを遂ぐる爲め、三條の事件を施行せり。

第一、全國租稅互市の利益及び輓近北國佐渡島に於て發見したる金鑛より收納する過多の金額を領し、以て殷富を致すなり。第二、諸侯を誘導して服従せしめ、且結婚の約を以て其親を固くするなり。第三、太閤の嗣子を退くるの企望あるを以て、諸侯等の疑慮せんことを防ぐ爲め、及び嗣子に服従する諸侯の愛望を得ん爲め、太閤の祭事を崇敬するなり。是を以て其祭事に善美を盡し、最上の神位となす。斯の如く巧狡の計を施し、太閤の功績を己れに利せんとし、又己れの死後に至りて諸侯等己れを尊崇すると猶己れが太閤を尊崇するが如くならんを欲す。是れ當時日本帝國の景況なり。

其頃基督宗教は日本全國の平和を助け、且政治の平和なるに従ひ、諸方に於て宗教も日に盛大に進歩するを見る。又日本人民は精神活潑、裁決果敢なるを以て、從來の日本宗教の謬說夥多なるを知れり。然りと雖も之れを放棄するに二箇條の妨碍あり、一は公方未だ太閤の基督信者を困苦せしむる法制を廢せざるなり、一は基督法教の福音書清淨の説に従へば日本人民の不徳及び悪習を改除せざるを得ず、之れを改除するは其意に適せざるなり。此を以て諸侯等其身は神佛信者なりと雖も基督法教を尊敬し、且家臣等に之れを奉ずることを許可せり。

諸侯等の基督法教に對し尊敬の意を生ずるは、公方の基督教師を厚遇するに因れり。オルガントン師が年甫を賀する爲め公方の許に赴くに當りて、同く拜謁する爲め朝堂に會する佛僧及び諸侯等の坐中に公方の寵臣ありしに、師父の到るを視て直に公方の居室に延き、談話二時間に及びたり。斯の如く厚寵し、以て政廳の諸侯等の目前に於て尊敬を顯はし、而して此日終に佛僧等は拜謁を得ず、因て心中大に憤恚を抱くが如くなりし。

斯年日本に於て天主報恩の爲め法教職務に従事する教師二十六人あり、猶苦惱の中に在りとも各勉強して四千五百人へ洗禮を施したり。又神佛信者等をして改宗せしむる爲め基督教師と共に勉強する日本人のドチツク及カテチスト(伴僧の如き者)を除くの外、二所の教會學校に於て各日本少年三百名を教育す。因てドチツク、カテチスト及び生徒等の總員を合すれば其數八百人に

及べり。此仁慈なる教師等は生徒の教育のみならず之を寄食せしめざるを得ず、加之ならず教會教師の洪庇に倚りて生活を得る衆多の貧民を教育するをも重任とす。然るに教師等は其身既に貧困に迫り、日本に於て一定の入頼なく及び貯蓄なく、日本の基督信者、葡萄牙の商人及び歐洲王侯の施物を得るに非ざれば生活の道なきを以て、甚之れを苦惱せり。

葡萄牙の商船は基督教師の生活の爲め常に莫大の資本を齎らし來りしに、去年阿蘭陀賊船の奪ふ所となり、若し天主より神佛信者の公方をして意外の救助を與へしめざる時は、教會學校の生徒及びカテチストは益窮困し、暫時の暇を得ざるに至る可し。然るに公方は葡萄牙商船の損失に因り教師等の缺乏を了知し、三百六十テール(支那の貨幣)を施し、又五千テールを貸與せり。是れに由りて基督教師は天降の幸福とし、此恩恵を受納し、此年平穩に日を送るを得たり。

寺澤氏は長崎奉行を罷められ、ドムオーギュスタンの死後天草島の領主となり其地に退きしは、既に前に記載せし如し。寺澤氏の天草島に轉せし初めは基督教師を尊敬し、信者に恩恵を加ふるに似たり。其後二年を経て麾下の者一人の周旋に由り再び公方の寵遇を得、從來心中に有する事を顯はし、死に至るとも基督信者等を困苦せしむることを神佛に誓ひたり。

一日寺澤氏其朋友を饗應せし時、一人の客寺澤氏の扈從ジャンと稱する者の恭敬温良の姿儀あるに注目し、其家郷を問ひしに、此人十三歳の少年にして之れに答へ長崎なりと云ふ。其容

又問ひて曰く、長崎の人は概して基督信者なり、故に子も亦基督信者なる可しと。茲に於て扈從は大に苦慮せり、何となれば主人寺澤氏の基督信者を敵視するを知り、基督信者なりと云へば其生命を危ふするも圖り難く、或は之を偽り又黙止すれば、法教の旨趣に戻るとなせばなり。然るに扈從は天主に祈誓を爲し、身命よりも宗教を重んじ、忌諱すること無く明かに基督信者なりと答へければ、寺澤氏は大に激怒し顔色を變ずと雖も、其怒を鎮め、從容として曰く、汝の謂ふ所は實に笑ふに堪たり。少年之に答へて曰く、否余の謂ふ所の者は是にして非にあらず、君主の眼前に於て豈に此の如き要件を詭言すべけんやと。寺澤氏は曾てジャンの父を徵辟し過多の俸給を附與せしより歳月未だ久しからず、因てジャンの答へし後、再び汝の父も亦基督信者なりやと問ひしに、然りと答へ、寺澤氏をして大に怒らしめ、遂に父子共に死刑に處せられんとす。然れども寺澤氏は苛酷に過ぎんことを慮り、父子をして基督法教を放棄せしむる爲め誘導して二日の間種々の手段を以て之を脅嚇すと雖も、到底其法教を改めざるを知り、終に其國より放逐せり。又寺澤氏に勤仕する基督信者等は幾くも無く酷虐の其身に及ばんことを前知し、暇を乞ひ職を致し、國を去る者六十餘人、皆基督法教を奉ずるを得る國に至れり。

寺澤氏は非常に憤懣し、寺院を毀ち、十字形を顛倒せり。然るに領地に一萬餘人の基督信者あり、各殉教に其身を委ね、公然基督信者たるを知らしめんが爲め、頸に十字形を具へたる念珠

を懸け、れば、寺澤氏は又外國宗教の表章を所持する者は一人と雖も徘徊するを許さすと布告しけれども、終に之れを服従せしむること能はず。何となれば嚴に基督信者等を督迫すれば、其國を去らんとを覺知し、已むとを得ず其法教を奉せしめ、平和に時日を過ぎしめたり。

薩摩王も亦寺澤氏の如く、其宮中に在るジャック作右衛門と稱する門閥の少年を困苦せしめたり。ジャックは肥後の人にして、原とドム作右衛門と稱する門閥の少年を困苦せしめたり。肥後の國に於て基督信者困難の際、母と共に日本第一の神佛宗教に眩惑する者多き薩摩國に通れたり。然るにジャックは年僅かに十四歳なりと雖も身體強健、容儀峻壯にして、精神活潑、資質鋭敏なるを以て、宮中の諸人皆之に注目し、必門閥の少年たるを想像せざる者なし。薩摩王も亦其恭敬にして才智あるを寵愛し、血屬の女を以て之れに嫁せんことを決し、因て人をして之れに謂はしむるに、婚嫁の事、及び其他君主の意に稱ひ其身を利せんと欲せば基督法教を放棄す可きことを以てするに、少年は君の恩寵は感佩に堪へずと雖も、其身婚嫁を辱むる程の功績有らずと謙遜し、又現世の幸福より身後の幸福を希望し、假令薩摩王の如く三箇の國を領すと雖も、必宗教を放棄することなしと答へたり。

薩摩王は此返答を聞くと雖も失望すること無く、尙ほ我が意志に服従せしむべき好機會有るべしと、數月間前件を談ずるとなし。彼の少年は薩摩王の家臣たれば、常に鹿兒島に赴き勤仕

せり。一日少年宮中に在るに當り、一人の大臣少年に向ひ前件を談話し、基督宗教を放棄せしめ、己れの意に服従せしめんと、心を勞して種々の道理を告諭し、子の俊才を以て主君の命に従はざる可からすと云ひ、又子は尙ほ年少なるを以て眞理を辨すること能はずして、君の賜ふ所の幸福を得ることを知らず、後來年の長するに及んで之れを覺悟し、臍を噬むと雖も及ぶ可からざるを附言したり。然るに少年は嘗て主君より人を遣し婚嫁を談せしむるに當りて答ふる如き辭を以て之れに答へ、又主君余の爲めに施す所の恩惠は肺肝に感銘し、且主君の族親と婚を結ばんとするの幸福は謝するに辭なし、然れども法教を放棄して主君の恩惠幸福を受くること能はず、又基督教法に反戻するは甚だ卑怯の名を得、且己れは婚嫁を受くるに適せず、基督教法を固守するより名譽幸福とする者無く、假令死を以てするも心を動すべからすと云ひしに、大臣は少年の心を動かさず宗教を固守するの勇剛を驚愕せり。

ジャックは宮中に在るの間基督信者なるを知らしめんが爲め、居常頸に基督の肖像を懸け、他人之れを隠蔽せんことを勸むれども従はず。薩摩王は家臣等の種々脅嚇して誘導すと雖も到底其心を動かさざるを覺知し、此回は必服従せしむべき方便を以て少年を脅嚇せり。是れは主君より四大臣をジャックの母の許に遣りて説諭するなり。母は此説諭を聴き、若し主命に従はざるときは母子の身命共に危きに至るべきを覺知すと雖も、之に答へて云く、ジャックは日本

全國の領主とならんより寧ろ殉教人たるを欲し、天主の法則に背き精神の安樂に戻るべき告諭を承諾せざる可し、母として子に悪行を勸め、基督法教に不忠ならしむるはジャックの肯んせざる所にして、法教を放棄せんより寧ろ身命を擲つを決すべしと。此事件に因りジャックの家族會議して以爲く、主君は必婚嫁を拒むを以て怒を發し、之れに報ゆる有る可しと、各身命を擲つを決し、死装を爲せり。偕てジャックの家には、信者等の常に相集りて禮拜祈念する美麗なる基督の堂あり。母は家族一同の危難を覺悟し、四十時間の祈念を爲さんことを望みしに、ジャック第一に祈念を爲し、其侍臣等は之れに次ぎ、僕婢に至るまで各其順序に従ひ、遂に四十時間の祈念を終れり。ジャックは人をして順次に拜堂に至らしめ、且人の眠らんことを恐れ、之れに注意して終夜眠に就くこと無し。此祈念終りて後ジャックは母に向ひ、少年と雖も尙ほ長者の如く殉教人たるを得べきやと問ひければ、母は之れに答へ、基督法教の爲め死するに於ては老弱長幼を問はず、各殉教の冠を得ること決して區別なしと云へり。ジャックは此言を聞き心中に感動し、歡喜を顔色に顯はし、頸に懸けたる基督の肖像を出して之れに接吻し、且基督の爲めに殉するを喜び、尊敬を表して頭上に戴けり。

薩摩王はジャック及び其家族の死を決するの報知を聞き、之れを刑せんか、或は赦さんかと種々心を動すと雖も、若し之れを刑に處するに於ては公方の意に適せざるを恐れ、或は時機を

待ち少年をして心を變換せしむるを欲し、終に之れを赦免せり。此際基督教師は薩摩王を過訪せしに、信者等より此事件を傳聞し、ジヤツクも亦教師を過訪し懺悔を爲し、其後涕泣し、若し不正の所爲に遇は、基督教の爲め死に就く可しと云へり。是れ教師をして歡喜の涙を禁ずると能はざらしめ、其心を慰むる者なり。此危害困苦は斯の如くなりしと雖も、其後來結局如何を知らず。

此年即千六百四年(慶長九年徳川秀忠征夷將軍となる前一年なり)故將軍信長の子及び太閤の姪の子京都に於て洗禮を受け、又諸教師は曾て公方より特別の尊敬を受けしに因て、京中の諸民殊に崇仰す。

此の頃京都に稀世の孝順なる三人の兄弟あり、是は異宗の人なれども、暫く記して世に傳ふ。此三人は其家貧しく、日夜勤勞し以て其母を養ふと雖も、其得る所多からず、因て一奇行を爲せり。時に公方の命として盜賊を捕縛し裁判官へ付する者は巨額の金を與ふべしと、所々に掲せしことあり。三人の兄弟は之れを聞き相議して曰く、我等三人の内一人を盜賊なりと偽り兩人は之れを縛して裁判官に付し、賞金を得て以て母を養ふの資となさば如何と。此議一決し鬪を取りて盜賊とならん者を定めしに、末弟其鬪に當り、兩兄は之を縛して裁判官の許に至り、盜賊を捕へ來りし旨を告げしを以て、即時に末弟は獄に下さる。兩人の兄は彼の約束の金を得て歸り去らんとして弟に別を告げ、三人互に握手し、直に去るに忍びず、相語て涕泣したり。

裁判官は偶然此景況を窺ひ、之れを訝り熟考するに、一人は罪人なり、二人は之れを訴ふる者なるに、互に別を惜んで泣涕するは必故あるべしと、先づ盜賊の處刑を停め、竊に一人を遣はし兩人の歸る時之れに尾行せしめたり。兩人は之れを知らず其家に歸り、事の次第を老母に話せしに、老母は忽ち大に驚き、末子の獄に繋れしを悲しみ、老身の餘命を保たため我子の命を縮むるは人倫と謂ふ可らず、此哀痛を見んよりも寧ろ餓死するに如かず、早く其金を奉還し、若し我子猶存せば之れを家に伴ふべし、若し既に死したらば、決して我を養ふを以て心を勞す可らず、我は子を殺して何の面目ありて生命を保つべけんや、早く柩を具す可しと。

裁判官の遣はせし人は此始終の言語を聞き終り、馳せ歸り具に其顛末を告げしに由り、裁判官は彼の囚人を引出し、或は威し、或は賤かし、竟に其實情を吐かしめたり。此に於て公方に此件を上言しければ、公方は此行を感じ、三人を召し、目前に於て其孝を賞譽し、末弟の命を捨て母を養はんとする大孝を賞して千五百エキユ、兩兄へは各五百エキユを賜はりたり。此卷を讀む者寔に上帝の世人を看守し、常に善を勸めて泄さざることを知るべきなり。

公方が下民の孤貧者を救恤することは此の如く慈仁なれども、太閤の孤子たる秀頼に對する所爲は甚だ公正ならず。初めは國中猶ほ強敵の懼る可き者あり、且其威權も確定せず、因て託言して曰く、若し政柄を幼主の手に復せば、人心の收め難きを恐る、故に暫く假に天下の事を

決するなりと。既にして威權の全く己れに歸するを見て、忽ち假面を脱し、終身全國を私するのみならず、之れを子孫に傳ふる志あるを暴露し、先づ關東を嗣子に委ね、又之を召して伏見に至らしむ。嗣子は直に兵七千に將とし、隊伍を整へ儀仗を嚴にして啓行し、伏見に到るの後數日入朝して、日本國最貴の官たる將軍職を拜命せり。是に於て前將軍(將軍は即公方なり原文其稱を混するを以て其例に従ふ)秀頼を促がし、入て其舅たる新將軍の拜任を賀せしめんと欲し、百方之を説かしむ。然るに秀頼の母、豊臣氏の寡婦固く執て肯がはず、事に託して之れを辭し、若し強て秀頼をして此城を離れしめんとならば、吾れ手づから秀頼を刺して此耻辱を免れしめんと云へり。然れども秀頼が竟に大阪城を奪はれ、母の固執は反て害となるに至ることは、後日に至て之れを見るべし。偕て此時は互に熟議の後、使者を以て候問の禮を行ふに決し、兩家より共に重臣を遣し、音信を通じ、金幣を納れて事止みぬ。是に於て天下の諸侯秀頼に屬する者は事の干戈に及ばざるを見て、秀頼は既に亡びし者と見做し、暇をも告げずして大阪を去り、各其領國に歸れり。嗚呼是れ以て天命の在る有るを見るべし。初め秀吉は信長の孤兒を捨て其國を奪ひ、今日に至りて徳川内府の爲めに其孤の政權を奪はるゝは、所謂爾に出で、爾に反る者なり。時に新將軍は京師に在て厚く士民に賜賚して人心を收め、尋で從兵を率て關東に還る。

此歳日本教會は極めて平穩無事なることを得たり。幕府は宗教を好まずと雖も亦其擴張を妨

ぐることなし、其意は聖教の主意は暴動を好まず、加之奉教者已に國中に蔓延し、又秀頼は國の主たる可き者なるに因り、之れに屬する者衆多なるを以て、創業の時に際し諸人の忿怨を來さんことを恐るればなり。

後段に説く如く、其頃諸侯伯中教會の安穩を妨ぐる者あれども、宗教を愛護する者も亦少なからずして、京都所司代板倉氏、上野氏の如き人あり。二氏は一日教師と會談して之を崇敬し教法を遵奉するの志を生じ、其奧義を聽きて大に喜び、爾後教法を庇護し、財を擲ち京師に於て尤も莊麗にして便宜なる教堂を建るの資と爲せり。抑も京師從來の教堂は下坊にあれども、今建る所の者は上坊にして、高貴の人の邸館に接せり。浮屠氏は之れを妬み、所司代に謁し、或は將軍に奏して其不便を訴ふと雖も、皆却けられて志を得ず。

此頃フランソワ社の諸師若干人日本に來り、將軍は西班牙船を關東の近海に到らしめ、互市の利を圖るの意ありと聞て上言し云く、我等幕府の爲めに周旋して、毎歲呂宋並に西班牙屬地の諸國より珍寶奇貨を積みたる大船を關東の近海に入津せしめんと。將軍之を許容し、諸師の爲めに江戸市中に於て尤も便宜の地を授けて居館を營ましむ。然るに其後來る所の船舶は極めて小形にして、加之關東の地は海岸甚だ危険なり、殊に海賊の患ありと稱し、他の國々に停泊せり。將軍時に伏見に在り、之れを聞て大に怒り、諸師往て謁見を請ふと雖も之れを許さず。